

令和 4 年 9 月 7 日（水）

（第 1 日 目）

令和４年第６回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和４年第６回苓北町議会定例会は、令和４年９月７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	９番	山本 政人
１０番	倉田 明	１１番	田嶋 豊昭（副議長）
１２番	錦戸 俊春（議長）		

３．不応招議員は次のとおりである。

８番 野崎 幸洋

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は11人です。野崎議員から欠席届と、一般質問取下願書が提出されております。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第6回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、日程（案）を作成し配付しておりますとおり、本日から9月15日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月30日、天草防犯協会評議員会に出席しました。

7月11日、天草広域連合議会、議会運営委員会に出席しました。

7月14日、全国町村下水道推進大会・研究会議に田嶋副議長とともに出席しました。

7月19日、天草広域連合議会臨時会に出席しました。

7月25日、天草陶石研究推進協議会総会に出席しました。

7月26日、天草広域連合議会、議会運営委員会に出席しました。

7月27日、県町村議会議長会、常任委員長・議会運営委員長研修会に廣田総務文教厚生常任委員長、松本建設経済環境常任委員長、倉田議会運営委員長とともに出席しました。御船町で開催されました。

8月5日、県町村議会議長会、第1回正副会長会に出席しました。

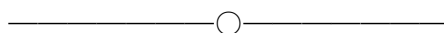
8月10日、天草広域連合議会定例会に出席しました。県町村議会議長会理事会、オンライン会議に出席しました。

8月22日、天草地域国県道路整備促進期成会の会計監査をいたしました。

8月24日、県町村議会議長会、正副議長研修会に田嶋副議長とともに出席しました。苓北町監査委員から、令和3年度、令和4年5月分、令和4年度、令和4年5月、6月、7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

皆様ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大は第7波となり、感染者は全国的に急増しております。

苓北町におきましても、最初の陽性者確認から8月末日まで延べ521名の陽性者が確認されており、特に本年7月1日から8月末日までの2カ月間で391名の方の感染が確認されました。

苓北町といたしましては、8月2日の熊本県「BA.5対策強化宣言」の発令を受け、町民の皆様方には、更なる感染拡大防止のため、今後も、基本的な感染防止対策の再徹底や3つの密のある場所への外出を控える等、引き続き、感染拡大予防対策にご協力いただき、感染の抑制に向けたお願いをしているところでございます。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、苓北町では、8月末現在で、4回目接種3,000名、51.8%の接種実績でございます。

ワクチンの接種にかかる情報につきましては、今後も随時、広報等により町民皆様方にお知らせしてまいります。

次に、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

まず、7月3日（日曜日）、苓北町消防団の夏季訓練を農村運動広場において開催いたしました。

また、7月10日（日曜日）、町内全域において、令和4年度苓北さわやかクリーン作戦を実施いたしました。

また、7月14日、15日の2日間は、志岐集会所を主会場として、第39回全国町村下水道推進大会を開催いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月に予定されておりました。

た、苓北じゃつと祭、長崎ペーロン選手権大会は中止となりました。

また、8月の各地区における盆行事等も中止になっております。

次に、今後の町主催行事等についてのお知らせでございます。

9月17日（土曜日）から18日（日曜日）の2日間、熊本県民体育祭、水俣・芦北大会が、無観客で開催予定となっております。

9月から10月に予定しておりました、坂瀬川・志岐・富岡地区の町民体育祭、敬老会、富岡城お城まつり、志岐氏サミット、関東ふるさと苓北会総会は、中止することが決定しております。

また、熱中症予防のため、従来の7月開催から11月に延期し、実施を予定している避難訓練及び、例年11月に予定しております防災訓練につきましては、今後、検討することとしております。

また、10月7日（金曜日）から11日（火曜日）までの5日間、苓北町と天草市天草町の各窯元において、第33回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催される予定であります。

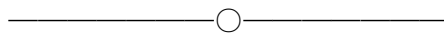
また、11月12日（土曜日）から13日（日曜日）に開催予定の苓北町産業文化祭につきましては、飲食の提供をなくし、規模を縮小した上で実施する予定としております。

それぞれの今後の行事につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により、行事開催の判断をしてみたいと考えております。

また、任期満了に伴う町長選挙、町議会議員一般選挙は、令和5年1月17日ですね、火曜日に告示、令和5年1月22日（日曜日）に、投・開票、立候補者説明会は、12月13日、午前9時30分から、役場大会議室で開催されます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、山本政人君。

○9番（山本政人君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

心配されました台風11号、この苓北町におきましては、大した被害もなく、無事に済んだことを大変喜んでおります。ただ、長時間にわたって吹き荒れた沖縄、そしてまた通路となった長崎対馬。ここにおいては、大変大きな被害が出ております。お見舞いを申し上げたいと思います。また、隣の韓国にも上陸をして、お亡くなりになった方もいらっしゃるという報道がなされております。

それでは、只今から、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

田嶋町長は、平成3年、苓北町長にご就任以来、今日まで、国会議員・官僚との太いパイプをお持ちになり、そのことを、苓北町の渉外活動に生かされ続け、現在、8期目であります。他自治体に先駆け、町の発展に寄与、数々の成果を上げてこられました。

公共水域保全のための下水道整備。少子社会は国を滅ぼすの理論のもと、少子化対策に着手。そしてまた、九州電力火力発電所1号機、2号機の運転開始の見守り。天草の要害であり、観光の拠点となる富岡城の復元。資源循環型社会の構築。広域合併をせず、単独での「まちづくり」の選択。そしてまた、都呂々笹尾浄水場更新工事实施の英断等々。

その期、その期に尽力をしてこられました。

また、全国の行政各種関係団体の長も歴任され、辣腕を振るってこられました。

先程、報告もありましたように、全国町村下水道推進協議会の会長もされておられまして、苓北町で、7月に開催がされたところでもあります。ちょうど、コロナの真っ盛りでございまして、なかなか町内全域に周知徹底がなされることも難しい中で、縮小されて開催されたものと思いますけれども、そのように、全国的にも活動をなされております。

このことは、苓北町民が高く評価するところであると確信しています。

令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、苓北町も新たな同法に基づく、過疎地域として公示されました。

今後も、田嶋町長の英知を苓北町の行財政運営に生かされるべきとも考えます。

町長。次の町長選挙、いかがでしょう。

苓北町民、皆がこの町に住んでよかったと言えるまちづくりのため、令和5年1月に執行が予定される苓北町長選挙へのお気持ちをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変ありがたいお言葉をいただきまして、感謝を申し上げます。

結論から申し上げますと、来年1月の町長選には、出馬をしないということで決めています。その理由といたしましては、以前から、私よりも、苓北町民を幸せにできる、そして苓北町の発展をしっかりと支えることができる人に声をかけておりました。その方が、7月になりまして出馬を快諾なさいましたので、この方にお任せをした方が、苓北町民のためにも、非常に前向きな町政になるのではないかという思いでありますので、それが1つでございます。

もう1つは、後々、決算の審査があると思いますが、決算もですね、我々が、副町長をはじめ、役場幹部職員と計らいまして、しっかりとした長期計画を練ってまいりました。その結果、財政もですね、非常にすばらしい状況に進んでおります。よく孫子の代

まで借金を残していくのかという質問が度々ございましたが、今の状況でいきますと、後4、5年もいたしますと、その借入金、そして基金残高を見比べまして、全く我々の時代で解決ができる状況になってきております。そういうひとつの大きな区切りができました。

そういった意味で、今回の選挙は、新たな方で、この町政を担って、さらなる苓北町の発展に対応していただきたいと、そういう思いであります。

以上、山本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山本政人君。

○9番（山本政人君） 只今の答弁を聞きまして、非常に残念であります。

非常に残念ですが、このたびの田嶋町長の今期限りでの勇退という決断を重く受け止めます。幸いにして、自らの意を汲む、流れを汲む、後継者が見付かったということで大変喜ばしいことでございます。

今後、新たにに取り組むこととされている事業、とりわけ、天草広域で取り組むこととなる、天草広域連合新ごみ処理施設の建設費、建設事業、このことについても、まだまだ大きな問題が残されております。これは、令和9年4月稼働を目指すわけでありますけれども、このときの均等割、予算全体の100分の20が、負担割合がどうかということでありましたが、このことについては、それぞれ、天草市、上天草市、苓北町、それぞれが3分の1ずつの負担というふうになっておりましたけれども、これじゃいかんじゃないかということで、検討がなされ、そして、天草市が15分の10、上天草市が15分の4そして、苓北町は15分の1に留まった、変更されることになった。

この変更されることになったということは、天草島民にとって何が平等かという視点から、田嶋町長が尽力されたもの、その結果、このような負担割合になったものだというふうに私は思っています。

これから、まだ苓北町としての道半ばの事業、それは、自らの意を汲む、流れを汲む方を後継者として、指名するというところでございました。大変うれしく思うところであります。

もう一度このことについて、ご意見をいただき、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 失礼ですが、私が指名するというような、そんなおこがましい態度ではありません。あなたが、町民が必要とする方だから、出ただけないかと。そういうお願いをしたところでございますので、その辺のところは、ひとつご理解をいただきたいと思います。

また、天草のごみ処理場につきましては、何年かですね、合併以降です、合併問題以降、相当、苓北町は何だか継子扱いみたいにされてきました。これは、ほかの問題でも

同じでございます。

でも、今の上天草、天草市長は、非常にその辺は前向きな態度でありまして、議会を、それぞれの議会の説得していただいて、今、ご質問にあったとおりの、それぞれの規模に応じた、分担割合になったわけでございます。

あとは、入札等々で、もっと、価格が抑えられればですね、また、苓北町の負担も減ってくるというようなことでございますので、それを期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで、山本政人君の一般質問を終わります。

次に、通告２番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君） おはようございます。通告２番、３番議員、廣田でございます。苓北町が管理する港湾、上津深江港に浮体式係船岸等の設置を検討いただきたいということで、質問をさせていただきます。

ある自治体の公式ホームページに、港湾と漁港の違いは何ですかという問いがあり、その答えとして、漁港は、漁業従事者の船舶に専用的に利用されますが、港湾は、不特定多数による平等の利用が原則であり、貨物輸送船や定期旅客船、作業船、漁船あるいはヨット等、ほとんどの種類の船舶に利用されているとあります。

苓北町には、苓北町が管理する港湾として、上津深江港と都呂々港がありますが、その上津深江港では、漁船が係留され、漁業活動も行われています。

現在、有志で作成された、係留用のいかだの設置がなされておりますが、やはり、干満の差が激しいこの海域においては、浮体式係船岸（ポンツーン）等の設置が必要ではないでしょうか。

上津深江港に係留する漁船を所有する家族については、４０歳代の漁業後継者の存在もあり、また、嗜好・良好の漁場（上津深江の一文字堤付近、また、上津深江沖）に近いという利点もあります。

苓北町が管理する港湾、上津深江港にも、ぜひ、漁業振興、労務軽減の観点から、浮体式係船岸（ポンツーン）等の設置を検討いただければと考えます。

以上、１点、お願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

現在の上津深江港の浮体式係船岸は、平成１８年度に地元漁業者、漁協関係者と協議を行い、幅２．５メートルから３．１メートル、長さ９メートルの浮体式係船岸９基分の原材料費７４７万６、０００円及び、重機借り上げ等の経費を町が負担し、施設利用される関係者の方々が、整備主体として、組み立て作業を行う方法により、平成１９年に

施設整備を行っております。本施設は整備時において、約20年程度は利用できる材料により、簡易浮体式係船岸施設として整備しており、現在まで15年間、地元関係者で、補修を重ねられながら、ご利用をいただいております。

今後におきましては、施設の利用想定期限を間もなく迎えることや、議員ご指摘の労務軽減、漁業振興の観点も踏まえ、まずは、日頃から利用されている関係者の皆様方からのご意見をしっかりと伺いしました上で、問題解決に向けて検討を重ねてまいります。その中で、浮体式が出てくるのか、どうかですね、地元の方たちのご意見を尊重しながら、高齢者対策という観点もございますので、しっかりと、前向きな頑張りをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 只今、平成18年度に、町がお金を出して作った施設であるということでした。

15年から20年は大丈夫だということですがけれども、地元の皆さんにお聞きしますと、3年、4年経ちますと、やはり、孟宗竹等の、やっぱり寿命がきまして、危険であるということで、みんな共同作業で、もちろん資金も、自分たちで負担をしているということで、自分たちの作業でやっているということでした。

今、苓北町の漁港の中で、これは土木管理課と違いますけれども、農林水産課の課長にちょっと伺いますけれども、ポンツーンが、都呂々から坂瀬川まで、漁港についております。そうしたところで、ポンツーンが台風、また、事故等で破損した場合、利用者が負担して修理をするものか、それとも、公費で修理が済むものか、ちょっとお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） ちょっとですね、今、明確なお答えの準備ができていないんですけども、おそらく、負担金ですね、利用者の方の負担金というのが出てくるのか、出てこないのか、そこらあたりで、どういった事業で修繕が行われるのかをちょっと調べまして、改めてお答えさせていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これを、公の経費でつくった場合にですね、これは災害ですから、当然、全部災害としてですね、県・国と相談しながら、町の負担でやるべきだと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 只今、町長から、公費で設置した場合においては、災害等に遭った場合は、公費で修理はするんだというお答えがございました。15年、20年と

いうのは栈橋のことではないかなと思うんですけど。橋ですね。橋は、まだ大丈夫みたいなんですけど、船を繋ぐいかだ、あのいかだをどうしてもつくり替えなければいけないということをお聞きます。

そういった意味で、波が来たら、やはり危ないということで3、4年経ったら、みんな出て作り直すんだと、個人負担で作りますということでした。その点についてちょっと、土木管理課長、一言。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この上津深江の件におきましてはですね、地元の関係者の方々の厚意もあって、自分たちが使うところは自分たちの力も出してやっていこうという、そういうお気持ちであったと、非常にありがたいお考えであったと思っております。

そういった意味でですね、今後、その方たちも高齢化してきておられます。ですから、やはり、これは町で作って、災害等あった場合にはですね、町で災害復旧していくというようなことも考えた中で、検討しなければならないと私は考えております。

ただし、先程も答弁いたしましたように、地元の関係者の方々のご意見も拝聴しながら、今後、どういう形でやっていくのか、対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の廣田議員のご質問ですけれども、上津深江の方は、本当に共同で、その施設を管理していこうというお気持ちの中で、3から4年毎に、竹等でですね、補修しながら、みんなで使っていくんだよという愛着の中で、大切に上津深江港を使っている現状でございます。

町長の答弁、申し上げましたとおり、そういう方針の中でですね、しっかりと上津深江港を利用される皆さんと話した中で、この問題解決にですね、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ちょっと歯切れが悪いような気がいたしますけれども、それは確かに、先程、町長がおっしゃられたように、設置をしたときには、まだあそこの地区の人たちも若かった。まだまだ20年、30年は、バリバリやりますよという年だったかもしれません。

しかし、今、やはり60代が若手というような時代です。高齢化がどんどん進んでおります。そうした中で、年金暮らしの人たちもかなりおられるわけですね。その人たちが沖に行くのに、もし万が一、そこで事故があった場合とか何とかちゅうのは、どこかの責任であるかということを考えますと、ちょっと頭をかしげるところが出てきますので、もう町長が、地元の人たちと話し合いをまた持って、ちゃんとやっていきたいとい

う答弁でございましたので、それを楽しみに、また、１２月に頑張りたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告３番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） おはようございます。通告３番、７番議員、浜口雅英です。

質問の相手は、苓北町長。質問形式は一問一答です。

まず、質問事項１、安心して住めるれいほく。

質問要旨（１）高齢化社会への対応。

２０２２年版高齢社会白書によれば、６５歳以上の日本の人口は３，６２１万人で、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は２８．９％になったと、内閣府から令和４年６月に公表されています。

これらの高齢者問題は、昭和２２年から２４年に生まれた俗にいう団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者入りするため、社会が負担する社会保障費等の額が大きくなっていくことが見えます。

少子高齢化の原因は多岐にわたり、一概にこれという原因は掴みにくいとされていますが、価値観の多様化による未婚率の上昇、晩婚化、晩産化などが考えられると言われています。

さらに、世代間の扶養関係を見れば、高齢者一人に対して生産年齢人口、何人で支えているかという点、１９６０年、昭和３５年１１．２人が、少子高齢化の影響により、昭和５５年、７．４人、２０１４年、平成２６年には２．４人とこの５０年間で大きく減少しています。苓北町の２０１５年、平成２７年の国勢調査の高齢者数２，９１３人に対して、生産年齢者数は３，９３２人が示されています。

このようにとどまることを知らない高齢化社会により厳しい財政運営が予測される中で、先の第３回定例会の一般質問で、田嶋議員から、「健康寿命を延ばす取り組みについて」として、あん摩、はり、きゅう等施術料助成事業の内容拡充の検討をお願いしたいという一般質問がなされ、これに対して町長は、他自治体の状況を参考にしながら、サービス内容拡充につき検討してまいると回答されております。

いつ頃、どのような内容の助成に関する条例を考えておられるのかお尋ねします。

また本町の施術料金助成に関する条例では、第１条、目的に、老人の健康の保持と謳っており、第２条では、満６５歳以上の者が助成対象者ということになっています。６５歳以上の高齢者の皆さんはもちろんですが、デスクワークあるいは、先天的に腰痛を抱えておられる６５歳に達しておられない町民の皆さんも、本条例の対象とする運用を検討されてはいかがでしょうか。

他自治体に先駆け、年齢制限と老人という言葉を抹消し、すべての町民を対象にした

福祉の向上を図り、この高齢者施策条例の見直しにより、名実ともに、福祉の町れいほくを目論み、移住者の増による人口増のまちづくりを目指すべきです。

質問要旨（２）新型コロナ感染症の現状。

令和４年８月２２日の新聞報道によれば、世界の新型コロナウイルス感染者数は、米国の９,２６３万人を筆頭に、全体では５億９,５６７万人を超え、死者数は６４５万人とされています。

国内では、東京が２７４万９,５１３人で、総計１,７２０万５,８６３人のうち、死者数３万７,０７６人とのことのようです。

熊本県内では、２１日、３,６２７人の感染者が確認され、累計では２６万３,６４３人、死亡者は４８２人と報道がっております。

さらに町内では、令和２年１０月以降、令和４年８月２２日までの期間で４４８人の町民の方が感染されております。特筆すべきは、令和４年の８月の感染者数です。実に、８月２２日までの期間で、２３０人が感染されています。この数値は、令和２年１０月から令和４年８月までの総数の５１％の数値になります。単に数値という言葉が適切かわかりませんが、この異常値の原因は何でしょうか。

私は、先の本年第３回定例会でも、コロナ感染症の現状と題して一般質問をいたしました。このとき、町長の答弁によれば、対策本部会議を１００回以上開催し、危機感を持って、感染拡大防止等の対策、対応の協議を行い、感染者が出たときには、経路等しっかり掴んで、これへの対策を考えておられるということのようです。この８月の２３０人という数値の原因は、どのような事案と考えられたのでしょうか。

このコロナ感染症に対しての防止策は、全世界で検証されているようですが、これといった感染症撲滅策は見当たらないようです。

さらに日本の政府は、今まで実施してきた全数把握の手段を各自治体で判断するよう見直しを決めました。都道府県レベルの知事の中には、現行の取り組みを続けると発言された知事もおられるようです。このことの詳細は理解仕切れておりませんが、もし、保健所等の事務量が増え、これに対応するための処置ということであれば、もちろん、本コロナに関しては、医学的な見地から、国や県の専門部署での取り扱いが主流にならざるを得ないということは理解しますが、通常の事務等の範囲で、保健所管内自治体の職員をこれらの機関に派遣し、事務処理に当たることも可能と考えます。

本町では、この全数把握への取り組み、保健所等への職員派遣についてどのような取り組みを考えておられるのでしょうか。

質問事項２、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（１）ライフラインの整備。

ライフラインとはエネルギー、水供給、交通、情報等の日常生活に必要なインフラ設

備を表すと思います。日常生活の維持のためには、ごみ処理場や交通、上下水道、電話、インターネット、テレビ、ラジオ等が挙げられ、近年、スマートフォンの普及等により、快適な通信環境を提供するための通信網は欠かせないとされています。

このような中で、道路はすべての住民が必ず利用しなければならないものでしょう。本町における道路の現況は、国道が324号と389号の2本、県道が主要地方道本渡苓北線9,424メートル。ほか一般県道5本でこれらの実延長は3万1,672メートル、改良済みが1万2,000メートル、未改良が1万8,000メートル。町道が387本、26万3,476メートル、舗装率は92.4%になっていますが、舗装面の凹凸やクラック、路肩の流出がかなりの箇所を占めているのではないのでしょうか。この人体に例えれば、血管の役割を果たしている道路は、人や車の適切な流れを保持するために、日常的な維持管理が求められるのではないのでしょうか。

これまでも、この道路の維持管理について、度々、提言してきましたが、目に見えた状況にはありません。この維持管理の手段として、道路パトロールを実施しているとのことでしたが、このパトロールの方法はどのようなものなのでしょうか。そして、この結果をどのような形で生かしておられるのか、お尋ねします。

また、路面の維持管理と合わせて、道路に差し掛かった枝葉がトンネルになっている樹木が目立ちます。そしてこの樹木は、路面に落ち葉や枝を落下させるだけでなく、本質問の冒頭に申し上げましたが、通信や電力の線を巻き込み、断線等による障害を起こす可能性が大きいと考えます。これも、道路パトロール時に観察しておく必要があるのではないのでしょうか。町は、これらの支障木を所有者により処理すべきという考えのようです。このことは、度々、町の広報紙で土地所有者へ呼びかけておられます。

そこで、この支障木の処理場所の件ですが、現在、年柄地区に用意してある箇所イゲ林だけでしょうか。ここは、途中の道路の管理も悪く、距離もかなりあります。もっと集落に近いところに仮置場所でも構わないので、これの処置場所を用意すべきではないのでしょうか。このことによって、いくらか支障木の処理が進むのではないのでしょうか。しかも、このイゲ林には、崩落防止のための手段は何もされていないようです。近年、線状降水帯という激しい雨が降ります。事故が起こる前に何らかの対応をすべきです。

さらに、快適な通信環境の提供に当たっては、先頃、KDDIに通信障害が発生しました。大規模な通信障害は、他の携帯会社でも起きているとのことのようです。これに伴って利用者側も、万一に備え、公衆電話や各戸等の固定電話の活用も考えておかねばならないとの報道もなされています。このためには、既設の通信線の適正管理が求められます。しかし、現状は先程、触れましたが、樹木の枝葉の中に埋もれてしまっています。これへの対応は、通信線の所有者なのか、道路の管理者なのか、責任の所在を明確にして、この現状を打破するために、国県道は熊本県が、そして町道関係は、苓北

町が責任を持って、確実に対応すべきと考えますが、いかがでしょう。

質問事項 3、ふるさとと呼べるれいほく。

質問要旨（1）公有施設等の利活用。

令和4年6月開会の第3回定例会で、白木尾旧郷土資料館を貸し出すためのサテライトオフィスに改修する設計委託料の補正予算が可決されました。この建物は、これまでも議会の中で幾度となく、再利用の要望が提案されていました。今回の取り組みは望ましいことと考えます。

ところで、町は町内に、現在使用していない施設や土地を複数所有しておられます。例えば、坂瀬川花園台地の旧坂瀬川公民館と広場。旧坂瀬川中学校の校舎の二階部分。旧都呂々中学校校舎も別棟の特別室は、地元有志によって有効利用されているようですが、校舎本体はどうなのでしょう。

また、富岡温泉跡地の高台は眼下に、富岡海水浴場、町の一次産業の中核を支える富岡漁港、県内唯一の水産関係の授業を受けることができる拓心高校、さらには、県内の電気エネルギーの70%を供給することができる九州電力火力発電所が続き、そして、日本伝統工芸品の磁器の原料である陶石の産地を望み、目を西から南に向けると東シナ海が広がっています。この富岡半島は、国立公園に指定されており、いくつかの規制がかけられていることとは思いますが、この絶景を望める大地を町の活性化につなげることはできないのでしょうか。

さらに、この度、昭和45年に起工式が行われ、その後、町の主要産業として町づくり、地域づくりにご貢献いただいた株式会社キューアサが事業を閉鎖されました。この工場跡地の広大な用地は、今後どのような活用が予定されているのでしょうか。

明神山津波避難所の周辺にも、広大な広場があります。売却用宅地を造成されましたが、そのままのようです。民間の会社も移転され、広い跡地も残っています。用地所有者が複数おられることとは思いますが、町が旗振りをし、官民の協議の中からでも、妙案をつくり、町の活性化のための施策はないのかと考えますが、いかがでしょう。

私は児童公園等の取り組みは、子どもさんをお持ちの保護者等の皆さんの声に応えているのではないかと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、高齢化社会への対応についてであります。苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の改正につきましては、今議会であります令和4年第6回定例会に一部を改正する条例案を提出しております。

改正する条例案の内容であります。助成金を1回600円から800円と、200

円を増額し、利用回数を12回から16回へと、4回分を追加するものでございます。

議員ご指摘の対象年齢の年齢制限につきましては、苓北町の内外の利用状況等を見ながら、今後の対応を検討させていただきたいと思っておりますが、確かに、若くてもですね、はりの治療が必要な方たちはたくさんいらっしゃいます。私も60年前に大けがをした後、はりの治療をずっと、これ自費ではありますが、続けております。最近はどうですね、筋肉が弱くなったせいか、昔ほどの傷みは少なくなってまいりましたが、やはり若い方でも、それだけ厳しい状況にある方は、必要な方もいらっしゃるかと考えております。中にはですね、保険適用ができるところもございます。

そういった意味では、こういう方々にどういう対応をしていくかというのは、検討すべきことであるかと考えておりますので、いろんな条件をつけるとか、そういうことも踏まえながらですね、対応を検討させていただきたいと考えております。

次に、苓北町内での新型コロナウイルス感染者の発生状況であります。令和2年10月に最初の感染者が確認され、その後、令和4年4月まで47人の感染者の確認がありました。5月から感染者が急増し、4カ月間で474人の感染者が確認され、令和4年9月6日の昨日まで公表されている天草保健所管内における町内の感染者は、これまで累計で550人となっております。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで、防災行政無線や広報誌等を通じ、都度、都度の状況を見ながら、感染予防対策の周知を図ってまいりましたが、今年度に入り、令和4年5月から7月には、学校や保育園で感染者が確認され、感染者の自宅療養中に、家庭内での感染が拡大してまいりました。8月に入りますと、家庭内感染のほかに、夏休みやお盆での帰省客等による人の移動によりまして、さらに感染が拡大し、感染経路が不明な感染者の増加や、病院等に入院されている高齢者の感染拡大もございまして、これらが増加の原因であると考えております。

この問題点はですね、7月ぐらいまでは、保育園児や学童児の感染によって自宅待機をさせると、自宅待機をさせることで、自宅に一緒におられる方、全てがかかってしまわれるというような状況もございまして、急拡大をしたわけでございます。

そのときにですね、我々は、熊本県知事そして保健所長、広域本部長に対しまして、できるだけ感染者が出た場合は、感染者とご家庭の事情によって、どなたか大人の方お一人、病院かホテルに隔離できないものかどうか。それのお願いをしたところでございます。保健所の方のおっしゃることはですね、それもお勧めをしております。お勧めをしておりますが、ほとんどの方々が、自宅療養をさしてくれとおっしゃるということです。

そういうことの中で感染者が増えた。一番怖いのは、8月になってからですね、経路不明の感染者が増えているということでございまして、その辺のところ、今、保健

所に聞かしても、どこの誰が罹ったかとか、そして、その経路について教えてくれません。多分、保健所の方も手が回らなくてですね、わからないんじゃないかと思っておりますが、非常にその点について不安を感じております。

新型コロナウイルスの流行で、業務がひっ迫する医療機関や保健所の負担軽減のため、感染者の情報を特定する全数把握につきましては、国におきまして見直しが行われまして、今年9月26日から、全国一律で実施する方向で協議なされているようですが、熊本県におかれましては、これまでどおりの全数把握で対応していくことの方針のようでございますので、苓北町といたしましても、引き続き、感染予防対策を行ってまいります。人手が足りないということでございますが、確かに、その関係もあって、保健所でも、感染者の方の中身、経路等ですね、把握ができていない状況であるようでございます。

また、熊本県におかれましては、「B A. 5対策強化宣言」にあります、県民一丸となった対策の基本的な感染予防対策の再徹底の呼びかけかけを行うとともに、広報れいほく及び防災行政無線等を通じまして、感染の予防活動等につきまして、町民の皆様方へ周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問にあったようにですね、これはもう基本的なことをやっていくしかないという、ほかにしっかりした、決め手がないというのが、もう残念なことではございますが、非常に、今後の不安を感じるところでございます。そのために職員の派遣についてであります、これは、医療関係者は感染者が出たら、お一人ずつ詳細な報告をしなければならぬということで、これに仕事が終わられてから夜中じゅうかかってやっておられる医療関係者が多いと。このことについての人手不足ということが中心であるとお聞きしております。

そういった意味では、ある程度、専門的な要素も必要ではないかと考えております。そのために、職員の派遣につきましては、何も知らないで行って、充分な対応ができるのかどうかということと、苓北町も、やはりコロナ対策を行っております。そういった面ですね、苓北町も限られた人数での対応を行っておりますので、なかなか職員派遣というのは、いろんな面でのことを考えますと、難しい点があると考えているところであります。

次に、ライフラインの整備についてのご質問でありました。

道路パトロールの方法は、土木管理課職員または、会計年度任用職員が、各町道を公用車により走行し、路面状況や路肩状況などを目視で確認しながら、パトロールを実施しております。

パトロールの結果、路面の堆積物や路側雑草、側溝の閉塞物の除却等が必要な場合におきましては、会計年度任用職員による作業班で除去等を実施し、ポットホールなどの

補修につきましては、発見した職員により、舗装合材による補修等を直ちに実施しております。

年柄イゲ林以外のもっと集落に近いところに仮置場所でも構わないので、草木の処置場所を用意すべきではないかというご提案につきましては、適地の選定や周辺環境への配慮など、様々な課題がございますので、現在のところ、大変難しいものがあると考えておりますが、周辺地域の方々のご理解があつて、適地があるということであればですね、その地域とよく話し合いをしながら、今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

また、イゲ林の崩壊防止対策につきましては、令和5年度において、専門家による現地踏査等による調査を進めていきたいと考えておりまして、ご指摘のように、今のままでは、これは後々大変なことになるのではないかという思いでありますので、その件については、なるべく早く調査を終えて、今後、どういう対応をしていくのかという、具体的に決めてまいりたいと考えております。

次に、道路上の通信線の管理につきましては、通信事業者等の占有物であり、道路パトロールにおいて、支障があると確認した際に、随時、占用者に連絡し、除去をお願いをしているところでありますので、今後とも、しっかりした対応をしてまいりたいと考えております。

次に、公有施設等の利活用についてのご質問でありました。

1点目の旧坂瀬川公民館と広場についてであります。このうち、旧坂瀬川公民館は、株式会社キューアサが、本年12月31日まで解体に伴う現場事務所として借用されておられます。なお、令和5年につきましても、引き続き、借用を検討中であると聞いておりますので、そういう申し出があつたら、こちらも前向きに対応してまいりたいと思っております。また、広場につきましては、数年前までは、グランドゴルフやゲートボールなど、高齢者の方々が利用されておりましたが、現在は地元保育園の散歩コース等に利用されている状況であります。

2点目の旧坂瀬川中学校校舎の二階部分につきましては、今後、旧郷土資料館に展示されている展示物の展示スペースとしての利活用を検討していきたいと考えております。

また、この展示物の資料であります。旧郷土資料館に山積みになっております。整理をされて、積んでありますが、本当に必要なのかどうか。もう一度、関係の方々に点検をしていただきたいということを指示いたしております。私が何回か見た中では、これは預かってあるばかりで、本当に苓北町が展示をしていいものかどうか、疑問に思うのも相当ありました。ですから、文化保存の関係で、本当に必要かどうかの結論も早く出して、片付けるものを片付けるということでやっていただきたいと考えているところでございます。

3点目の旧都呂々中学校校舎本体につきましては、来年1月から、風力発電事業者のサテライトオフィスとして活用していく計画となっております。

4点目の旧富岡温泉ホテル跡地につきましては、令和3年度に熊本市内のホテル関連事業者と売買について数度交渉を行いました、契約には至りませんでした。ご指摘があったように、非常に風光明媚で、素晴らしい場所ではあると考えておりますが、なかなか買い手がつきません。そういった意味においては、ホテルと限らず、介護施設、福祉施設等の、要するに利用を狭く限定しない中での売買というの、考えていいのではないかと考えているところでございます。

5点目の株式会社キューアサの工場跡地につきましては、親会社の株式会社旭化成において、太陽光発電設備設置を検討されていると聞いておりますが、あくまでも検討段階で、詳細は未定とのことでございます。

6点目の明神山津波避難場周辺（旧苓北町ふれあい館跡地、旧テニスコート跡地）につきましては、令和3年度に旧テニスコート跡地、旧苓北町ふれあい館跡地の一般競争入札を行いました、入札者はございませんでした。令和4年度におきましても、まず、事業用地としての利活用を想定し、現在、二筆に分けて募集を行っておりますが、購入者がおられない場合は、個人向け用地として、購入をされやすいように分筆し、販売する計画をいたしております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この会議の中でですね、今定例会の中で、補正予算が計画されているようですが、条例化が優先されているようですが、天草市と上天草市と苓北町で格差がありますけども、これは、いつ頃から、これだけの格差があっているんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） このような差になった時期については申し訳ございません。わかりません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） やっぱそれはおかしいでしょ。ですね。あなたが町の高齢化対策の一番柱ですよ。一番礎ですよ。苓北町の中でですね。でしょ。そういう立場におられる部署が、よその自治体との比較はできないと、わからないんだと。

先程の町長の答弁の中では、年齢制限をかけないということについては、他の自治体を検証してみるという話がされました。どういうことなんですか。ですね。

やはりそこら辺は充分にそういう質問が議会であつたから慌てて調べるんだということではなくて、普段の業務の中で、高齢化対策を進めていくという、言うならば過疎地域

の小さな町村には一番大事なことはないですか。

自治体次第では、高齢化率が50%、60%になっている自治体もあるんですよ。そういうことも調べておられますか。そういうことを調べながら、苓北町をどうしていくんだ。そのためには、よそでそういう取り組みをされているならばそれを見習ってみよう。ただ、財源的に間に合わないという部分があれば、それはそれでまた別途検討すると。しかし、その基礎資料だけは掴んでおくべきだと思いますが、その点は、回答はできんとやろけん。それでは、今後の心構えでも聞かせてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 大変申し訳ございません。今後、他市町の数字とか動向等の調査を重点にさせていただきたいと考えております。以上です。

〔「…して、したっじゃかつか」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 当時、令和3年3月11日現在のときから、既に、天草市と上天草市の状況を把握しておりまして、天草市が国民健康保険の加入者で、一世帯40枚で、一回当たり800円の助成。上天草市は国民健康保険の加入者で、一世帯24枚交付で、一回当たり700円の助成。天草市の後期高齢者につきましては、800円を、一人20枚交付しております。上天草市では、一人当たり12枚、700円の助成を行っている。そういう状況は、令和3年の3月11日に調査をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私が質問するよりも、副町長が質問したほうが、明確な答えが出てくるようですけども、冗談はさておいて、苓北町がですね、高齢化社会への対応は、一番優れている施策を進めているというような形になるように、全部で協力してもらいたいと思います。

それから、新型コロナについてですが、コロナ感染によってですね、生活苦になって困っているから、何かそれへの対応はできないのかというそういう要望はあっておりませんか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） コロナに係ります生活困窮に関する相談等につきましては、これまで健康増進室の方にはあっておりません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今までの資料の中でですね、何か企業とかなんとか、飲食店とか、そういった方々からの声をですね、やっぱりよく聞くわけですよ。どがんかならんとや。客人はひとりも来んとやっとなという話がありますけども、概数で構いませんの

でそういう状況はあるのか、あるとすれば総額で当然、国のコロナ関係の交付金あたりを使っておられるというふうに思いますけども、どのくらいになっているのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 飲食店等につきまして、私のほうから、把握している状況だけご報告させていただきたいと思います。

令和3年度実績で言いますと、内容的にはですね、飲食店等の感染防止対策ですね、あと、中小企業、企業者の支援ということで、4分の3の補助の上限60万円の部分の補助金、並びに、中小企業の方ですね、借り入れ等の利子補給の特別措置、熊本県の方で営業時間の短縮の要請等がございまして、それに係る支援の方を行っております。そのうち、トータルで、飲食店等の件数だけですけれども、46件ということで、詳細まだありますけれども一応そういったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 生活苦の状況の方は話がないということですけども、これ相談の窓口、もし、あるとすれば町で相談を受けるんですかね。それとも、保健所とか県とかになってくるんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 新型コロナウイルス感染症に関する相談につきましては、町の方では、福祉保健課、健康増進室の方で、相談を受ける窓口ということでしております。

それと、町に対して相談がありましたら、関係機関の方にですね、相談事を情報共有させていただいた中で、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 相談がないということはですね、良いことなのかもしれませんが、なかなか相談しにくい案件だろうというふうに思うわけですよ。ですから、そこら辺のところも、町民の皆さんには情報発信をされて、「いつでもいいですよ」、「特別室でお伺いしますよ」とかそういう話をして、相談しやすいような雰囲気をやっぱり行政がつくるべきではないかというふうに思います。よろしくお願いします。

それから感染されると、一週間とか10日間待機しなければならないとかそういう話がありますけども、そのコロナ感染症の症状のうちうのは具体的にどういうことがあって、それで苓北町で死者数は今のところ、亡くなられた方がおられないようなことですけども、新聞とかテレビとか見るとですね、感染者数は何人ですよとか何とかっていう話だけですよ。もうちょっと具体的に、感染されるとどうなるのか。例えば、3日以内に血清を打たないと4日目には命を失うよとか、そういうことがあるのか、ないのか。

そこら辺をちょっとわかっている範囲で構いませんので、あれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 町におきましては、町内のどなたが感染されたかわかりませんので、私の方ではですね、町職員が感染したというところで、症状はどうだったのかというところを確認させていただいた中ではですね、喉の痛みがあったとか、あと、熱が出たとかというところの情報は掴んでおりますけど、それ以外の情報、症状というのはちょっとわかりません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今のようなですね、室長からお話がありましたようなことは、私も、新聞とかテレビで聞くわけですが、もうちょっと詳しくないのかどうかですね。ないとすれば、それは構わんとですが、ただ、問題は感染者数が増えましたよとかだけでしょう。それで判断していく。そういうことで、果たしてこの地球上からこのコロナ感染症をですね、ゼロに、撲滅させることができるのかどうかって思うわけですよ。感染されたならば、必ず、それに予防接種の注射もありますけども、感染された方への注射、もちろん、何か薬がなからんと。注射しても一緒でしょうけども。そういうものの進み具合はどうなっているのか、もし、情報を掴んでおられれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 町といたしましてはですね、基本的な感染予防対策、日常的にできること、まず、マスク着用とか、手指消毒とか、そういった呼びかけにおいてですね、皆様方が感染しないような呼びかけを実施していきたいというところで、町の方ですね、安全対策の方には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これに対するですね、具体的な症状、並びにそのことに対する対応というのが掴めてないということならばですね、やっぱ、いろんな会議なんかなかでも、問題提起されて、その解決策を、小池都知事さんがテレビでもきらびやかなイヤリングなどして、東京都は減っていますよとか何とかて言わすばってんか、感染者数が減ったから、なくなるということではないと。ゼロになれば、話は別ですけどね。ゼロにはならんわけですよ。何万人もやっぱおられるわけですので。やっぱ、そういう問題について、今後いろんな会議があろうかと思しますので、できますれば、問い合わせをして、その結果が分かれば、また町民に対してPRをしてほしいと思います。

それから、ライフラインの件についてですが、道路パトロールをしておられるということです。今の町長の答弁の中では、舗装を、すぐ修理するんだと、職員で修理するんだということでしたので、具体的にどういう状況なのか。私が想像する範囲の中ではですね、例えば、1メートル四方とか、あるいは、言うならば、袋詰めのアスファルトを

持って行って、スコップで叩いて補修するという、その程度だろうというふうに思います。

私が今回質問しているのはですね、もうちょっと本格的に、実際、現場に行かれるとわかると思いますけど、道路パトロールの手段とも思いますけども、山間部に入ると路肩が、舗装は大体してあります。舗装の下のいわゆる上層路盤、下層路盤ですね、あるいは地山がもうくい込んでいます。舗装の下までくい込んでいます。その原因は何なのかというと、これも推測ですが、現場の状況を見た限りでは、イノシシがまず何か餌を探したんだらうと、そこに今度は雨が降ったんだ、その水処理が、道路側溝が不適切、葉っぱ、落ち葉ですね、詰まってしまっている。そういう状況があって、側溝に水が流れないで、路面に流れてくる。そしてその路面は、路側側に流れていく、それでその水が今度はイノシシが耕した道路の敷地の中に、水がくい込んで、その路盤がずーっと下に下がってしまうと、流れてしまうという状況があると思います。

それでその後には、舗装がずーっと路肩部分は何メートル、何十メートルも渡ってですね、下がっている状況があるわけですね。やっぱそういう形で、道路パトロールは、もちろん、そこに50センチとか1メートル真四角ぐらいの凹凸は、自前で処理してもらっても構わんと思いますけども、自前ではどうしてもできないだろうという、箇所もあるわけですので、そういう部分について振興計画などでですね、長期的な取り組みをせざるを得ない部分があるろうかと思しますので、そういう取り組みをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、道路パトロールのあり方もですね、やはり日程を、スケジュールを決めて、全部で何本ですかね、500本あつとですか、600本ですかね、担当者と会計年度任用職員と、昔で言う、アルバイトさんとペアをつくって現場を見ると。それは、やっぱ具体的な日誌としてまとめてみるということをされたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の浜口議員の2点の質問について、答弁させていただきます。

1点目につきましては、確かに、現状的に、山間部ではイノシシ等が道路を荒らしたり、例えば、もうそのまま、あまり通らないので、木の根がそのまま道路に生えてきているような状況が見受けられております。

これにおきましては、道路点検というところの中で、調査をしながら改修をしているところですけども、今は追いついていないのが現状でございます。それと道路パトロールの方では、日を決めてですね、日誌に保存しながら、今年度始めたところでございます。そのように議員ご指摘のとおりですね、そういった日誌に保存して、そこを補修

していくようなことで、実施をしているところでございます。

まだまだ改善の余地がございますので、その点につきましては議員のご協力よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） それでは町が道路現況台帳を保管しておられますけども、その中から気付いた点をいくつかお尋ねします。全部で7項目ありますけども、良かですかね、いいですかね。

まず、1番目にですね、路線番号207の貝曲線と226の内田中村線、生コンクリート会社ですね。あそこに白木尾内田方面から来た道路があそこで途切れています。それで国道から上がった道は、生コンをすり抜けるような形でまた国道に戻っています。しかし、現実には生コンの敷地内を、敷地内という言い方おかしいわけですが、を通過して通行している状況がありますが、これはどういう形での対応を考えておられるのか。取り扱いですね。

174の京の坪線は、町営斎場の横を通過して、220の白木尾線と接続していますけども、町営斎場から、富岡方面から白木尾方面に行くと、直線の部分70メートルぐらいは、町道なのか、県道なのか、私道なのか。町道の印がしてありません。現状ではもう通常の道路として利用されています。

それから神の迫線、失礼しました、3番目に120の神の迫線が、県道からため池の方に下っているわけですが、その道からですね、平山浄水場連絡道路が100メートルぐらいありますけども、これも、町道の現況、道路台帳現況図には、何の表示もしてないわけですね。どういうことなのか。こういう施設、しかも浄水場への管理道路として使われているにもかかわらず、そういう表示がないのに、どういうことなのか。

それから、同じく神の迫線の終点部分のですね、志岐川と年平線の終点部分、この間も約100メートルありますけども、これはどういう取り扱いになるのか。

それから、146の鵜瀬線の終点から50メートルぐらい行くと町有地がありますが、その間は単なる町有地としての取り扱いをされているのか。それとも町道の指定はするのか、しないのか。

それから民宿一休、富岡のですね、から川本商店までの、いわゆる百間土手の道路が500メートルぐらいありますけども、これも現況図には何の表示もしてないわけですね。そういうことで、どうするのか。

それから、324号の一丁目バス停から港湾道路を通過してペーロン小屋の横を通過して、同じく川本商店に抜ける道もどうなのか。

それから、これはもう直接関係ないのかもしれませんが、324号と389号が、以

前は３８９号は、富岡三差路ぐらいまでじゃったっちゃなかったですかね。３２４号は港まで。鬼池から来て港まで行ったのが３２４号で、３８９号はウッディーハウスのところで切れとったというふうに感じますが、今はずっと一緒の名称をされているようですけども、具体的には、区分けはできないのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の７点の質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、貝曲線と、内田の中村線の町道ですけれども、これは生コン様の私有地を挟んでおる道路で一応接続はされていません。

２点目のですね、京の坪線と町営の斎場の横を通りまして、白木尾線の方に接続しています道路につきましては、これは直進する道路については、法定外の公共物、公衆用道路という位置づけでございます。

３点目の神の迫線から平山の浄水場への連絡道につきましては、これは法定外の公共物ということで、これも公衆用の道路という位置づけでございます。まず、農業用施設、水道施設等の整備等で舗装がなされております。

４点目の神の迫線の終点なんですけれども、これにつきましては志岐川にかかります神の迫橋から年柄方面に６０メートルほどまでが、この神の迫線の終点になっておりますので、年平線と接続している状態でございます。

次は、鵜瀬線の終点から鵜瀬の海岸までにつきましては、保安林の作業道として町が整備したものでございます。

次が、一休から川本商店の部分でございますけれども、これにつきましても、現在、法定外の公共物ということで公衆用道路という位置づけであります。

続いて、一丁目バス停から港湾道路ペーロン小屋を通過して川本商店付近までのところでございますけれども、これは富岡港湾管理者、熊本県が管理する港湾道路となっております。

最後の国道３２４号と３８９号というところの区分けということで理解しておりますけれども、この国道の３２４号はですね、苓北で例えますと、富岡から西川内、二江の町境ですね、の間でございます。

国道３８９号は、逆に西川内と二江の境界から、苓北交番を直進して、志岐中央線と交わる部分から、今度は、都呂々方面、三叉路から萱の木までの区間が３８９号となっております。町内ではですね、この西川内の町境から志岐中央線、終点の交差点付近までは、３２４号と３８９号の重複区間となっております。ただ、管理においては、国道は若い番号の方が管理するというようになっておりますので、３２４号というところで管理しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） なかなかわかりにくい。何ですか、法定外公衆用道路ですか。

私が提案したのはですね、もしこの区間で、きちっとした町が管理する、あるいは県が管理する、それがはっきりしていない中で、事故が起こったときは誰が対応するのかということなんですよ。

そういう意味もありますので、この法定外公衆用道路がどのような位置づけであるのか、また、これ後でお尋ねしようと思いますが、そういう部分がありますので、通行者の安全を守る意味からですね、町、国、県でどこがするのかははっきり決めるべきだろうというふうに思います。

道路はですね、道があればですね、イノシシは道がなくても、行きますけどもね、人は道があればですね、通るわけですね。そうしたときに事故があったときどうするのか。それともう1つは道路に認定することによって、地方交付税の算定基礎が上がるんじゃないんですかね。その額は僅かなのかもしれませんが、そういう面で有利な対応は、積極的にやっていくべきだろうというふうに思います。

それから公有施設の利活用で、宅地造成、テニスコート跡地ですね。あそこは何か売却するために、宅地造成を、工事をしたんだということですけどもなかなか売れない。売れないことは、そういう情報発信はですね、やっぱ積極的にするべきだろうと思います。

今日のお知らせ版の中には、早速1ページにですね、一般競争入札物件情報、町有地の売却についてとして旧テニスコート跡地、苓北町ふれあい館跡地がそれぞれ、900万円と1,000万円で広告を出されています。やっぱこういう形でですね、積極的にやっぱPRをしていかんと、一部の、例えば町長が独自でいろんな方に交渉されるよりも、やっぱこういう広報誌があるわけですので、お知らせ版などを使って、全ての方々にお知らせをしていくということが大事ではないかというふうに思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告４番、山口利生君。

○１番（山口利生君） 通告４番、１番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、教育長と町長へ質問いたします。

まず、学校給食費保護者負担金の予算計上についてお聞きいたします。

令和２年１２月定例会において、教育長へ学校給食費の公会計化について質問を行いました。その際の教育長の答弁では、文部科学省から出された学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進については、教員の働き方改革に伴う業務負担の軽減の観点の推進であり、苓北町では、給食費の会計事務は全て学校調理場で行っている。保護者からの給食費の徴収についても、毎月払い、または一括払いで納入を口座振替でお願いしているため、教員の負担はないとのことでした。また、給食費の管理は、監査委員の特別監査を実施し、ペイオフ対策も済んでおり、現時点では、保護者との信頼関係の中で、滞納等の問題もなく、現在のやり方で、引き続き適正な管理を行っていくとのことでした。

苓北町は、少子化に歯止めがかからず、児童・生徒数が年々減少しています。教育委員会の資料によると、令和４年度の児童・生徒数は４８４人で、令和１０年度には３４２人となり、実に１４２人（３割）減少すると推計されています。

また、原油価格の高騰や円高等により、物価が高騰している中、現在の学校給食制度を継続した場合、保護者負担金の引上げが必要になるものと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大により収入が減少している世帯が増加し、今年に入り、ロシアのウクライナ侵攻や原油価格の高騰等による物価高騰で、生活困窮世帯がさらに増加しています。

苓北町では、先の８月臨時議会において、給食費の物価高騰対策として、学校給食費負担軽減事業補助金３０７万７,０００円を予算化し、苓北町学校給食共同調理場運営委員会に補助金を支出することとされました。当該、運営委員会は、町の条例では、「共同調理場の運営を適正かつ円滑にするため、苓北町学校給食共同調理場の運営に関する重要な事項について審議し、助言することとされ、重要な事項の審議を行うための調査研究を行う」と規定されています。

学校給食費の保護者負担金は、この運営委員会で決定されているとのことですが、町の諮問機関である苓北町学校給食共同調理場運営委員会へ補助金を支出することは、町が町に補助することになり、疑問視するところです。

学校給食費は、学校給食法第１１条及び同法施行令第２条で、学校設置者と保護者が負担すべき経費区分が規定され、学校設置者が負担すべき経費を、学校給食の実施に必

要な施設及び設備の修繕費、光熱水費とし、児童・生徒の保護者は食材料費を負担するとされています。

苓北町は、この法律に基づき、人件費、電気代、修繕費等を一般会計の学校給食費に予算計上し、保護者からの給食費負担金については、学校徴収金いわゆる「私会計」として取り扱ってこられたものと思います。地方自治法第210条では、予測する収入及び支出はすべて予算に計上し、住民代表の議会の議決を得た予算を通して、執行されなければならないと規定しています。学校給食は、学校設置者が基本的に提供するとの考え方に立てば、給食に係る保護者負担金（食材料費）は「公金」として取り扱うべき性質のものであり、町の一般会計に予算計上すべきであると考えます。

保護者負担金を一般会計に予算計上する効果として、①給食会計のより一層の公正・透明性を確保し、厳正な徴収管理ができる。②学校ごとの徴収状況に影響されることなく、質の高い給食を提供できる。③保護者の口座振替手数料の負担がなくなり、手続きの負担が軽減できる。④給食費の収納状況が会計システムで随時把握でき、公的扶助などの相談、未納への早期対応ができる等の効果が挙げられます。

今回の物価高騰対策にあたって、一般需要費（賄い材料費）を補正して支出することで、事務手続きが複雑な補助金支出に比べ、担当者の事務負担が格段に軽減でき、また、地元の食材を政策的に使用させることも、柔軟に対応が可能になると考えます。

隣の天草市や熊本市、玉名市は既に公会計化し、今後、予算に計上する自治体も増加してくると思います。苓北町も他の市町村に遅れることなく、早く予算に計上すべきと考えますが、今後の対応方針を教育長にお聞きいたします。

次に、障害者の雇用対策についてお聞きします。

「障害者雇用促進法」は、障害者の社会参加を促進するため、雇用者のうちの一定割合以上を障害者とすることを求めており、令和3年4月から、国や自治体は2.6%、民間企業は2.3%に改正され、民間企業が未達成の場合には、4万円または5万円の納付金が徴収されます。

厚生労働省がまとめた令和3年障害者雇用状況の調査結果によると、市町村の雇用障害者数は3万3,370人、実雇用率は2.51%で、前年より増加しています。また、令和4年3月末に総務省女性活躍・人事活用推進室長から、都道府県総務部に発出された通知によると、地方公共団体に選任が義務づけられている障害者雇用推進者について、選任されていない市町村が存在するなど、いまだ必要な措置を講じていない団体が見受けられ、引き続き、障害者が活躍しやすい職場づくりに向けて必要な措置を講じていただくよう要請されています。

また、厚生労働省の労働政策審議会は、企業などに義務付けている障害者の法定雇用率について、週20時間未満の短時間労働者を算定対象に加えることを柱とする意見書

をまとめ、政府は早ければ、今年秋の臨時国会に関連法の改正案を提出する予定との新聞記事がありました。意見書は、働く精神障害者が急増し、重度障害者の就労意欲も高まっており、多様なニーズを踏まえた働き方を推進するため、勤務時間が週10時間以上20時間未満の精神障害者や重度の身体・知的障害者を算定対象に加えることが適当とし、1人を0.5人として取り扱うとされました。

デジタル化の進展を受け、多くの企業で働き方や事業の見直しが進み、デジタルの力を借りて、障害者の事情や希望に応える多様な働き方を創出し、就労機会を広げることで、障害者の社会参加を促進させたいとのこと。法律に従うべき国や自治体は、障害者法定雇用率を達成する義務を負っていると思います。

苓北町の振興計画においても、障害者の社会参加、とりわけ雇用・就業に対して力を注いでいく旨記載していますが、苓北町の障害者雇用率の達成状況及び今後の障害者雇用の考え方を町長へ質問します。

以上で一般質問を終わります。

町長の答弁に対して、一問一答方式により、自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、障害者雇用のご質問を、私を先にやりまして、その後、教育長からの答弁とさせていただきます。

障害者の雇用対策についてであります。苓北町役場において、障害者雇用率2.6%を達成するために雇用しなければならない障害者の数は2人以上となっておりますが、残念ながら、現在、苓北町で雇用している障害者は、会計年度任用職員も含め、在職していません。

苓北町役場では、平成26年度から平成29年度までと、令和元年度から令和3年度までの間に、お一人の障害者を雇用しておりましたが、いずれも障害者雇用率としては、未達成でありました。

このため、令和元年度から職員採用に障害者枠を設けて募集を続けておりますが、障害者枠への応募はほとんどなく、また、応募があっても、試験結果により採用までには至っておりません。

このような状況を踏まえ、令和元年度に障害者活躍推進計画を策定し、総務課長を障害者雇用推進者に選任をしまして、会計年度任用職員への採用等を含め、関係機関からの情報収集などを行い、障害者雇用に取り組んでおりますが、残念ながら、実績には結びついていないのが現状であります。

非常に難しい状況ではありますが、只今、質問のご指摘にもありましたように、障害者

の生活の多様性等も鑑み、町といたしましても、障害者雇用率を達成できるように、いろんな面での対応の柔軟性も今後考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の山口委員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の学校給食費負担軽減補助金の苓北町学校給食調理場運営委員会への支出についてでございますが、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」と規定されており、苓北町学校給食調理場運営委員会への補助金支出については問題ないというふうに捉えておりましたが、ご質問を受けまして、改めて、県市町村課に問い合わせをいたしました。回答は、實際上、わからないという回答が返ってきたところでございます。

私どもとしましては、今後、ご指摘いただきましたようなご心配が生じることのない補助金の流れとなるよう、さらに研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の給食費公会計化につきましては、議員ご指摘のとおり、自治法第210条及び令和2年12月議会でお答えしましたように、文部科学省通知文、「学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進について」に基づいて推進していこうとするものであり、ガイドラインには、先程、ご紹介いただきました6点が示されました。

本町における給食費は、口座振替による毎月払い、または一括払い等の方法で徴収をし、会計事務に教職員の業務負担はありません。また、給食費の管理につきましては、令和2年度決算分から、特別監査を実施していただき、ペイオフ対策も済ませており、現時点では、問題なく運用しております。このことについては、先の議会でお答えをしたところでございます。

ただ、今後、法的な規定に則り、公会計へ移行していくべきものだと考えます。

この件につきまして、先の熊本県町村教育長理事会におきましても、議題となり、協議をしたところでございますけれども、本町を含め、多くの自治体で即時の移行に足踏みやせざるを得ない理由として、移行に伴うシステム改修の費用及び毎年の運用費用の捻出が挙げられております。

県教育委員会に費用負担につきましての考え方を確認することで、現在、県教委の方には、こちらの代表が質問を行っているところでございます。

また、10月4日、これは学校給食関係者会議が開かれて、その場で公会計への移行についての改めて県教委としての考え方を示すという通知が来ておりますので、その考え方も改めてまた確認をしていきたいと思っております。

従いまして、移行の時期としましては、県教育委員会の費用負担に対する考え方を確認するとともに、今後、関係課と調整し、多額の費用をかけないで、公会計化する方法

や、町のシステム改修に伴う費用負担を軽減していくため二重負担とならないような形でシステム移行、これを目指して、町のクラウド化と聞いておりますけども、その際での、給食会計の取り扱い、これが低経費でできないかというふうに考えております。ちなみに、システムの改修費用としましては、よその町でございますけども、甲佐町121万6,000円と、年間利用料が43万6,000円。湯前町導入費が150万円の年間利用料40万円。苓北町もこれに準じたシステム導入の経費、そして運用経費が入ってまいります。ここら辺をさっき、委員会でも協議をしたところでございますが、とにかく県の考え方、それから町のシステム改修に対する私どもの二重経費とならないシステム移行、これを待とうと。それを協議して、その時点での移行、これをやっていこうという段階でございます。また、相良村とあさぎり町は、令和3年度から、それから、その他の自治体につきましても、少しずつ公会計の方が進んでおりますけども、県内の約7割の自治体は、現在のところはまだ動けないという状況でございます。

以上、山口議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、学校給食費保護者負担金の予算計上についてから、再質問させていただきたいと思います。

私の質問の趣旨についてですけれども、やっぱり私はですね、今、この学校給食費自体の徴収と支出については、町の担当者、調理場を担当している職員が1人で、経理をやって、それに確認として教育課長が決裁を行っているという状況です。これはもう、通常の一般会計、特別会計の支出と同じような形態をとっているわけですね。ただ違うのは、先程申し上げた、学校徴収金と同じ扱いを給食もしているということで、俗に言う私会計、公会計と私会計というふうに振り分けた場合は、私的な徴収金というふうな取り扱いをしていると。これについては、監査委員の方でも、年間3,000万円以上あるということで、やっぱりそれを担当者が責任を、何かあった場合は負わされるというような危険性もあることでもあるしですね、銀行のペイオフ対策も、全てのお金について補てんできないというようなこともあってですね、いろいろと問題化したところで

私が質問で申し上げたようにですね、なぜ一般会計に計上できないのかと。

昔は当然、給食費は保護者負担金というような建前の中でですね、学校が集めて、それを給食センターの方にお渡しすると、そこでよろしく願いますという流れがあったかと思います。ただ、それがいろんな諸問題とかが噴出してきてですね、やはり、予算の方に計上して、適正な管理をすべきだというふうなことでですね、今、全国的に、公会計への移行と。これはですね、教職員の負担軽減という問題以前にですね、やっぱりその予算のあるべき姿が、どうあるべきかというようなことをですね、本当に町長が

考えるべき問題だというふうに思っておりますので、今回、質問を再度させていただいたところです。

回答の中でいくと、7割近い市町村がまだ足踏みしていると。それに対しては、予算の問題、当然、システムの中に、負担金、収入の負担金、それと歳出の一般財源、需用費の中の賄い材料に計上するというシステムを改修しなければなりません、一般会計の福祉の方でも、補助金が県から来るといった場合には、当然、システム改修で100万円ポンと予算化をされてますよね。

今回、お聞きいたしますと、甲佐町が121万1,000円、通常が43万6,000円、経費がかかる。湯前町は150万円。私はこれ、1,000万円ぐらいシステム改修にかかるのかというふうに思っておりましたが、意外と、一般会計の中のシステムを改修する経費とほぼ変わらないと。私も大体そのぐらいかと思ってたんですよ。収入の負担金に予算を上げて、当然、負担金は今、一般会計でも取ってますから、同じようなことを、保護者負担金で、個別に名前と金額を入力すれば、システムの中で、あとは納入通知書が出てきますから。また、歳出の方も、一般財源のほうに予算さえ上げれば、支出は今のシステムの中で打てばいいわけですから、そんな大それたものは必要ないと。

ただ、学校徴収金、修学旅行であるとか、授業、何ですか、いろんな学校で特別に徴収している、当然それは、生徒たちが負担すべきものっていうものを、もろもろ集めて学校徴収金というふうな言い方をされていらっしゃるんですが、それもひっくるめて、全て一般会計に計上というのは、大きなシステム改修が必要となってきますが、単純に給食の負担金等、賄い材料費を上げるということ自体はそんなに難しいものでもないし、現に、隣の天草市は、あれだけの学校がある中でですね、もう既に実現してるという状況ですよ。

なぜ苓北町では、そんなに財政が厳しいとおっしゃいますけれども、先程の町長の話では、非常にもう財政的には安定してきたというような中であってですね、基金の方も、この2年で3億円程度、財調を積み増すぐらいの財源を生み出された。これは一生懸命職員の皆さんがですね、やっぱり予算の見直しに懸命に努力された成果が今あらわれてると思います。将来負担比率も50を切るというようなことになってきましたので、これはもう、私も町長がおっしゃるとおりですね、財政健全化に向けた、この3、4年の努力の賜物だというふうに、深く敬意を表するところでございます。

ただ、この給食費の問題をですね、今のようなことで先送りすると、これも県の教育委員会の費用負担に対する考え方を聞くとか、これは学校設置者が考えるべきもので、県も、自分ところの県立高校、また特別支援学校、中学校、これについてはもう独自で取り組むわけですよ。

なぜ、県、国が補助金を出さないと、自分たちがやらなければならない事柄を先送り

していくのかという問題ですよ。だから、これを一般会計に移行することで、先程申し上げたような利点が相当あります。これ担当者の方もですね、システムの中に、予算システムの中に入れば、皆さんが一般的に支出するのと同じようなことが、簡単にできるようになるわけですよ。で、あとも全部、収入金についても、会計管理者が責任を持って扱っていくわけですよ。

なぜ、苓北町では、そんな個人に大きな責任と、負担をかけるということに対する意識がないのかどうか。私は非常にそこがわかりません。

私ならば、即刻そういうふうに職員大きな負担をかけてるやつは、システムの中に取り込んでですね、いかにスムーズに執行できるのかというものを検討するというふうに、私は考えます。当然、これは財政課も絡みますが、やっぱり町の執行部としてもですね、財政的な問題、また、移行したときの職員の事務軽減、含めてですね、もっともっと真剣に考えるべきですよ。

私はこれ、令和2年の一般質問で申し上げてましたけれども、何ら先に進んでない。やっぱり、本当に必要なものはすぐ検討して、必要な経費はどうか。120万円ぐらいだったならば、今、今年の予算を見て、私はあげんとしますが、施設改修費に何億ということを予算化しようとしてますよ。それだけのこととやっぱり職員が一回システムに入れば、これ永久に通常と同じような形で支出ができますから、長く職員の負担軽減につながると思います。

その点も含めて再度、長期的じゃなくて、短期的にどう教育長考えるか。お答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） お答えいたします。

1点目のシステム導入の費用でございますが、先程、甲佐と湯前の方、これはRKKシステム何とかってところが、見積もったということでございます。私どもの方でございますが、現在のシステムでそのまま、公会計移行しますと、これも大まかな見積りしかございません。約600万円。そして、年間の利用料が70万円ほどは見込まれるだろうというところで、今のところ数字をいただいているところでございます。

それから、先程ありました、本当にですね、調理場の課長補佐の方がもう一点に引き受ける形で日々食材の調達、それから注文、経費等に対しましても取り組んでいるところでございますけれども、一番の現在までの県教委が上げてきたメリットってのは全く、メリットの方には全くうちは該当しなかったという、この甘い考えもございます。そしてさらに、調理場で直接、直接といいますか、金融機関、そこにできるだけ早く滞納それから返金、そういうシステムに、窓口として、即対応ができると。滞納に関しまして、翌月にはご本人、ご家庭に連絡をしてお願いをしていくことができるという、そう

いうそれぞれの児童・生徒の保護者さんとのつながりという段階でやってきておりました。

これを大きな会計にしてしまいますとどうしても、今んところのシステム等でいきますと、やはり、翌月のお願いということ、翌々月のお願いに現在のところせざるを得ない状況に入ってしまいます。そこら辺のデメリットっていうのもございましたので、現在までですね、そこら辺のよその状況を伺いながらとか、そういう県全体の様子を見ながら、そして、先程、即やれということでございますけど、よその町はこれほどに出費をどう考えているんだろう。そして、即、公会計へ、町財政移行をするというところでやりますと、今回のシステムの移行と、さらに町が考えております町全体のシステム移行と、そのとき二重払いになってしまいやしないかという、そちらの方の、私自身の危惧もございました。そして、今日を迎えてるわけでございますけれども、先程申し上げましたように、今後ですね、法に則り、着実に、早めに移行を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、教育長の方からですね、二重払いの心配があると。これはですね、今の仕組みをそのまま継続しながら、一般会計の予算システムにも上げるて、二つの事務をするというふうな考え方をお持ちじゃないかと思いますが、そういうことはしちゃんなんですよ。予算システムとして予算に計上したらですね、一般の予算、これは教育委員会の方も使っていらっしゃるかと思いますが、それと同じことをしないと、ちょうどあの昔ですね、わたしも昭和51年に県庁に入りましたが、そのときはみんな素手で、会計システムはつくってました。帳簿も。それを、電算システムを導入してですね、もう本当に最初はですね、間違いが起きたらどうしようとか、二重に帳簿もつけながらですね、やってましたけれども、やっぱり3年ぐらい経つとですね、何でこういうばかなことをするんだろう。やっぱシステムを、システムだけを考えてですね、やっていく、それが正しい数字がくるんですよね。やっぱ人間の手ですと過ちが往々にしてですね、あります。ただそれは、システムを入れれば、その部分についてはもう解消していくということになります。

で、私ちょっと企画政策課長にお聞きします。財政的な面からですね。先程、苓北町の改修には600万円かかるというふうな教育長の話がありましたが、今、システムは、業者に委託されてますよね。システム改修と維持管理も含めて。そこからの見積りが600万円かかるということでしょうか。確認します。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 只今、教育長から答弁があった600万円っていう

数字はですね、すいません、財政のほうでは把握しておりませんので、すいませんがお答えできません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 私たちの一般質問に対して、どのように皆さんが考えておられるのか。この公会計への計上というのはですね、当然、一般会計に計上する。この一般会計の大元は、町の企画政策課が所管する。全体ですよ。これを計上することは。なぜそこに対して、教育委員会もきちんとシステムをですね、ほかの業者に依頼なんかできないんですよ、システム改修は。それをやったら、本体のシステムとの間でエラーがですね、大きな問題が生じてしまう。だから、一般会計に予算計上するということは、町の予算システムの改修、だから、皆さんどこも補助金が、ひとつ新たに、国の施策でできたってなった場合には、即、予算システム、会計システムの改修費ということで100万円、やっぱかかると。それ個人徴収金であるとか支出が生じてくるとか、あるいは、100万円程度かかると、やっぱり全体システムの中で、ミスが生じないような形をやらないかんから、やっぱそこはかかるんだろうと私は思っておりますが、だから、やっぱりそういうことをですね、教育委員会も考えないと。自分で勝手にほかのところの業者から見積りとして600万円かかるっていうふうになったって、その業者はシステム改修できないんですから。だから、きちんと企画政策課の方に、予算要求なりをしてですね、そのシステムの担当してる会社からですよ、こういうことでしたらどうなるかと。どんな問題があるかということ具体的に聞かないと。そして経費がいくらになるかということ聞いてですね。

皆さん、給食の担当者になってみなさいよ。自分で、保護者からの徴収金を調定して、これをお願いしますと、まず頭下げて、未納であればお願いしに行って集める。これが当たり前で。もしも、その年に入らなければどうなりますか。一般会計の予算に計上すればですね、当然、システムの中で、納入が遅れれば、納付書をお送りしておりますけど、まだ未納になってまして、督促状を出すんですよ、システムで。今は自分で書かないかんでしょう。全体を考えれば、すごく職員の負担は軽減になるはずですよ。当然、銀行とのやりとりも、会計管理者を通していきますから、安全ですよ。ほかの町では、ちょっと誤って、何千万円というのを振り込んだというような問題が、全国ニュースでありましたけど、苓北町はそういうことは絶対ない。これは、指定金融機関であるJAとの連携もきちんと行ってるから、そういうことは絶対起きないだろうと私は思っております。

ですから、教育委員会だけで考えるんじゃなくて、やっぱりそこは企画政策課も財政もひっくるめてですね、今の問題点、入れたときの改善点あたりも含めてですね、調整

しないと、自分たちだけで考えてるから、今の、私たちは知りませんというふうな答弁になるでしょう。先はないですよ。それじゃ。これは、一般会計に計上するということは町の予算に上げるということですから、根本的な問題ですよ。そこを充分踏まえてですね、教育委員会としても、公会計、一般会計に予算計上するということの重要性、教職員の軽減じゃないです。これは町としての問題だと思いますので、よろしくお願いいたします。お答えは結構です。ですから、いや、次がありますから。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のご指摘につきましてはですね、私ども本当にこう、町の予算へという形ではもう、大きな責任を持っているっていうふうには考えております。ただ、今回の場合でございますけれども、町村の理事会、それから町村の教育長会議の資料としまして、移行すると、どれぐらいかかるんだっていう、それを持ち寄ってそれをもとに、県教委の考え方を問うという段階でございます、先程、企画政策課長の方が申しあげましたように、私どもとしては、企画政策課の方にまだ通してはおりませんでした。その前段階での資料ということで、現在の状況を先程答弁の中でお届けしたところでございます。

今後ですね、実際に情報を共有して、進めていきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 熊本県が、県が、というふうなことは……。やっぱり苓北町は独立の自治体でございますので、自分たちの考え方の中でどう進めていくかということ考えた上で進むと。これが地方自治の根幹だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に障害者雇用対策についてです。

今現在、雇用者がゼロということで答弁がありましたが、ビジターセンターの方に除草作業員として、会計年度任用職員が1名雇用されてました。それ以外の雇用はないということで、その方が退職されてですね、今、補充がないのでゼロだというふうなことだと思いますが、私、前回もやっぱり同じような雇用対策について質問をいたしました。そのときは、やっぱり障害者の雇用は非常に重要な問題であるという町長がお答えされてですね、今後、新たな職種での障害者雇用を検討してまいりたいというふうな、前向きな答弁をいただきました。これ平成31年3月議会の一般質問でございますが、その際、職員の採用についてもできるだけ、雇用できる、採用できるような形をやりたいというふうなことございましたけれども、現実的に雇用されてないと。

やっぱり障害者のですね、持っている、やっぱハンディあたりも充分考えてですね、外向けの炎天下の除草作業というのは、私たちでももう1時間もできないですよ。それをあえて障害者の方に、頑張ってくださいっていうところのですね、考え方が私はよく

理解はできません。

車椅子の方だって、内部作業であれば手を挙げて、ぜひ私も採用していただきたいというようなことで、希望があろうかと思えますけど、会計年度任用職員ですよ。職員採用はここに書いてあるとおり、まず一次試験をクリアしないというようなことで先に進めないというのは、これは根本的な問題ですので、これ県の人事委員会とも充分調整しながらできると思いますが、会計年度任用職員の任用の考え方について再度お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 障害者の雇用に関しましては、障害者活躍推進計画を町の方で令和2年の4月に策定をしております。

その中では、障害者の方が活躍しやすい職場づくりということで推進をしております。私が責任者でございます。内容といたしましては、熊本労働局天草公共職業安定所等と連携を取りながら、例えば、町の環境対策、障害者の方が利用しやすい職場づくり、採用と募集に関しましては、例えば、会計年度任用職員の採用に関しましては、職種により、障害者の方を優先して採用するような方向で考えております。

なかなか一般の募集に関しても今年度は、今、一次募集をしておりますが、障害者の方の募集はございませんでした。来年度、会計年度任用職員の切替え年度でもありますので、その時点では、会計年度任用職員の方に関しましては、障害者の方を優先して、申し込んでいただいた方には優先して採用の方を考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、前向きな答弁いただきました。会計年度任用職員の中にですね、やっぱり障害者枠というものをぜひ設けていただいて、その方ができる業務をですね、ぜひ、つくり上げていただきたいと思います。そら、一般の人と同じような業務内容ってなればですね、やっぱりそのハンディをどう行政の方が補ってやるのかということも考えないといけないですよ。やっぱり業務自体が、できる仕事をぜひ考えて、募集をお願いしたいというふうに思います。

最後になります。今、地球温暖化防止に向けて社会が大きく動き始めております。

苓北町を時代に即応して変革しなければ、ますます過疎化に拍車がかかるんではなかろうかというふうに思います。

私も、笑顔で活気あふれる苓北町、これを実現したいというふうに思います。町民の皆様、また役場職員の知恵と力を結集して、国の脱炭素社会の実現に向けた施策を最大限活用して、新たな企業誘致を図りながら、町を出ていった子どもたちを呼び戻したいというふうに考えて、先だって苓北町長選挙への出馬を表明したところでございます。

町会議員の任期も残り5カ月となりましたけれども、引き続き、町民の皆様のご意見をこの議会に反映させるために、頑張ってまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

色々な、きちんとしたご答弁ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告6番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告6番、5番議員、松本良人でございます。通告に基づき、ご質問をいたします。質問が多くありますので、要旨のみ簡単に質問をいたします。

まず1点目、本町におけるコロナウイルス感染対策についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染が第7波に入り、その感染力はすさまじいものがあります。

本町においては、二桁台の日もあり、その感染者は非常に多いのが懸念されますが、①防災無線による感染拡大防止の町民への呼びかけは毎日行われていますが、本町における感染予防の具体的な対策をお尋ねします。②感染者、特に自宅療養者、それに伴う濃厚接触者、関係者への手厚い援助等が必要であると思われるのですが、その対策についてお尋ねをいたします。

続きまして、2点目、富岡～下田間、産交バス路線廃止後のこれまでの対応不足と今後の町営バス運行計画についてお尋ねをいたします。

このことは先の6月議会において一般質問をいたしましたが、納得いく回答が得られなかったもので、再度質問いたします。

なお、質問の要旨については、前回6月議会とほぼ同じであるので省略させていただきます。

今回の質問内容に、前回の質問内容と重複するところもあると思われるのですが、ご了承をお願いします。なお、わかりやすく回答が得られるように、項目ごとに個々に質問させていただきます。大きな1番、利用状況についてお尋ねをします。①年度ごとの実績は。②年度ごとの一人当たりの原価計算。③温泉バス、これ温泉センター発着の利用実績。④以上の3点から、この利用状況をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2番目です。平成27年3月議会において、町有バスの運行と利便性、スクールバスの有効活用について質問をいたしました。その時、町長の答弁は、「初めての取り組み

であるので、取りあえず計画を実施してみて、不便が出た場合考えたい」ということでした。

①「不便が出た場合考えたい」ということでしたが、現在の運行は、実に不便であり、町民はＪＡバス、病院の送迎バスに頼っている状況であります。どのようにお考えか。

３番目、平成２７年３月議会、平成２８年３月議会の一般質問のほか、再三要望している巡回バスとスクールバス併用による運行はできないか、その有効活用について質問をいたしました。「不便が出た場合考えたい」、「需要があれば検討したい」というご回答でした。巡回バスとスクールバスを併用した運行は、大きなメリットがあると考えますが、本町では採用されていません。ご承知のことと思いますが、スクールバスは片道は空車です。

このことを踏まえ、次の件についてお尋ねをいたします。①世界的な脱炭素問題、原油生産国の生産調整やロシアのウクライナ侵攻、円安等により、原油の価格は高騰し、国費の上乗せにより燃料の高騰が抑えられている現状の中、効率、利便性を考慮した運行計画が求められますが、どのようにお考えか。②現在、実施されている運行は、便数が少なく、運行時間体も利便性が悪く不便であると言われております。併用した場合、運行回数が増便できることから、利便性も大きく変えると思いますが、どのようにお考えか。③高齢者の運転免許返上に伴い、それに代わる対策が必要と思われませんが、その対策は。④高齢化社会はもとより、自動車の免許を持たない人のために、町民の足となる定期に動くバスの運行が必要になると考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

大きな４番目です。富岡～下田間のバス路線の充実、崎津集落の世界遺産登録と大きく関わってくる重要な施策であると思われれます。このことから、①低迷していると考えられる富岡城を始めとした苓北町の観光振興に大きく関わってくると思われれますが、どのようにお考えでしょうか。②富岡～長崎間の高速船の利用拡大に大きく影響するとも思われれますが、どのようにお考えか。

大きな５番目でございます。先の６月議会に、私なりに作成した都呂々方面の中学校及び都呂々小学校のスクールバスによる運行計画表を配布しました。通学と併用したものです。先にも申し上げましたが、富岡～下田間、往復８便、それに準じた都呂々～木場方面、往復１０便が運行でき、また、最終便の調整によりそれぞれ増便もできます。

このことは先の６月議会一般質問でも申し上げましたとおりですが、この運行が、スクールバスをみの運行であり、町営バスは含まれておりません。仮に、坂瀬川方面スクールバス、町営バス２台、計３台は、他にですね、他にあります。計３台がありますので、町費、ＣＯ２削減のためにも、運行計画の見直しは大いに進めるべきではないかと思われれますが、町のお考えをお尋ねをします。

なお、参考資料として、先の６月議会一般質問時に配付した富岡～下田方面スクール

バスのみによる運行表を、再度、添付、提出しております。

3点目でございます。町有施設での町としての管理責任についてお尋ねをいたします。

このことについても、先の6月議会一般質問の中で、町有施設での町としての管理責任について質問いたしましたので、中身については省略をいたしますが、町管理道をはじめとした町管理施設の事故防止と、危険箇所の表示等について、その対策を要求したところでございます。

町道の維持管理につきましては、維持管理の課題解決に向けて、努力していくという回答を得ました。しかし、町管理の施設は町道だけではありません。河川、漁港、港湾、農道、観光施設、教育施設、他町管理の各種施設等もたくさんあります。町民が安心して暮らせるように、危険箇所の掘り起こしと安全対策に努められるようお願いしたところですが、これまで一週間に一回は巡回しているという町長の答弁がありました。

このことについて、①本当に一週間に一回巡回されているのか。②もし巡回されているとしたら、不備な点があった場合、どのような手だてがなされるのか。

以上、2点についてお尋ねをします。

4点目でございますが、九州電力発電所石炭灰の有効活用についてお尋ねをいたします。

これまで、国道389号、これは年柄～竹の迫関係ですが、崩壊対策については、事あるごとにお願いをしてきました。その解決方法として、平成30年12月議会一般質問において、国道389号（竹の迫）崩壊に伴う対策について要求し、その対策として九州電力火力発電所、石炭灰を活用して、危険防止対策や崩壊による慢性化した交通止め対策に、10メートル、約2年、10メートル上げますと、約2年分の石炭灰が必要ですが、これで国道の嵩上げを提案いたしました。

このことについては、町は否定的な答弁に終始されましたが、九州電力の存続は、町民にとっては最重要課題であります。国としても、世界的な原油生産国の生産調整や、ロシアのウクライナ侵攻に伴うサハリンⅡの天然ガスの問題、円安等により原油価格の高騰、原子力発電所問題等からの電力不足等が課題であり、このようなことから苓北町は、電力供給地点として、重要視されていることは間違いありません。

石炭特有の脱炭素問題については、徐々に解決策が得られてきています。このことから、苓北火力発電所の存続は、火力発電所立地町として、また、町が誘致した株式会社エコアッシュの経営安定確保のため、苓北町は精一杯の努力が必要であります。

このようなことから、次の点をお尋ねします。①誘致企業の株式会社エコアッシュの現状と、今後のACⅡ等、石炭灰活用計画をお尋ねします。②これまで国道389号、年柄～竹の迫区間は崩壊、落石が毎年発生し、通行不能になっていましたが、ここ数年は、気象庁の大雨情報発令に併せて交通止めが実施されています。

このことを踏まえて、石炭灰有効活用と国道３８９号の安心安全確保のため、埋立ての材料に石炭灰を利用した国道３８９号嵩上げ工事は、これは特に慢性化した交通止め解消、安全性の確保、石炭灰の有効活用、雇用の拡大、地域の活性化等々、最も有効な手段と考えます。国土交通省の国道関係を始めとし、経済産業省電源開発関係です。環境庁、これ環境関係等々、国の関係省庁と連携した協議等を実施し、特別な対策が必要と思われますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。③併せて、平成３０年１２月議会一般質問において提案しましたが、関係機関の協議等行われたのか、お尋ねをいたします。④この箇所は、崖の高さが数十メートルあり、知られていないと思われますが、上部には小さな谷間に荒廃した元水田があり、その上部には老朽ため池もあります。これまで事あるごとに、危険度の重大さを説明し、お願いをしてきましたが、国、県への要望はしてあるのか。なお、現在、年度ごとに防災工事として、防護柵等施工されていますが、頂上付近から崩壊した場合、何の足しにもならないと思われます。

過去に、都呂々川が、地山が崩壊し、炭坑の倉庫が土砂に埋まり全滅した経緯があります。このことは、都呂々川の現場を見ていただければご理解いただけると思います。

５点目に行きます。犬、猫等飼育管理指導等について、お尋ねをいたします。

近年、犬の散歩、猫の徘徊等が多くなっています。特に、犬の散歩による糞の処理については、私にも苦情が相次いでいます。このことから、①このことについては、担当課、担当職員にも苦情等あっているものと思われますが、どのような対応が行われているのか、お尋ねをいたします。②防止対策として、町独自による（仮称）でございますけれども、迷惑防止条例等を制定することも考えられます。この条例が制定された場合、警察権も行使できることから、被害も減少し、町への苦情処理、負担の軽減も図れると思われますが、町としてのお考えをお尋ねをいたします。

以上、ご質問いたします。

回答内容次第では、自席において一問一答方式により、再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、町の予防の具体的な対策の質問でありましたが、新型コロナウイルスに感染し、重症化しますと、死に至る恐れがありますので、第一に、町民の皆様の命を守るため、また、感染しない、感染させないために、これまでに防災行政無線や広報紙等を通じまして、基本的なマスク着用、手指消毒等の感染予防対策への協力を呼びかけてまいりました。

また、新型コロナウイルスのワクチンが開発され、国の薬事承認後に、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行い、感染予防対策を継続して実施しているところでございます。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種率につきましては、令和4年8月末現在で、3回目接種が79.9%、4回目接種が51.8%となっております。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、関係者への手厚い援助等が必要であると思われるので、その対応についてのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、いつ、誰が、どこで感染するかわからない状況でございますので、感染された場合には、保健所の指示に従って、療養期間中にしっかり治していただきたいと考えております。

援助の件でございますが、原則として、保健所からの感染者公表につきましては、陽性確定日、居住地、年代、性別が公表されておりますが、氏名は公表されないため、苓北町におきましては、新型コロナウイルスに感染された方が、町内のどなたなのか、特定できない状況であります。保健所は全く教えてくれません。経路も教えてくれません。これでは我々は対策はとれません。そういう状況でございます。

このことから、家族全員が感染された場合などで、買い物等のための外出が困難なご家庭がある場合につきましては、本人やご家族から直接町に連絡をいただいた上で、買い物代行の事業者等の紹介を行うことといたしております。

2点目の富岡～下田間産交バス路線廃止後の、これまでの対応不足と今後の計画についてであります。

①に、年度ごとの利用実績は、令和元年度が6,951人、2年度が4,367人、3年度が4,423人です。なお、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響も出ていると分析しております。

②に、利用者1人当たりの原価は、令和元年度が1,007円、2年度が1,850円、3年度が2,129円です。これは、令和3年10月から2台体制に移行したことによるものであります。

③に、バス利用者のうち、温泉センターの利用実績は、令和元年度が5,492人で、全体の79%、2年度が3,603人で83%、3年度が3,614人で82%であります。

④に、この利用状況をどのように考えるかとの質問でありました。これは、長引くコロナ禍で、利用の低迷が続いておりますが、巡回バスは、地域住民の生活及び福祉向上を図るための移動手段として、その役割を果たしているものと考えております。

次に、2番目の町民はJ Aバス及び病院の送迎バスに頼っている状況である。どのように考えているかとの質問であります。J Aバス及び病院の送迎バスは、企業経営におけるサービスの一つとして運行されており、その利用も限定されます。

なお、巡回バスは、その運行ルートにJ A施設及び病院も組み込まれており、現在、それぞれのバスが役割を補完する形で運行できているものと考えております。

次に、3番目の巡回バスとスクールバスの併用についてであります。

①効率、利便性を考慮した運行計画が求められるが、②併用した場合、運行回数が増便されることから、利便性も大きく変えられると思う。しかし、どのように考えるかとの質問であります。巡回バス及びスクールバスは、その使用目的が明確に定めてられており、繰り返しとなりますが、巡回バスは、地域住民の生活及び福祉向上を図るための移動手段として、スクールバスは、町内小学校または中学校に遠距離通学する児童・生徒の利便性を図り、教育効果を高めることにあり、その目的に沿って、現行の運行計画が策定されておりますが、私の考えでは、これを混乗することにも可能であると思いますので、このことについては、現在の運行計画を見直すことができるのかどうかの検討をするべきだと考えております。

なお、スクールバスは、児童・生徒が通学するに供する時間体での地域住民の利用が可能ではありますが、通学以外の学校行事等での運行もあることから、巡回バスと同様に定時、定ルートでの運行に使用することは、制約をせざるを得ない状況であるのは事実でございます。しかし、このことについても、使えないときは使えないことでありますから、この件についてもですね、やはり、もう少しの検討が必要ではないかと考えております。

③に、高齢者の運転免許返上に伴う対策につきましては、現行の苓北町在宅高齢者等移送サービス事業の拡充も含め、そして、只今のバスの利用も含め、検討してまいります。

④に、町民の交通の足となる定期バスの運行が必要となるのご質問であります。現状、民間運営のバス路線は、本町を走る本渡～富岡線を始め、これは私も答弁を読んでみて、おかしいなど。定期バスというのは町が運行してもいいわけですね。だから、ここはちょっと、もう少し検討するべきだと思っております。

現状、民間運営のバス路線は、本町を走る本渡～富岡線を始め、その多くが赤字路線で、国並びに関係自治体からの補助金により、路線が維持されている状況にあり、さらに国からの生産性向上のための取り組みが求められていることから、新たな路線の確保、増便等については、大変厳しい状況にあるわけであります。

このことについては、定期バスというのを、産交バスと勘違いしてるんじゃないかと思います。私は、この定期バスっていうのは、町が運行してもいいのではないかと。

ただし、財政の観点から見て、それがリーズナブルであればですね、それも考えの一端として検討すべきではないかと思っております。

4番目に富岡～下田間のバス路線の充実について、①苓北町の観光振興に大きく関わってくると思われるが、②富岡～長崎間の高速船の利用拡大に大きく影響すると思われるがとの質問であります。現在、富岡～下田間は、運休日を除き、每日一往復してお

りますが、昨年度の利用実績が一便当たり0.5人でありました。

長引くコロナ禍が、その要因の1つではありますが、世界遺産登録により恒常的に観光客を誘致できる遺産はほんの僅かであります。そのほとんどの遺産は、登録の年に、訪問者のピークを迎え、その後減少していきます。

天草地域におきましても、長崎・鹿児島を含めた広域的な観光ルートの取り組み強化がより必要ではないかと考えております。

次に、5番目の松本議員からのスクールバスを活用した富岡～下田間往復8便、都呂々～木場方面往復10便運行のご提案につきましては、教育委員会において検討させていただきましたが、学校行事等でのスクールバス利用に影響があること、運転手の拘束時間延長により、スクールバスを活用しての増員は、現状厳しいものであると考えます。このことは、都呂々～木場方面とか富岡～下田方面以外でもですね、苓北町でまだまだ不便なところもございます。そういった意味でですね、これも財政との相談もしなければなりません、やはり、もう少し突っ込んだ検討をするべきではないかと考えているところであります。

また、巡回バスはその活用につきましても、地域住民の生活及び福祉向上を図る観点から、都呂々地区だけを重視するのではなく、可能な限り町内全域をバランス良く運行すべきものだと考えます。この件については、都呂々地区を否定するのではなく、全町的に、もうちょっと深く検討すべきであるということであります。松本議員がおっしゃる町費、CO2削減は大変重要なことであります。しかし、費用対効果だけを重視して、住民サービスの低下を招くことがあってはなりません。

引き続き、地域の皆様方からのご意見をいただきながら、それぞれ運行役割を果たす中で、補完し合い、運行の充実が図られるように進めてまいります。ここでは、費用対効果を言っております。その前には、多額の費用が生じるからできないと言っておりますが、これは矛盾しておりますので、改めまして、この件については、やはり全町的に深く突っ込んだ検討もし、それが財政と相談した中で、成り立つのかどうか、そのことについて検討をいたさせます。

次に、質問事項3、町有施設での町としての管理責任についてのご質問でありました。

1点目、町道につきましては、土木管理課職員または会計年度任用職員が、各町道を公用車により走行し、路面状況や路肩の状況などを目視で確認しながら、道路パトロールを実施しております。また、河川、漁港、港湾、農道、観光施設、教育施設等におきましても、各担当課職員が随時、状況把握を行っております。

2点目の巡回の結果、不備があった場合の手だてにつきましては、路面の堆積物や路側雑草、側溝の閉塞物の除去がある場合においては、会計年度任用職員による作業班で、除去等を実施し、ポットホールなどの補修につきましては、発見した職員により、舗装

合材による補修等を行っております。また、各施設等におきましても、修繕費予算により、補修等の対応を行っております。

本当に巡回されているのかということですが、巡回している証拠に日誌をつけているようでございますので、その点について、間違いはないと私は信じております。

次に、九州電力発電所石炭灰の有効活用についてであります。

まず1点目の誘致企業の株式会社エコアッシュの現状と、今後のACⅡ等石炭灰活用計画について、企業の現状につきましては、同社にお尋ねしたところ、同社の社長が、間違いがあつていけないので文書で書くから、それで回答してくれということでありました。『弊社は、苓北町が定めた「苓北町地域資源有効活用ビジョン」達成のため、苓北町の公共工事等に積極的に活用していく趣旨の「石炭灰リサイクル事業に関する協定書」を締結していただき、平成16年に誘致企業として操業を開始いたしました。

以来18年、最盛期には15名の従業員を雇用し、約75万立方メートルの石炭灰リサイクル資材ACⅡを製造・販売してきました。このことは、苓北町の産業振興、雇用の確保等に大きく貢献できたものと自負をしております。

また、当時、大きな問題に発展する恐れのあった「都呂々ダムの補助金返還」という問題につきましても、弊社が内田工業団地に進出したことにより回避できたものと考えております。

ご存じのとおり、弊社製品ACⅡは、国の認定を受け、熊本県の許可を受けた製品であり、かつ苓北町議会におきましても、平成21年「石炭灰リサイクル調査検討特別委員会」にて、安全性が全会一致で確認され、全町民に広く証明していただいた製品であります。

しかしながら、先の苓北町議会に提案された「白木尾台地法面崩壊防止対策事業」における弊社製品ACⅡの使用について、その使用を阻害したいがための執拗な質問に終始され、最終的に否決に追い込まれました。あの議会の状況を目の当たりにいたし、弊社の苓北町における存在自体が否定されたものと強く感じられ、非常に残念でした。

近年の原材料費の高騰を受け、経営状況が一段と厳しさを増す中、このような状況では、今後の見通しも立たなくなり、事業の大幅な縮小へと向かわざるを得ないと判断をいたしました。

長年、苦楽を共に頑張ってくれた15名の従業員、またそのご家族のことを思うと、断腸の思いでありましたが、大半の従業員を解雇するという苦渋の決断をいたしました。

今後は、石炭灰リサイクル製品ACⅡの製造販売を一旦中止し、同業他社に対する「アッシュクリート技術」の技術指導を行いながら、将来の事業再開を目指していくこととしております』とのことであります。

先程、ご説明しました、都呂々ダムへの補償問題のことについて、もっと具体的にご説明をいたします。

都呂々ダムは、発電所ができることによって、工業用水が必要であるということの中で、資源エネルギー庁が補助を出し、あとの残りは九電からの借り入れで、熊本県がつくったダムであります。その資源エネルギー庁が、25億円補助をしたということにつきましては、これは当時、苓北町が産炭地域の指定を受けていたということで、産炭地域における小水力発電ダム、これに対しての補助を25億円行うということでありました。25億円と、熊本県は44億円ほどを九州電力から無利子で借り入れて、ダムを作られたわけでございます。

ダムの技術者の方々は、もしかしたら、このお金が産炭地域である苓北町のために回ってきたということをご存じないかもしれません。直接、熊本県に25億円行きましたので。

ただし、条件がありました。この条件は、九州電力1社で使うことは相成らないということであります。九州電力一社で最初使っておりまして、資源エネルギー庁から強いお達しがあつて、このままで補助金返還も厭わないということでもございました。これは熊本県企業局にも、苓北町にも、強い指導があつたわけでございます。

苓北町は、そこですぐその鳥越地区を工業団地に指定をしておりましたので、そこがあるからということで、説明いたしましたところ、まだ山であつて、企業が来たくても来れないじゃないかと。こんなことでは返してもらわなきゃしょうがないということでありました。

それで、企業誘致をですね、熊本県にも、九州電力にも強くお願いをいたしまして、いろいろやりましたがなかなか難しい。で、まだまだ返還要求がございましたので、工業団地を造ろうと。造って誠意を見せてくれということでありましたので、内田にあった土地を公売して、造成をして、造ったわけでございます。

資源エネルギー庁のお考えでは、一応、誠意が見られたので、早く企業誘致をしてくれということでもございました。そういう中でありました。

しばらくしてから、エコアッシュが進出をし、二つ目の工業用水を使う会社ができただけで、その中で、資源エネルギー庁も、その後、何のお達しもないような状況でございます。

その証拠にですね、つい最近、エコアッシュと九州電力に、熊本県企業局長がお見えになられたようでございます。とにかく閉鎖はしないでくれと、事業継続をやってくれと。少しでもいいから工業用水を使ってくれというようなお願いがあつたようでございます。その帰りに、苓北町にもお寄りになったようです。私がちょうど出張で留守にしておりましたが、その旨の話をして、お帰りになられたようでございます。

そういった意味でですね、雇用と苓北町の発展に大いに活躍をしてくれたエコアッシュであります、ほかの面でもですね、25億円の返還を免れる大きな役目を果たしてくれておったと。

今もですね、一応、縮小はしてしまいましたが、全く閉めてはいないということでもあります。いつかは、また、その材料、これはもう相当、評価が高いわけですので、今後ですね、使い道が出てきましたら、また事業が再開できるものと、そう期待をしているところでございます。

なお、石炭灰の活用についてでございますが、石炭灰リサイクル事業に関する協定書に基づき、毎月、株式会社エコアッシュから出荷状況の報告を受けております。

令和4年3月以降、苓北発電所からの受け入れ及び製品の出荷もない状況が続いており、今後の石炭灰活用は大変厳しいものと考えておりますが、これは九州電力にとりましてもですね、非常に大きな課題でございます。

この石炭灰をどう地域で活用してもらうか、よそに運ばばですね、輸送費がめちゃくちゃ高くなってくる。九州電力も、12、3年前までの九州電力とは違って、大変経営に苦勞をしておられます。そういった意味でですね、この石炭灰の再利用というのは、非常に九州電力にとっても、大事なことであるかと思っております。

次に2点目、3点目の、石炭灰有効活用と国道389号の安全安心確保のために、平成30年12月議会における松本議員からの石炭灰を有効利用した国道389号の10メートル程度の嵩上げによる防除対策の提案につきましては、その際の苓北町の対応として、工事費等も含めて、実現可能な工法で早期に国道の防災機能を発揮するためにも、熊本県が計画されている防災対策事業について、予算確保と早急な事業完成のために要望をしていくこととして回答しておりましたので、防災工事の早期完成につきましては、要望を行っておりますが、アッシュクリートを10メートル嵩上げするということにつきましては、口頭で、当時の部長さんと相談したところ、ちょっと無理であろうというようなことでございましたので、まずは、熊本県で、とにかく落石等がないような状況を早くつくり出していきたいということでですね、お願いをし、そしてそのとおりに進んでおります。

次に、4点目の国、県への要望につきましては、平成28年7月に、苓北町長、天草市長、上天草市長の連名で、国土交通大臣、県選出の国会議員、熊本県知事及び県関係担当課へ、国道389号の防災対策についての要望を提出しております。

また、平成29年7月には、熊本県知事や天草広域本部長への要望、事業が着手された平成30年度からは、早期完成に向けて、天草3市町で結成している天草国県道路整備促進期成会での、熊本県への要望や天草広域本部土木部所管事業要望でのお願いなど、毎年要望を実施しております。

現在までの事業進捗状況は、平成28年度に本箇所の斜面調査を実施されております。その調査結果に基づき、危険度が高く、防災対策が必要な8工区、10箇所において、平成29年度から災害防除工事が着工され、令和3年度までに6工区、8箇所の整備が実施されて、残りの2工区においては、本年度実施され、完了する予定となっておりますが、この前の国県道の会議で、松本議員もご出席なさって、今のままではまだやり足りない、ちょっと不安じゃないかという、ご指摘もございました。我々も、その件につきましては、もう一度、県ともよく話をしております。

ただし、熊本県はこれで大丈夫という太鼓判をしておられますので、その件が今後どういうふうな展開になるかですね、注視をしていくべきではないかと考えております。

次に、犬、猫等飼育管理指導等についてであります。

松本議員ご指摘のとおり、苓北町には、犬の散歩中の糞の処理についての苦情が数件寄せられております。苓北町ではその対策として、モラルのある犬の飼養を心がけていただくよう、広報紙や告知端末などを通じて周知を図っております。また、苦情が寄せられたときに、現場の状況を確認し、啓発看板の設置を行っております。これからも適正な飼養管理をしていただくよう、より一層の周知告啓発を図ってまいります。

条例等の制定につきましては、犬や猫の糞尿が町民皆様のご迷惑になっていることは理解しておりますので、熊本県や他の市町村の条例等を参考にしながら、条例制定を検討させていただきます。

また、その間は、熊本県が制定している熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき対応してまいりたいと考えておりますが、以前はですね、犬、猫、野良犬、野良猫、捕まったら焼却処分になっておりました。動物愛護団体からの抗議の中で、熊本県はそれはしないということで、しかし、それをしなかったことによってめちゃくちゃな飼い方をしておられます。その件については、熊本県にも、犬、猫、生きているものを大事にするということは、本当に正しいことだとは思いますが、しかし、めちゃくちゃな飼い方が正しいかどうかわかりません。そういった意味でですね、犬、猫を可愛がっていらっしゃる方々、お一人おひとりがですね、他人に迷惑をかけないような、そういう飼い方をしていただけるような、そういうことで、それに違反したときにはどうなるのかという条例っていうのは、必要になってくると思いますので、先程も申し上げましたように、条例制定についても、前向きで検討をしてまいります。

以上で、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、コロナウイルス関係でございますけれども、私の聞くところによりますと、あまり進んだ予防対策等は取っていないというような認識しております。これ通常、当然、これぐらいはテレビ見たり、ラジオ聞いたりしとけばすぐ

わかるぐらいなもので、町独自でどういったことをやってるかというのをお尋ねしたんですけれども、そこら辺がない、当然してないと思いますが、そこら辺をしてないと思いますが、今後はですね、力を入れてやっていただきたい。苓北特有のですね、やり方もあろうと思いますので、ぜひ。

それから、感染者が自宅療養になったときに、外出あたりができんわけですね。そのときに、家の冷蔵庫ん中にもう4、5日分ぐらいしかなかって、どうしても食糧あたり、買い出しも行かれんと。濃厚接触とか合わせますので、どがんすればよかつじゃろ、わけくちやわからんというようなことを私の方にご相談があった感じでですね。やっぱ大変だになっていうことで、大変じゃったなというので、そこら辺ですね、他町を見ますと、もう自宅待機になったと一緒にですね、即日ですね、自治体から箱詰めで、一週間分ぐらい、その食事あたりが送ってくるという町村もあるそうです。

そういったことはできんかというふうに思うわけですけど、そこら辺がどがんでしょかね。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 只今の松本議員のご質問にお答えをさせていただきます。コロナウイルス感染症への対策につきましては、基本的な対策、町の新型コロナウイルスへの対策につきましては、基本的な対策、先程、浜口議員の中でも申し上げましたが、マスク着用、手指消毒、日常生活の中でできることをやっていただきたいと思います、現在、呼びかけを行っているところです。

先程の町長答弁の中にもありましたが、ワクチン接種の推奨も実施をしてまいりたいという考えであります。

次に、感染者が外出できないということで食糧の買い出しにも出ることができないということでございますが、現在、町の方では食糧の配給は行っておりません。感染された方の中にはですね、食物アレルギーをお持ちの方や、好き嫌いがあられる方もいらっしゃるかと思います。町が準備した食事を配給してもですね、廃棄されますと、食品ロスにつながる恐れもございますので、ご自分に合った食料をご自身で準備をされるのが最良だと考えております。町の「広報れいほく」、「お知らせ版」（9月5日号）にも周知をさせていただいておりますが、近くにですね、頼れる方がいない場合など、外出ができない場合などにつきましては、商品をですね、購入しますと、無料で配達をしてくれる事業所が町内の中にごございますので、その事業所の紹介を、ご相談があった方にはお伝えしているところでございます。

○5番（松本良人君） そこら辺はどこの市町村もやってると思いますよ。ただ、ここは特別にですね、よそは特別、自治体から、もうなつたと一緒に、カップラーメンとか何かを届けている自治体もあるのでできんかと。ただ、私が一番懸念するのはです

ね、名前がわからん、誰かわからんというような言い方が多分返ってくると思いますけれども、わからんから困つとですよ。濃厚接触者の方、あるいは感染者の方が、もう食うとんなかけん、シープルに買いが行こう、Aコープに買いが行こうと言っても、誰も知らんわけですからね、なっとるっていうのを。そうした場合、感染するわけですよ。そういった形で苓北町はいっぱい感染しとっとじゃなかですか。そこら辺、把握しとらっさんですか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 町におきましては、コロナに感染された方が町内のどこにお住まいなのかはわかりませんが、外出できない場合にはですね、近隣のご親族や知人に連絡をすることによって、食料の調達や確保については可能であるかと考えております。実際、私の方で知ってるのは、町職員の感染者でございますので、少し話を伺ったところ、近所の方から差し入れ等をいただいて、食料に困ったことはないという回答をいただいております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 都合の良かことは、都合の良かで良かですけれども、私は都合の悪かことを、最低のことを言いよるわけですからね。もし、室長がたばこをのむと。たばこの切れたと。どがんしたっちゃ、買うごて、のむごてたまらん。感染者であつてですよ。絶対買いが行かっですよ。そろっと。わからんわけでしょ。そんときに感染者が増ゆっとじゃなかろうかな。そういったことがあるので。

余りお金は要らんと思いますので。だいぶ、交付金が来よつとでしょ。そこら辺から感染者、あるいは濃厚接触者には、提供できんかということをお尋ねしよつとですよ。

そこまでの手厚い看護は、苓北町ではできないかということをお尋ねしよつとですよ。

ぜひ、このことはですね、時間がないので、前向きにですね、検討していただいて、かなりのお金が国から来よるわけですから、そのお金をですね、やっぱりそっちのほうにも回していただいて、なるべく感染者を出さない。出す隙を与えないというようなことをやってもらう。

ぜひお願いします。ぜひですね、私思うのは、健康増進室でしょ。お宅は。コロナ増進室にならんようにしてくださいよ。案外、苓北町はですね、人数の割には多かですよ。ぜひ、コロナ感染増進室にならんように、健康増進室でおるように頑張ってください。

新しい発想でですね、やってくださいよ。人がしとらんどこのこうの、しにっかのこのこうのじゃなくて、される方向でやってください。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 意見につきましては、意見としてお伺いしておきまして、町の方で内容等を、再度考えさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 町長、よろしくお願いします。これ大変だと思いますよ。濃厚接触者になられた方は、買い出しに行かれんわけですから。それがずっと重なっていくわけですね。家族の中で、例えば、一番最初、子どもさんがもろてきた。そん次、お母さんがもろた。今度、子どもさんがよくなったら、ご主人になる。長男坊になる。全部出られんわけですよ。食うとはなかごてなつとですよ。そういったことがありますので、前向きにどがんですか。町長。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ちょっとその辺のところはですね、只今、健康増進室長が答弁をいたしました中において、まだまだ、町民に対する広報が足りない。やっぱりそういうやり方もあるんだということを、しつこくやっぱり放送のところでやるべきだと思います。それでもって、どうしてもできない人たちにおいては、町から配送するということも検討したいと考えております。

○5番（松本良人君） 次に移ります。まだ言いたいことありますけれども。

バスの関係でございます。私は、都呂々んことばっか言いよるじゃつかというような感じでございますけれども、私は、試しにですね、小学校と中学校のスクールバスだけで、だけです、富岡と内田関係から都呂々、下田関係の表ば作ったわけで、皆さんにおあげしとるはずですよ。後は言うたごととして、巡回バス2台、坂瀬川側の方面のスクールバスも空いとつですよ。それで存分に、それに合わせて回したら、予算の関係、どうのこうのせんやったっちゃ、ゆっくりできっとじゃなかろうかなと思いますね。

そこら辺ですね、学校関係がスクール関係のバスのどうのこうなので、手薄いなと。そのときは、タクシーでも何か頼んで代車ば回せばよかじゃなかですか。そして、利便性のある芥北町をつくっていただく。今、利便性悪かでしょ。相当便利の良かごたつ答弁ですけども。悪かですよ。とつけんなか時に、10時頃回ってきたりなんだりして。おまけに、一緒時間帯に2台回ってくる。ですね。

そこら辺をですね、もう1回、再度考えていただいて、もう少し頭を使ったやり方をやってくださいよ。私が作ってやったでしょうが。あれは、金は要らんとですよ。運転手はいるかもしれんです。運転手は3人雇って交代制にしてよかったですから。あがしこ便利ようなれば、運転手ぐらいい出したっちゃ良かと思います。車んかわりは要らんわけですから。もう1回確認してください。もし、わからんときは、私に尋ねてください。

それから、石炭灰関係ですね。石炭灰関係も、私は県とかなんかには言いませんよ。特別な対策として、電源を守るということで、特別に国土交通省とか、あるいは企業局あたりと一体となって、そして石炭灰をどがんかしてせんば、九電も大変やつかということで、ここにしてくれた方が良うはなかかというようなことです。そうした場合は、

今、一番困ってる国道389号の嵩上げして、そこに埋めた方が、誰もつまらんちゅう人間はおらんとですよ、と思いますよ。そうした場合は、国も良か、町も良か、九電も良か、仮にエコアッシュがまた頑張ってくるとならエコアッシュも良か。地域の方も万々歳、観光にも良かですよ。良かばっかじゃっから、そこら辺を、国土交通省だけでなく、企業局のそっちの方からでも、あるいは元通産ですね、そっちの方からでも後押しいただいて、環境省あたりとか、一緒になっていただいて、その電源を守るというやり方はできんかということで、私は再三お願いしよっとですよ。県とかなんかじゃなくて、それを超えて、国土交通省だけじゃなくて、それを超えた枠の中ですって、できんかということをお願いしよっとですよ。どうでしょう。町長。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 電源の重要性については、熊本県のトップの方は希薄であります。考え方が。例えば、今度、台湾からやってくる半導体製造企業、ものすごく県は期待してますし、我々も期待してます。そこについて、道路が必要、鉄道が必要、家屋が必要、水が必要というのを一生懸命やってるのに。最近ですね、エネルギー政策課長が広域本部に来てましたので、あんたたちは電力のことはどがん考えとっかって聞いてみましたら、全く考えてない。

水と電力が1秒でも止まれば半導体はだめになるんですよ。だからそういうこともやっぱり考えていないから苓北町を軽く扱う。電力の、電気のふるさとですよ、苓北町は。熊本県の7割も供給しているのに、電気のありがたさ、昨日の台風のことでわかったじゃないですか。長崎県の人だって、皆、電気が止まったらどがんしようと。熊本県の人だって同じです。やっぱり、そういった面で、電力を作ることに対する批判ばかり報道関係者もしてます。批判ばかりしてますけど、電力を使って電力がなくなったときの不自由さってのはどんなに大変なのか。それをやっぱりしっかり報道も含めてやってほしい。

そして、今、九州電力も火力でありますので、石炭でありますからCO₂を出します。でもこれを低減させていくというのを国との約束をします。国も大々的に変えるときは補助を出すと言ってきてます。ですからそういった意味ですって、実証工事をやりながら、どの程度の製造部品のですって、変更をすればいいのかですって、今後、大きな課題になってくると思います。

2030年までにですって、20%のCO₂をまず減らす。減らすという中で、次には2050年には、カーボンニュートラル。全く、計算上はですって、CO₂を出さないというような状況まで上げていく。そういうことを担ってまいります。九州電力もそうですし、今、日本風力発電は3基、どっからでも見えます。回ってます。風があるときは、十分な電力供給をしてくれてます。で、来年から工事を始めるレノバの13基、これは

もう熊本県で最大の風力発電になると思っております。レノバは、もしここで成功すれば、今度マグロの養殖場に使おうとしてたところ、ここについてもですね、今度、洋上風力を考えてもいいんじゃないかと。これはまだレノバの正式な考え方じゃないんですが、レノバでここに駐在しておられる方の考えで、洋上風力を具体的に検証してみたいということも言っておられますので、それこそまさに、苓北町がですね、電気のふるさと言ええる状況でありますので、そういった意味で、熊本県にもTSMCが来る菊陽町周辺だけ見ないで、その大元となる苓北町にも少し愛情を注いでいただきたいなとお願いに上がりたいと思っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） こっちの電力関係については、私と町長の考えはまだ一致しとると思いますのでですね、やはり九電関係も、私は、もうぎりぎりまで続けていただくと、やっぱり日本のために頑張ってくださいと、我々も日本のために努力せにやいかんということで、私は今、そこの石炭灰が我々が一番、協力でくっとは石炭灰じゃなかりうかなと思いましたので、そこら辺、問題提起をしたわけですよ。そこら辺をですね、ぜひともですね、国交省とか経済産業省ですね、あるいは環境省あたりでも、やっぱり手を握りながらですね、別枠で、別枠ででしょ、防災とか何かというそういった小さいもんじゃなくて、大きな考え方でやっていただければなと思うところでございます。

それから、犬、猫の問題ですね。

ぜひですね、前向きで検討していただくということでございますので、これはもう確かに今努力してしておられますよ。いたるところに注意してくださいという看板がいっぱい立っとなります。努力はそうなしておられると思いますので、そこら辺ですね。私はもうそれじゃもう間に合わんと思いますよ。夜、散歩される方は、全然、袋は持つとらっさんとですよ。

私たちも、ボランティアあたりでですね、道路の畦畔なんかを、草刈りをするときなんかですね、犬の糞に当たれば飛んでくっですよ。もうそこら辺、もうしゅうごとなかったですね。そういったことがあってけばですね。今、町道とか農道とかの草刈りあたりも段々協力者が減ってくっとなじなかりうかな、必然的に。苓北町は沈滞すっとなじなかりうかと思っておりますのでですね。お互いにボランティアでもですね、楽しく参加できるような雰囲気をつくっていただいて、少し大変だろうと思いますが、頑張ってください。

以上、終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時02分

令和 4 年 9 月 8 日（木）

（第 2 日 目）

令和４年第６回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和４年第６回苓北町議会定例会は、令和４年９月７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	９番	山本 政人
１０番	倉田 明	１１番	田嶋 豊昭（副議長）
１２番	錦戸 俊春（議長）		

３．不応招議員は次のとおりである。

８番 野崎 幸洋

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は11人です。野崎議員から欠席届が提出されています。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告7番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） おはようございます。通告7番、11番議員、田嶋豊昭です。

農業者・漁業者における生産資材価格高騰対策実施の検討を一般質問いたします。よろしく願いいたします。

今現在、農漁業者は大変な危機に立っています。今回各地で、農漁業者は、緊急集会など、国・県に肥料や飼料、燃料など生産資材価格の高騰を受けての支援要請を行っています。苓北町でも同じだと思います。

特に、ハウス栽培農家の方々は大変だと言っています。JA苓北でも、色々なことで対応していますが、なかなか大変です。肥料なども価格が高騰する前に買い取り、倉庫に保管してあります。レタスの肥料などは予約で、使用することがわかっている資材は、事前に購入できますが、やはり全体的にはできません。

新型コロナ禍、円安などで落ち込んだ地域経済の回復や物価対策など、苓北町でも考えていただきたいと思うのです。

今年度の春夏秋冬野菜価格の低迷で、冬野菜だけでは経営が大変だと、夏秋野菜を推進、多くの農家がそれに取り組んでいますが、その中でのこの価格低迷です。米の価格、特にオクラなどは、例年の半額です。これでは、農家の所得が少なくなるばかりです。町へ納める税金も少なくなり、その影響も大きいのではないかと思います。

農業も漁業も、高齢化で大変です。その中で、後継者である若者たちは頑張っています。その人たちの将来のために育てていかなければ大変です。

新型コロナ禍で、町もいろいろ大変だと思いますが、ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

農業者・漁業者に対しましては、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農業省力化生産資材導入支援事業や貝類等養殖漁業支援事業などの支援を行っているところであります。しかし、現状におきましては、燃料を始め飼料、

肥料など、ご指摘のように、全て価格が高騰しているところであります。

その中でこの度、これまでの支援策に加えまして、町の物価高騰支援策として、農業者に対しましては、経営耕地面積30a以上の農業者に対し、10a当たり1,000円を支給する「農業資材価格等高騰対策事業補助金」を、また、漁業者に対しましては、漁船用燃油の直近2年間分の価格上昇分、1リットル当たり29円を支援する「漁業燃油価格高騰対策事業補助金」を、それぞれ9月議会補正予算に計上しておりますので、予算が成立いたしましたら、これらの支援策を実施してまいります。

以上で、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） お答えありがとうございます。

経営耕地面積の30a以上の10a当たり1,000円ということでいろいろ検討していただいております。本当にそういう中で、やっぱり私たちは、どうしなきゃいけないかと、もう今でも油あたりも高騰しております。

そういう中で、私たちは生きていかなければなりません。

だから、もうちょっと深く、町も考えていただき、援助の方よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 通告8番、倉田です。通告の2件について質問させていただきます。

最初に、町財政の状況についての、①令和3年度、町財政の状況と今後の見通しでございますが、2020年1月15日、日本で新型コロナ感染者第1例が確認され、その後、5月12日まで1万5,854人の感染者、死者668人との報道がありました。その猛威は変わらず、今年8月19日には、全国の感染者数は、過去最多の26万1,029人。国内感染者は、1,672万5,830人、死者3万6,583人となり、その収束は見ておりません。

このような中、政府は感染防止のため、人と物の移動制限や企業等の営業時間短縮等の影響で、社会経済が低迷し緊急経済対策として、事業者等に持続化給付金や休業支援金、また、国民を対象に「特別定額給付金」など、各種の支援救済対策を講じられてきました。併せて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など現在も支援策が続いております。

流行が本格化した2020年度コロナ対策のため、3度の大型補正予算を編成し、大量の国債を追加発行し、2020年3月比101兆9,234億円に膨らんだと言われ、

国債と借入金など２０２１年３月末時点で、１，２１６兆４，６３４億円。そして、２０２２年８月１０日、財務省は「国の借金」は、６月末時点で、１，２５５兆１，９３２億円と発表。また、２，０２２年度末には１，４１１兆円になる見込みとの報道がっております。

国の２０２２年度予算は、過去最大規模の一般会計総額１０７兆５，９６４億円、１０年連続で過去最大の更新となり、コロナ感染再拡大に対応するため、前年同額の５兆円の予備費を計上されております。一方、２０２１年度国の税収は、前年度から６兆２，０００億円増え、６７兆３７９億円と２年連続で過去最高になったと財務省が発表されておりますが、よくも、このコロナ禍の中で税収が増えたものだと思っております。

荅北町においても、これまでコロナ感染防止対策の事業予算とともに、各種事業に取り組まれてこられましたが、令和２年度の決算書によると、一般会計の歳入は６１億９，４８９万７，５４９円、歳出は６０億４，０６２万４，４６９円。形式収支は１億５，４２７万３，０８０円、単年度収支は１，１１９万３，３５４円の黒字となっております。また、これらは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の本町交付金２億４，５１３万９，０００円や感染拡大防止のため事業の中止等の影響もあると思っております。

近年、町税は全体的に減少傾向にあり、その分、地方交付税が増えつつありますが、自主財源に勝るものではありません。そのような中、令和２年度一般会計の基金残高は令和３年５月末で、１１億９，４２５万２，３０２円。特別会計は１億８，０９４万９，４２５円、合計１３億７，５２０万１，７２７円と前年度より増額しております。一方、町債は一般会計で６８億８，１２６万６，０００円、特別会計２４億８，０３２万６，０００円、合計９３億６，１５９万２，０００円となっております。

財政力指数は０．４８、経常収支比率８９．５％、将来負担比率８３．６％で、財政力指数は、ここ数年低下気味であります。経常収支比率と、将来負担比率は、近年改善し、特に、前年度１０７．６％から８３．６％まで改善してきた将来負担比率は、財政健全化へ進みつつあります。また、事業量、事業内容にもよりますが、財政健全化の取り組みとして、令和３年度は元金償還額６億９，２９１万２，０００円に対し、地方債発行額を３億８，６６０万（うち臨時財政対策債２億８，５００万円）とあります。この９月定例会で令和３年度の決算書が提出されますが、町財政の状況と今後の見通しについて伺います。

②ふるさと寄附金の現状と今後の取り組みについてでございますが、令和２年１２月議会で、コロナ禍で税収減の中、新年度町予算編成の方針について伺いました。町長答弁では、国税及び町税等の大幅な減収が見込まれ、令和３年度の予算編成に、新たに一般財源の「枠配分方式」を導入。基本方針は、歳入で町有財産の売却を含む有効活用、

「ふるさと納税」の拡充等による自主財源の確保。歳出では、各事業の費用対効果等の検証で経費抑制、効率化、簡素化及び職員一人ひとりのスキルアップ、財政サービスの向上、人件費や公債費、扶助費等の義務的経費を除く、政策的経費圧縮が必要とのことでありました。

町税が減収する昨今、町振興計画ふるさと苓北未来プラン「実施計画書（令和3年度から令和5年度）」の中に、「自主財源の確保に努めるなど…健全な財政運営を推進する」とあります。

そのような観点から、今後は自主財源の確保にさらに努力していかなければならないと思うところであります。その財源確保の一つに、「ふるさと寄附金制度」があります。

本町2年度予算500万円に対し、決算で858件の寄附金は1,551万1,000円寄せられました。寄附に対する返礼品費用等として782万1,104円であり、令和3年度ふるさと寄附金予算は、2,000万円、4年度は5,600万円組まれ、寄附金増額を図るため、返礼品の充実や代行業務委託事業者及びウェブサイトの追加など試み、寄附金額は年々と増加しておりますが、寄附金額は、県下45市町村の中で下位の方と伺っております。他市町村と比較するのもいかがなものかと思いますが、その状況等と今後の取り組みについて伺います。

③の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」での事業状況でございますが、ご承知のとおり、令和3年4月1日、第5次「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、苓北町もその適用を受けました。

ご承知のとおり、充当率100%、元利償還金70%は、後年度の普通交付税に算入されることとされ、対象地域にとっては、活用の幅ができました。事業計画については国、県などとの協議、同意等が伴いますが、町の事業状況と今後の事業計画について伺います。

最後に2点目の町の「やまびこ予算」の拡充（増額）についてお尋ねいたします。

町内51行政区の中で、区民皆さま方には、日頃から、地域活性化に向け、いろんな活動や諸行事等が行われておりますが、地域活動や地域を維持していくには、地域ならではの問題、課題もあります。現在、「やまびこ予算」で、それぞれの地域の実情に合った、小規模工事等に行政区が取り組まれ、令和3年度は27件の申し込みがあり、申し込みが多ければ補正予算で対応されております。

今年度の申し込みは18件と伺っておりますが、令和4年度予算は前年同様1件30万円の20件分、600万円が組まれております。1件の工事規模、予算が大きい場合、完了には数年を要する場合もあります。

もちろん、工事規模が大きい場合は、町発注となりますが、行政区的工事規模はできるだけ早く完了し、安全性と利便性を求められておりますが、近年、少子高齢化が進み、

地域集落を維持していくには、年々、厳しくなっていく中、地域の「協働」と、やはりそこに住まわれている方々の要望、意見等をより以上に伺い、対応し、区民の意識が高まり希望が持てる地域環境づくりが必要ではないかと考えるところであります。

そのような観点から、「やまびこ予算」の1件当たりの増額ができないか、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目は、町財政状況についてであります。

財政状況につきましては、本議会において、「令和3年度決算における健全化判断比率について」を報告することになっております。値を申し上げますと、実質公債費比率が12.9%、将来負担比率が49.3%であります。将来負担比率は、令和2年度の83.6%から34.3%の健全化が図られております。

令和3年度末における一般会計の起債残高は、約6億3,500万円ですが、この中に、臨時財政対策債が入っております。臨時財政対策債は、国が地方自治体に交付金として配るべき資金でありまして、その資金が国において足りないので、しばらく借りといってくれという性格のものでございます。従いまして、この臨時財政対策債の返済は、全て国が責任を持って返していくということでありまして、事実、毎年、毎年、臨時財政対策債は、国において普通交付税によって措置されていることになっております。

先程、申し上げましたとおり、臨時財政対策債を除く起債残高は約3億7,500万円。これまでの地方債借入実績の交付税措置率から、約52%は交付税措置されることが見込まれ、この交付税措置額を除く起債残高は約1億7,800万円となります。現在の年度末による、3年度の年度末における一般会計の基金総額は1億6,800万円であり、令和3年度末における財政調整基金と減債基金の合計額が約1億4,800万円であります。引き続き、基金の積み増しも図ることで、さらに財政の健全化が進んでいくと考えられます。

なお、議員ご指摘のとおり、町税は減少傾向にあり、地方交付税に頼らざるを得ない状況に変わりはありません。また、今後も膨らむであろう扶助費を始めとした義務的経費と併せ、公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加も、今後の財政運営における重要な課題でございます。

引き続き、中・長期的視点に立ち、必要に応じ過疎対策事業債を始めとした有利な地方債の活用も検討のうえ、健全な財政運営に努めてまいります。過疎の指定は、今年の4月に行われましたが、まだ、そのメリットというのは、少ししか表れておりません。

これから、過疎指定のメリットが大きく反映されてくるものと考えております。

次に、2点目の「ふるさと納税の現状と今後の取り組みについて」であります。

令和3年度に2,106万6,000円の寄附をいただきましたが、県内46自治体、これ熊本県を含んだ中でございますが、下から2番目の45番目の寄附受け入れ額という結果でございます。これは大変心配しなければならない金額であります。

令和4年度につきましては、8月末で約530万円の寄附をいただいております。

今後の取り組みについてであります。特に苓北町の強みとなる返礼品の発掘をメインに進めております。他自治体等の傾向を見ますと、主軸となる返礼品があり、他の返礼品がそれに追従する形となっているようであります。苓北町でも昨年度は、共通返礼品の牛肉が主軸となっておりますが、しかし、牛肉に関しましては競争が激しく、今年度は申し込みが少し落ち込んでおります。

そこで、今後の苓北町の主軸となる返礼品について、代行事業者と協力をいたしまして、発掘を進めているところでございます。

今年度、新しく登録された返礼品は23品目で、お米やスイカ、食事券などがございます。また、年内の登録として、トラベルクーポンや海産物を計画しているところでございます。

また、寄附受付等に係る役務として、オンラインワンストップ特例申請等のサービスについても充実を図ってまいります。

次に3点目の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法での事業状況について」であります。過疎対策事業債につきましては、令和3年度に国の承認を得ました「苓北町過疎地域持続的発展計画」に基づき、各種事業に充当しております。

令和3年度におきましては、「志岐漁港道路整備事業」のハード事業のほか、「地域が輝く行政区活動補助金」や「苓北町子育て支援医療費助成事業」等のソフト事業を含め、総額9,700万円を充当し、令和4年度におきましては、前年度と同様に「地域が輝く行政区活動補助金」や「苓北町子育て支援医療費助成事業」等のソフト事業に充当するほか、ハード事業では、昨年度からの繰越事業の「志岐漁港臨港道路整備事業」のほか、「町道舗装事業」と併せ、今回の補正予算に計上しております「温泉プール改修事業」、「ペーロン船格納庫改築事業」、「苓北町農協選果場改修事業補助金」を加え、総額で約2億4,000万円の充当を予定しております。

なお、次年度以降につきましては、過疎地域持続的発展計画及び振興計画に基づき、必要な事業に充当していくことといたしますが、新たに「天草広域連合新ごみ処理施設建設に係る負担金」や「苓北中学校校舎改築事業」への充当も考慮する必要がございますので、これらも含め、中・長期的な視点での財政運営を見据え、適切に対応してまいります。このことから、これからも、多額の資金が必要なわけですが、過疎地

域の指定を受けたことによりまして、過疎債の発行が、今申し上げた事業に関してましても、全て認められることになります。先程、倉田議員の質問の中にもございましたように、交付税充当率が今までゼロだった、例えば、町道舗装とか、2割だった公共等事業債とかに比べまして、7割の交付税措置率がございますので、今後の町財政にとっては、大きな武器になってまいります。そのことをしっかり踏まえまして、事業もむやみやたらに増やすということではなくて、必要な事業をしっかり整えていく中で、財政の健全化をより図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に「やまびこ予算の拡充について」のご質問でございました。議員ご指摘のとおり、1件の工事規模、予算が大きい場合は、完了までには数年を要する箇所もございます。その対策として、このような場所につきましては、1年単位の事業上限額30万円を変更せず、2年分を事業着手年度に一括して申請し、事業が実施できるような取り扱い基準の見直しにつきまして、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上で、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町財政状況につきましては先般、苓北町監査委員から、歳入歳出決算審査意見書が提出され、その中の資料、また、只今、町長の答弁にもありましたが、非常に数字的に改善されつつあるようでございます。

やはり極論でございますが、事業をしなければ公債費等も不要でございますが、現状、そういうわけにはいかないわけでございます。

また今後、振興計画に基づき、大幅な地方債の残高を圧縮していくという旨の答弁がありました。その中で現在、地方債残高等があるわけでございますが、その中で、臨時財政対策債、ご承知のとおり答弁もありましたが、この元利償還につきましては、5年度交付税措置されるということで、一応65億3,500万余りの地方債、その中に、これ一般会計でございますが、臨時財政対策債28億2,000万円余り、意見書でも、答弁でもありましたが、それを、借入金であります、後年度手当てされるということで差し引くと実質37億円の、37億1,500万円ほどの数字になると、私は思っておりますし、町長もそのような答弁でございました。

そういう中で、一般会計の積立金、基金残高、これは4年5月末現在で16億4,862万5,539円と表示してあり、前年度に4億5,437万3,057円が加えられておるような状況下になっております。

そこで現在、今申しましたが、苓北町の一般会計の地方債残高は65億3,500万円余りあるわけでございますが、これまでいろんな事業に携われ、長きにわたり、各種の公共事業の中で生活基盤整備等に多額の財源を投入し、地方債にあっては、中長期的に返済していかなければなりません。よく借金を次世代に残さないようにと言われてお

ります。それに越したことはないわけですが、やはり、社会インフラ等の整備といろんな施設の維持管理、これは国においても、各都道府県、あるいは市町村自治体においても、同様なことと思われますが、過去、現在、未来にわたり、何らかが変わらない限り、繰り返しではないかと私は思っております。

したがって、公債に限らず、事業から生まれた遺産は、次世代とともに、必然的に共有化することになり、今までもそうでありました。言い換えれば、次世代の人もそれなりの経済負担が生じるのはやむを得ないし、致し方ないと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今のご質問でございますが、やはりこの持続的に継続を図っていける、いわゆる今流行りで言いますとSDGs、こういう社会をつくっていかなければなりませんし、その中で、やはりそこに住んでおられる方々が希望の持てる、そして、ここに住んでよかったと思っていただけるような、町づくりにしていかなければならないと考えているわけでございます。

そのためには、もろもろの事業をやるのに、やはり資金が要ります。その資金も、自前でできる資金と、自前で足りなければ、国から、あるいは県からの補助金をいただく、あるいは借金、いわゆる起債をする、そういう形の中で運営を続けていかなければならないわけでございます。

それと併せて、自前のお金も増やしていく努力もしていかなければならないわけでございます。そういうことを組み合せた中で、健全な財政の中で、町民皆さん方が、ここに住んでよかったと思っていただける町にしていかなければならない。

今現在の課題はですね、九州電力から入る、大きな割合を占める固定資産税、これが年々減ってきておりますし、やはりいろんな面でですね、減る自前の資金、そしてまた、増えるのは、高齢化に伴いまして扶助費がどんどん増えていく。こういうことも念頭に置きながら増やしていかなければならない。

今の状況を考えますときに、昨年完成しました風力発電3基分ではありますが、今年は確かに2,500万円ぐらいの税収があったはずでございます。また、来年から始まるレノバの13基分、これも合わせてしますと、20億、17億か、10数億円の固定資産税が見込まれます。

また、今、九州電力もですね、低炭素化に向けて、2030年に向けてもろもろの実証を始めておられます。そんな中で20%のCO2削減を図っていくという、取りあえずの2030年までの目標をクリアしたいと、低炭素化の中で。そうしますとですね、アンモニアを混焼していくためにもですね、いろんな部品に障害が生じる恐れがあるんで、少しずつ、少しずつアンモニアを増やしながら、その様子を見ていくと。その様子

を見た上で、部品を大幅に取替えなければならない状況が出てくるということでもあります。結果的には、それが固定資産税につながってくるということでもありますので、苓北町の将来にとりましてですね、これ将来と言っても、近い将来でございます。非常に強い頼みになる電気のふるさと、全て今申し上げたのは、電気に関わる、電力に関わることであります。

そういう状況でまさに熊本県の電気のふるさととして、火力も、そして自然エネルギーも充実した中で、町の財政を潤していくと。その中で、町民の生活をですね、より豊かなものにしていきたいと。

今まだ、財政がですね、ようやくと上向きになってきたところでございますので、これからでございます。そういった意味でですね、私も今回で引かさせていただきますが、皆様方のご支援とご協力の中で、年々、充実した町財政に変化してきている。これを止めてはならない。続けていかなければならないという気持ちでございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長答弁にもありましたが、やはりこの持続的な町運営、そういった中で、やはり自主財源、今申されましたが、例えば、風力発電等の今後の運転開始に伴う税収、また、もう既に事業が開始され、風力発電の一部の税収が入っている状況下であります。併せまして、やはり、九州電力のいわゆる機械等の更新、それに向けた固定資産税が入るという可能性も大きいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、やはり苓北に限らず、やはり人間が生活していくにはある程度の、やはり豊かさといいたししょうか、こういったことを保持しながら、生活していくにはやはりどうしてもいろんな事業、時代に合った事業等が必要になってくるかと思っております。そういう中で、今、町長が必要な事業はするんだ。もちろん、私も皆もそれは理解されると思いますが、やはりそういう事業もですね、今後は必要において時代とともに展開していただきたいと思っております。

昨日の一般質問の答弁にもありましたが、町長におかれては、田嶋町長におかれてはいろんな事業、やはり生活の質を上げるといいますか、併せて、防災等に対する事業、そういった幾多の大きな事業を展開されてきました。当然、それには財源が必要であります。従いまして、そういった整備の中で、私は相当な成果があったと評価しているところでございます。いずれにいたしましても、苓北町に限らず、やはり日本がですね、持続的可能な道を、舵をとっていただくよう国民と共につくっていかねばならないと思うところでございます。

続いて、ふるさと納税の件ですが、一応、相手さんもおられることでしょうし、あと半年あります。そのような中で返礼品、これは寄附者の方が選択されるわけですが、なかなかこの返礼品も新たに23品目加わったということが報告されましたが、

やはり代行業者といろんな協議を重ね、周知徹底を図ってですね、少しでも多くの寄附金が集まるよう、伸びますよう、検討方お願いしたいと思っております。

もう答弁は要りません。

3点目の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎債等でございますが、3年度併せて4年度の事業等のご説明も伺いました。

4年度においては、温泉プールの改修、ペーロン倉庫の改修、農協の倉庫改築の改修等々が挙げられ、また次年度については、ご案内のとおり、天草広域連合新ごみ処理場のいわゆる負担金の問題、それと苓北中学校校舎改築事業等が含まれておりますが、やはり有効にですね、活用いただきたいと思っております。

答弁は要りません。

最後に「やまびこ予算」でございますが、1年の30万円は変更せずに、前倒して、2年分計上してはどうかということを検討したいという旨を申されましたが、そのような方向で少しでも改善され、地域に夢と希望を与えていただきたいと思います。

併せてやはり今後のまちづくりは、地域の住民の方の協力がなければ、やはり推進が厳しいものがあると思っております。ぜひ、その辺も含めまして、ご検討方よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告9番、2番議員、野田謙二でございます。今回の質問は、町長への質問とさせていただきます。

さて、苓北町では毎年のように何らかの自然災害が起こっております。がけ崩れであったり、道路の崩壊であったり、河川の決壊であったりと、これらはなかなか予測のできないものでございます。

そんな中での自然災害ですが、この災害の補修は、地方交付公共団体においては、必ずやり遂げなければならないことだろうと考えております。

ただ、その仕事の進み具合が遅いのではないかとことを心配しています。

最近では、森林基幹道苓北天草線のがけ崩れや、町道善亀線の崩落事故等があり、ほかにもいろいろございました。

先に挙げた2件では特に、一般の人の感覚からすると、工事の開始が遅れ、いつになったら工事をするんだろうかと、最初は心配されていました。役場の職員や土木事業者等からすると、その遅れの原因についても想像が付き、むしろ普通なのではないものだろうと感じることも多いかとは思っております。

さて、このような自然災害により発生する公共工事は、このままの対応で遅いんでな

いだろうかという、それで良いのでしょうかというのが今回の質問になります。

自然災害での結果、起こっている公共工事は、基本的には、そのほとんどが国や県の査察が入ります。その後、国や県の予算が承認されて初めて、町の予算として計上され、議会に提出され、議決を得て初めて工事の入札が行われるというのが基本だろうと思っております。ですから、手間も暇もかかるのが当たり前です。細かいことを言うと、町長の判断で工事を先に発注して、議会には専決処分として、後から承諾を得る等のほかの方法もございますが、それでも、公共工事は遅いのが当たり前です。つまり、自然災害で起こる公共工事は、ある意味で遅いのは当たり前です。

しかし、近年の全国版のニュースを見ていると、気候の変動もあってか、災害が想定外とのニュースを耳にする機会が増えました。

幸いにして、苓北町では人的被害が出るような災害が起こっておりません。しかし、人吉球磨地方の水害が県内でも発生をしたように、また、熊本地震でも甚大な被害が出ております。

このような人的被害が出るような場合は、地方公共団体や国は避難住宅を用意したり、災害への補助をコストをかけて行っております。これは天災による人的な直接的な被害ですから、言葉は悪いかもかもしれませんが、当然に職業的義務が発生する、国や地方公共団体には当然の仕事であると、必要なものであると言えるでしょう。

そこで、苓北町の対応ですが、苓北町は直接的な人的被害が出ていないからといって、このまま遅い公共工事を放置していて、良いのだろうかということをお伺いしたいと思います。

実際の自然災害においては、直接的な人的被害が出なくても住民の生活にかなり影響を与えている事例は多々ございます。

例えば、自宅近くの道路が災害に遭い、車の通行が遠回りをせざるを得なくなったりとか、河川の決壊が原因で田んぼへの水路が崩壊したりとかは過去にも聞いております。

過去の事例では、例えば、道路の崩壊などは、以前は個人と建設会社との話し合いで、仮設道路を用意したりして、その後に自治体へ請求をかけるなどの方法も取られていたように記憶しております。また、田んぼへの水路の崩壊などは田植えまでに工事が行われないなら、個々人が水路を確保したりしていたように記憶しております。これらは子どもの頃の記憶ですので、あくまでも私の勝手な思い込みかもしれません。

しかし、そのような方法は、今では結果的に二次災害が発生した場合に、誰が責任を持つのかとの意見から、細かく法整備がなされ、中途での工事変更や仮設道路の建設なども、土木業者が資料をそろえ、提出、認可されなければ何もできないようになっていると思っております。

だからと言って、自然災害の復旧工事は遅いのは当たり前というような状態のままで

良いのだろうか。

直接的な人家への被害がなければ、行政の対応が遅いのをじっと待つしかないのでしょうかということ。

例えば、人家への直接の被害がなくても、田畑への水路が寸断されたとか、日常的に通用する道路が寸断されたとかの日常生活への直接の被害がある場合などは、町の責任で仮設の水路や、仮設の道路を早急に整備するのが良いのではないかと考えております。

具体的には、災害が確認された後、被災地の近隣住民や地主に細かくお伺いをするだけで対応ができると思っています。

それを聞いて、町長の判断で田畑への影響が大きいとか、日常生活への変化が大きいと町長が判断した場合には、仮設の水路や仮設道を建設するというのはいかがでしょうか。もちろん、国や県が査察する本来の公共工事とは別物で、あくまでの仮設道路であり、仮設の水路となります。これは実行すると、あくまで仮設の工事ですので、今まで以上にコストが必要になります。しかし、確実に、現状の町の総生産数を維持できるようになります。

芥北町は何だかんだと言っても、農業などの一次産業が主力産業です。そんな中で只今、本町は高齢化に伴い、いつもどおりの作業ができないのであれば、その土地での作業は放棄するという判断をするのかが出るんじゃないだろうかと心配をしております。仮設水路の工事の発注は、時期的に耕作時に水が必要な場合の水路工事が間に合わない場合などの緊急時が予想される場合などに限られたことすればよいのです。あくまで仮設ですが、そのような農家が一軒でも減るようにしたいというための案でございます。

町の支出は大きくなりますが、それが、町の総生産を減らさないことには間違いなくつながると思っています。

仮設道や仮設水路が一時的であれ、町の貴重なインフラとなり、町の発展に貢献するものと考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。４５分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前１０時３４分

再開 午前１０時４５分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

町道等の災害が発生した場合において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び関係法規に基づき、事業申請を行い、災害復旧事業により工事を実施しているところがございます。

災害復旧事業を実施する場合、小中規模の、小さい・中程度規模の災害事業においては、災害発生から工事発注まで4カ月から半年程度の期間が必要となります。議員ご指摘の大規模の地すべり等における災害復旧工事におきましては、原因調査として地盤状況や水位の変化等の観測調査などを実施した上で、その原因に該当する事業において実施する必要があることから、長期間、道路の通行止め等を実施する必要があります。

このような場合に、応急工事につきましては、仮設道路、仮設橋等の事業も国負担の災害復旧事業として、定められた条件により、迂回路の距離、幅員、耐荷重、路面状態、交通量等を勘案した上で認定され、実施することができます。

また、国の応急工事の対象とならない場合であっても、応急工事は原則として公共土木施設災害におきましては、施設管理者の負担で施工すべきものでございますので、町道におきましては、迂回路等がなく、生活に支障を来すなどの場合は、仮設道路の整備や土砂の除去、防護柵の整備等の応急的対策を芥北町において実施してまいります。

なお、国負担の災害復旧事業に係る農業用の用排水路の復旧工事につきましては、町条例に基づき、受益者からの分担金及び測量設計手数料の徴収が発生することになります。

このことについては、ご指摘のとおりですね、災害復旧事業の認定までに国等の作業がですね、非常に時間がかかっているのは間違いありません。その場合にですね、補助もいただいて、しっかりとした工事もしなければなりませんので、致し方ない部分もありますが、日常生活の中で、本当に困っておられるような状況であればですね、これは、今、答弁申し上げましたように、国にもよく相談をして、できれば国の国庫補助事業でやっていただく。もしできなくて、とにかく仮設道路もないと生活ができないということになりますならば、これは町が判断をして、町の負担においてやるべきこともあるかと思っておりますので、それはその案件、案件で検討をしてみたいと考えておりますし、専決という形で国にもですね、認めていただけないかどうか、ご相談をしてみたいのではないかと考えております。

以上で、野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 只今、ご答弁いただき大変ありがとうございます。

只今のお答えっていうのは、大体想像はついてたんですけども、実際に、今回質問させていただいたというのは、私の生まれ故郷である木場地区で大規模災害が起こり、それがいつ工事するとねっていう声を聞いていたというのが今回の質問の原因となって

おります。

実際に、今回、災害に遭った地域っていうのは通行量が少なく、実際に不便だったっていう人があまりいませんでしたので、実際に被害があったっていうよりも、要らん心配をされた方が多かったっていうだけなんですよね。

要するに、ただ、一番大事なのは地域住民の人たちにどう声かけをしてたのかと。そこがあったら、そういう声は上がらなかったんだろうと単純に思っております。

実際に国の補助があって、仮設工事でも何でもやればできるよっていうの知らないっていう人が圧倒的に多いんですよ。ですから、こういう声が上がるのであって、その人たちを減らすためにも、地域住民にそういう声かけをする機会が増えて、そういうときには、こういう対応ができますよっていう話が聞ければですね、地域住民の不満っていうのはそれだけでも消えると思っております。実際に多くの人たちが、いつ工事が始まるっちゃろか、いつ終わるっちゃろかわからないっていうのが一番の問題点であって、実際に直接的な被害があったら、そういう声かけは、実際、田畑の所有者であったり、土地の所有者であったりというふうには声かけをすると思うんですよ。

そうではないそのさらにその先の人たちが心配をしている。そういう人たちに声が届くように、実際にその地域の一定区画の人たちには声かけをするっていうことを、役場がしていただければ、今回のような話が大きくなるっていうこともなくなろうかと思えますけども、その辺の対応のご準備とかはされているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは今聞きまして、なるほどと思いました。やはり、それぞれの細かい気遣いが足りなかったと。町職員。

やはり、国からの情報が入ったら、あるいは、国に情報を求めてですね、その災害復旧の状態、状況をですね、地域の方々によく連絡をするということを心がけていくようにいたしますので、反省をしながらお答えをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。やっぱりですね、役場の仕事、そして大事なものは、地域住民にいかに情報を伝えるかっていうのが一番大事なんじゃないだろうかと。で、現実には、直接的な被害があった方たちにはすぐに補償が出たり、仮設住宅をつくったりっていうふうなのがすぐできますので。そうじゃないときなんですよ、わからないのは。皆さんがですね。その辺のことを、役場の職員、皆さんが同じように、あの辺の人たち心配しとっちゃなかろうかっていう方に声かけをするっていうのが、公的にできるようになれば、こういう声も減っていくだろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各課課長さんの皆さんたちも、職員たちにそのようにお伝えできるように願って、今

回の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか。

○2番（野田謙二君） はい、よろしいです。

○議長（錦戸俊春君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

次に、通告10番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告10番、6番議員の石田みどりでございます。今回は、町長に3点質問をさせていただきます。通告は要旨で提出をしておりますので、説明を加えながら質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、6月議会でも質問をさせていただきましたが、子育て支援として給食費の無償化をということです。

8月9日の臨時議会で、小・中学校給食費の補助ということで、物価高騰による値上げ分、小学生1食30円、中学生1食40円の補助を1年間するという補正予算が可決をされました。それはそれでよかったと思い、私も賛成をいたしました。今までにない多数の品目が値上げをされ、まだまだ値上げは続いております。

おまけに苓北町でもコロナ感染が急激に多くなり、低年齢への感染が広がっているのが現状ではないでしょうか。親は子どもが年齢が低いほど心配だし、手もかかります。仕事も休まざるを得ない状態で、生活の上でも影響が出てきています。

8月9日の臨時議会の席でも、町長もおっしゃいました。苓北町で働いている人は、ほとんどの人が日給月給であり、休めばその分差し引かれるので生活は大変になるということも、町長もおっしゃいました。

そのような状況の中で、6月議会で、今回の政府の物価高騰分の交付金の活用について質問をしました。4月28日付、文部科学省391号、文部科学省初等中等教育局長名で、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めるよう通知が来ていることの答弁もいただきました。期間を決めてでも無償化、又は半額補助でも考えてほしいと質問をさせていただきました。でも、8月9日の臨時議会での補正では値上げ分のみの予算でした。先程も言いましたように、小学生1食30円、中学生1食40円でした。月にしたら20日間の給食としても、月600円が小学生、中学生で800円。あまりにもちゃっちいではないでしょうか。物価高の中で、保護者負担の重さがこれで解消できるのでしょうか。

九州のある町では、9月から半年間、小・中学校の給食費を無償にすることを決めました。小学校5校、中学校2校の児童・生徒合わせて1200人を超えているようですが、9月から2月までの半年間を無償にしました。予算は3,328万4,000円です。

苓北町は、小・中学校合わせて483名と聞きました。その町は規模が大きく、苓北

町はその町と比べても3分の1強の児童・生徒数です。補正予算の額も苓北町は307万7,000円と10分の1にしかありません。その町の教育課の担当者は、物価高騰なども併せて、町民に経済的な影響が出る中、子育て世帯への支援を検討した結果だと話をしています。

苓北町はどのような検討をされて、値上げ分のみの補助に至ったのか、検討された経過をお聞かせください。

なぜ、期間を決めてでも無償にすることができなかったのか。予算は国の物価高騰分を使うので、直接町の金が出るわけでもないはずですが。国からのコロナ補助金等で、町の基金も増えてきているのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目でございます。高齢化に伴う難聴者の補聴器購入に対して町の助成をということで、この件については、今までも令和2年3月議会と同年の12月議会で質問をしてきました。

3月議会の答弁は、日常生活への支障程度やその基準を調査した上で、今後の対応を考えていくとの答弁でした。

12月議会の答弁は、日常生活に困難が生じたら、身体障害者手帳を申請し、認定後、助成支援を行うとのことだったので、3月議会の答弁より後退していると私は言った記憶があります。

聴力が70デシベル以上の人が、身体障害者手帳を交付された人へは、補聴器支給制度がありますが、私が助成をしてほしいと質問をしているのは、それ以外、身体障害者と認定されない難聴者です。20デシベルが正常であり、WHOは、41デシベル以上の人へは、補聴器を勧めているということです。

国の研究機関の調査では、65歳以上の6割が難聴であると推計があります。

難聴は日常生活の質の低下や認知症のリスク要因であるし、コミュニケーション障害もあるという指摘もされています。難聴になると家族や友人との会話も少なくなり、外出や会合への出席の機会も減り、社会的にも孤立しやすく、引きこもりの原因にもなり、認知症のリスクも高くなります。厚労省の引きこもりの要因の一つにも聴力低下が挙げられています。難聴者の認知機能低下は正常聴力の人より32%から41%というデータも出ています。うつ病の危険要因にもなることが明らかになりました。補聴器は難聴が進行してからではなくて、なるべく早く使用した方がいいと医者も勧めているようです。

日本の難聴者の補聴器の所有率は14.4%で、他の先進国は40%以上がイギリス、フランス。ドイツも37%で、日本の2倍から3倍になっています。

日本では、かなり重度の難聴者でも、補聴器を使用しない理由の一つが、価格が高いというアンケート結果も報告されています。うつ病や引きこもり、認知症予防のために

も、補聴器の装着が必要ではないでしょうか。聞こえのバリアフリーも大切だと思います。医療費や介護費用削減の1つとしても、また、高齢者に元気で年齢を重ねてもらうためにも、補聴器購入助成を考えていただくことはできないでしょうか。

お尋ねをいたします。

3点目でございます。安倍元首相の国葬の閣議決定に反対する立場で質問をいたします。安倍元首相が銃撃を受け、亡くなったことについて心から哀悼の意を表明するものです。今回の事件は、いかなる理由があろうとも絶対許されるものではありません。

しかしながら、岸田内閣は安倍元首相の国葬を9月に行うことを、国会を経ずして、閣議決定によって決めてしまいました。決めてしまったことには賛同できないので反対するものです。

まず1点目ですが、国葬が実行できる法的根拠が存在しないということです。

岸田首相は、国葬について内閣府設置法に基づいて、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行うことができると説明をしていますが、その経費を全額国費で支出することなどの法的根拠や基準は存在していません。また、国権の最高機関である国会の審議を経ずして、閣議決定で決めてしまうことは、民主主義の根幹を揺るがす問題ではないでしょうか。これについての法律をつくろうにも、つくれないのが事実であると憲法学者も言っています。

2点目です。憲法19条で保障された内心及び良心の自由に反するということです。

岸田首相は、国葬とする根拠について、安倍首相の業績を評価し、国全体として弔慰を示すべきだと説明をしています。業績をどう評価するかは、国民各自が判断することであるし、国葬を実施すれば、弔意を国家が求めるようなものではないでしょうか。

3点目です。国葬が民主主義を蹂躪してきた歴史の恐怖に学ぶことも大事だと思います。

日本では、1926年、明治憲法下で国葬が法的に規定されましたが、戦後、国葬令は日本国憲法の施行と同時に失効しました。例外的に一度だけ吉田茂元首相の国葬が実施されましたが、国民の中から反対運動が起こり、内閣法制局長官も法的根拠が明確でないと表明をし、国葬は受け入れられなかったという経過もあります。佐藤栄作元首相のときも国葬が提案はされたものの、内閣法制局が認めず、大平正芳元首相以降は、政府と自民党の合同葬が慣行的に続いています。

こうした歴史的経過から見ても、岸田政権による安倍元首相の国葬は、手続き的にも、法的にも重大な問題があると思います。世論調査でも、国民の半数以上が反対をしています。

そこで、町長にお尋ねをいたします。国葬について、町長としての立場でどうお考えか、お尋ねをいたします。

また、二つ目です。国民の半数以上の反対がある国葬が開催された場合、町民に対して、また職場や学校に弔意をあらわす行動（黙とうや半旗の掲揚など）を求めるつもりはあるのか、お尋ねをいたします。

以上、3点です。あとは自席で、再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の材料費のみの補助についてでございますが、今回の交付金は、令和4年4月5日付け文部科学省通知に基づき、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を行う事業となります。

コロナ禍において、食材費等が高騰する中にありまして、地方公共団体の判断により、高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のための事業にも臨時交付金の活用が可能となりましたので、交付金事業として支援するものでございます。

なお、コロナ禍の中での学校給食の無償化についてでございますが、先の令和3年6月議会において申し上げましたとおり、苓北町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費をはじめ、給食費等を補助する就学援助制度を実施しており、本年度も小学生36名、中学生19名に給食費の全額補助を行っております。この中には、認定基準を超えている世帯もございますが、小学生5人、中学生4人の6世帯に対しましては、家庭状況の変動等を考慮し、柔軟な認定を行ったところでございます。

今後も児童・生徒の家庭環境の変動を注視し、関係課とも緊密に連携しながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

従いまして、全児童・生徒に対して一律に給食費を無償にすることは考えておりません。

続きまして、2項目目の高齢化に伴う難聴者への補聴器購入時の助成についてでございますが、苓北町の現行の制度では、18歳未満の人であれば、身体障害者手帳を所持していなくても、要件を満たすと、3分の2の購入費助成を行う苓北町難聴児補聴器購入費助成事業がございます。

ただし、18歳以上の人につきましては、補聴器購入費助成のためには、身体障害者手帳所持が要件となっております。

身体障害者手帳の該当基準につきましてはありますが、身体障害者福祉法によります身体障害者障害程度等級表で確認いたしますと、視覚障害、失礼しました、訂正します。聴覚障害6級相当で、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のものと規定されております。

この70デシベルというものがどのような状態や支障かと申し上げますと、騒々しい事務所の中、相当の騒音レベルに該当いたしまして、会話が成り立つ目安として、大声で1メートル以内で会話が可能というものでございます。

それに比較しまして、障害程度等級表の基準に満たない60デシベルにつきましては、普通の会話相当の騒音レベルに該当いたしまして、大声で3メートル以内で会話が可能というものでございます。

以上のことから、身体障害者福祉法に定められている聴覚障害6級相当の基準が、現在のところ、日常生活に困難が生じている基準であると言えるかと思えます。

そのようなことで、役場福祉保健課に相談していただければ、まず、身体障害者手帳の申請を行っていただき、認定の後、補装具申請を出していただくという形で、助成支援を行ってまいりたいと考えております。当然、これは役場福祉保健課から町民に対しての広報が必要になってまいりますので、そのことをしっかりした上で、障害を感じておられる方々、ぜひ障害者手帳をおつくりいただき、障害に応じた中で認定をしてもらうということになってまいります。

次に、安倍元首相の国葬についてでございます。7月8日、凶弾に倒れられた安倍元首相にこの場をお借りいたしまして、哀悼の意を表します。

9月27日の国葬につきましては、戦後、吉田茂元首相以来2例目となります。

安倍元首相は、8年8カ月にわたり、内閣総理大臣を務められ、アベノミクスをはじめ、様々な国策を実現され、国に大きな功績があられたということで、岸田首相は、国葬の決断をされたものだと考えております。

町長としての立場での考え方をお尋ねでございますが、町長としてでありますと、国がお決めになったことでございますので、町長として、私、町長としての私から、どう、こう申し上げることはございません。

また、町民に対しましての弔意を求めるかにつきましては、国からも、「国民一人ひとりに喪に服することを求めるものではない」という情報がきておりますので、国からの通知等を踏まえ、町としても、町民の方々にそのことを求めることはございません。

以上、石田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 給食費の問題でございますけども、現在もですね、これからもまだまだ原材料費は上がっていくというふうに思っておりますし、本当に上がる率がすごく高いというのか、今までの上がる率と比べてもすごく高いというのがあります。

今以上に材料費が値上げになった場合は、どのような対策をお考えなのか、お尋ねいたします。

町長は口では、自給自足なので休めば生活は大変になるとおっしゃいました。実態を

掴んでいらっしゃるのかどうかと、ちょっと疑問に感じました。9月議会でもいいではないでしょうか。学校給食を、今のこういう時期です。期間を切っても、無償化、又は無償化にならなくても、保護者負担をできるだけ軽く、軽減するような取り組みはできないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、材料費が上がっていけば、町は補助をしてまいります。で、この全員となるというよりも、むしろ私が考えているのは、非課税世帯よりももっと上の方の段階をですね、いかにしてあげるか、いわゆる生活に困っておられる方たちが、非課税世帯のほかにもたくさんいらっしゃると思いますので、その方たちをどうお救い申し上げるかということを念頭に置いております。

ある程度、お金の余裕のあられる方はそうたくさんいらっしゃると思いますが、払える人には、やっぱり払っていただく。そういう考え方でございます。

もう一度強調させていただくのは、非課税世帯よりももっと困っておられる家庭もいらっしゃるということでございます。その方たちの段階をですね、どこまで上げていくのかというのは、現状をしっかりと伺いしながら、今後、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 原材料費が、今からまだまだ上がるということで、その分は考えていくということでございますので、ぜひそれは、やっていただきたいというふうに思います。

町長もおっしゃいましたように、非課税世帯ギリギリの家庭とかというのが本当に大変だろうというふうにも思います。だから全体を、やっぱり給食費を無償にするということは、期間を決めてでも、例え3カ月でも、半年でもということでの考えはないのか、お尋ねをしたいと思うんですが。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、皆さん無償になれば、もう非常に感謝されると思います。ただし、やはり、無理してでも払える人、無理してでも払えない人、そのところの線引きというのは、しっかり我々も見定めていきまして、無理しても払えない方には、やはりしっかり支援をしていく。ある程度収入があるところは、そこはしっかり、自分の子どもさんのためにもですね、通常の給食費をお支払いいただく。その線引きが非常に難しいと思いますので、しっかり、担当を含めた中で協議をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 線引きがなかなか難しいというふうにおっしゃいましたけ

ども、私たちが今アンケート活動をやっておりますが、本当にこの物価高の中ですね、給食費が本当に払うのがつらいというアンケートも出てきております。そこら辺を本当に調べていただいて、ぜひ、皆さんにも、知らせていただきたい。大変なところは、ぜひ相談に乗りますとかいうことでの、やっぱり広報活動というんですかね、そこら辺はきっちりやっていたかなかったら、本当に大変な状況の中で、このコロナで本当に休まざるを得ない部分で、大変というのがあります。

本当にアンケートの中ででもですね、本当に大変だというのがひしひし感じるようなアンケートもございまして、給食費が本当に大変なんだと。子どもさんがたくさんいらっしゃるればいらっしゃるほど大変だと思うんです。だから町は子どもさん、それこそ少子化の中ですね、子どもさんをひとりでもたくさん産んで育ててほしいというのがあると思いますけども、そこら辺との兼ね合いも含めて、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、子どもさんが多いということは、生活費がたくさんいるということでございます。そういう方々で、非課税の水準をですね、大幅に超えておられ、しかし、実態は非常に生活が苦しい、そういう方のことにつきましては、我々も支援をしていくべきだと。そういった意味で、調査が非常に大事だと考えておりますので、これは、教育委員会等にですね、もう聞いておると思いますので、しっかり調査を進めていただいて、やはり本当に収入は少し上だけども、苦しいところには、やはり当然支援をすべきだと。そういうことの対応はですね、しっかりしていかなければならないと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長からそういう答弁をいただきました。本当に実態をですね、調べていただく。親からのやっぱり聞き取りというのかね、そこら辺もちゃんとやっていただくということで、本当に心のこもった、やっぱりそういう援助をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

2点目でございます。難聴者への補聴器補助でございますけども、これはですね、町長がおっしゃいましたのは、身障者手帳を取得せえと、取得する方がいいと。だからその相談にはのるということでしたけども、身体障害者手帳が交付されない部分、中間の部分では私は質問をさせていただいているわけでございますね。

2019年の3月にですね、日本共産党が国会質問で、国の補聴器助成を質問いたしました。その後、全国的に助成をする自治体が増えております。人口4,000人台の町や、それより小さい村までもが助成を決めています。人口330人の離島でも助成制

度を導入しています。21年度は、助成を実施する自治体が増えました。県段階でも兵庫県は22年度予算案にモデル事業として、補聴器購入補助制度への導入事業が盛り込まれました。助成の金額や基準は、それぞれ自治体でまちまちでございますが、町としてもそこら辺を調べていただいて、考えていただくということを切に願うものでございます。

日本共産党の国会議員団も、8月24日にですね、厚労省へ補聴器購入補助についての申入れを行いました。対応した厚労省の担当者は、自治体からの要望を受けている。聞こえは人権問題であり、情報を得られることが大切であると述べています。介護保険事業計画策定に向け、聞こえの調査も重視すること、また補聴器の装着や、町政への専門家の支援なども同時に求めています。

外で仕事をしていても、防災無線が聞こえづらく、有事の際には支障が出ます。健康寿命を延ばす、お年寄りが生き生きと暮らせ、医療費、介護費用削減のためにも、ぜひ、補聴器購入の助成を考えていただくようご検討していただくことはできないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そこにはいろんな段階があると思います。聞こえづらい人、聞こえない人、いろいろいらっしゃると思いますので、先程の6級程度がという話をいたしました。まずは、聞こえづらい人に広報いたしまして、事情を聞いた上でその後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 老人会の集まりとかですね、その他お年寄りが集まられるところへ出向いていただいて、そこら辺の事情もですね、聞いていただきたいというふうに思うんですね。本当に、難聴の方がたくさんいらっしゃる。先程も言いましたように、認知症の引き金にもなるとか、いろいろ出てますので、本当に健康保険、それから介護費用、医療費、介護費用の削減のためにもですね、ここら辺は本当に心から考えていただきたいというふうに思っております。

だから、町長が答弁なさいました身障者手帳というところだけじゃなくてですね、本当に高齢化による難聴というところ辺にちょっとこう、光を当てていただきたい。先程も言いましたように医療費削減、介護費の削減のためにもですね、考えていただきたい。先々のことも考えていただいて、考えていただきたいというふうに思っております。

それと安倍元首相の国葬の件なんです。町長も、国がそれを求めないということを言ってるので、弔意を示すことは町民には求めないというふうにおっしゃいましたので、それでいいかなというふうに思います。

本当に今、反対がですね、半数以上。どこの調べでも、世論調査でも反対が半数以上

出ております。国費を使うということですけども、昨日ですか、116億円でしたっけね。6兆円ということで出ておりますので、そこら辺もですね、国費を使うということに、本当に今、コロナ、それこそ物価高騰で大変な状況が、国民の中に起こっておりますので、そういう国費を使うのであれば、そういうところへ使っていただきたいというふうに私は思ってるわけです。

だから、国民の半数以上が反対をしている中で、国費を使うということよりも、そういう本当に皆さんからも、一般質問でも出てますように本当に今、物価高騰の中で、農・漁業者、それこそ一般の町民の方も大変困っていらっしゃいます。そういうところにもっとやっぱり、その予算を回してほしいというのが本音でございますので、ぜひ、そういうことで国の方もしていただきたいというふうに、国にも要望をしておりますので、そういうふうにしていただきたいというふうに思ってます。

以上で質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告11番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告11番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

9月定例会、私ども第17期議会議員にとっては、最後の決算議会で、審査の議会でございます。事業が終わったことに対する意見でもございますので、多くは望めませんが、少しでも意見を参考として、来年度の予算編成に臨まれることを期待し、決算の議会に臨みたいと思います。

それでは早速、質問に移りたいと思います。私は今回1つ目に、上津深江線の局部改良工事について、2つ目に、県管理河川上津深江川修繕工事について、3つ目に、苓北中学校プールの改修に伴う諸課題について、以上の3点について質問を行いたいと思います。

それではまず、上津深江線の局部改良について質問を行います。当該箇所は、旧上津深江分校跡地の道路に面した法面部分であります。熊本県及び苓北町においては、熊本地震発生を機とし、種々の安全防止対策が講じられているところでございます。当町においても、町民の方に対し、「苓北町危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金要綱」を定め、人身保護と避難経路確保に努めておられます。

さて、当該箇所につきましては、先日、住民の方による法面の草刈り奉仕作業中、一部に膨らみが生じているような状況が見られ、そのため、危険を察し、急遽を中止したという連絡をいただきました。

現地に出向き構造形態を見ると、下部工を石積み、上部をブロック塀で施工し、学校用地、特にグラウンド面積を少しでも多く確保するため、当時としては最善の方法で施

工がされたではないかと推測したところでございます。

しかし、現在では、このような構造物は、安全対策を鑑みると危険な方法であると言わざるを得ません。上津深江分校閉校後、地区の社会教育施設として集会所が整備され、現在に至っていますが、本来ならば、地震発生後、当然、町の施設でもありますので、ブロック塀等しっかりとした点検がなされていたなら、最初に改修が必要とされ、改良が提案された箇所ではなかったかと思うところでございます。

また当該箇所は、道路幅員も狭く曲がっている箇所でもあり、見通しも悪い状況であります。現在、管理がどのような状況下であるか存じませんが、事故が起こってからでは遅いわけでございます。いずれにしても早急なる改良が必要と思われますが、いかがですか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、県管理河川上津深江川修繕工事について質問を行います。

この案件につきましては、過去何回となく、定例議会において質問がなされていますが、河川管理者が熊本県ということで、毎回、毎回の回答は、広域本部へ要望活動を行ってまいりますという状況で、その域を出ることはできない状態でございます。

なお、私自身、以前同様の案件について、要望活動に伴う書類の作成をしていたことから、大変なことだとは理解をしているところでもございます。

さて、本件は、平成27年6月に発生した集中豪雨により上津深江川が氾濫し、下流域において、家屋の床上浸水という大変な被害が発生しております。

当該箇所は、本流である本河川に、町管理河川大川が合流した地点でもございます。被災後、緊急対策として大型の土嚢袋、通称“トン袋”が設置をされていますが、その土嚢袋も設置後、数年を経ったため、経年劣化が進んでいる状況であり、応急、緊急がいつの間にか期間を定めない、長期にわたる当分の間の対策工事ということで、残念の感がしているところでございます。

なお、河川の管理に関し、河川法第15条の2（河川管理施設等の維持又は修繕）で、河川管理者または、許可工作物の管理者は、河川管理施設または、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならないと定めております。

ならば、財政上、管理上許さない行為とは思いますが、被災を受けた町民の方が安心して住めるまちづくりの上から、最終手段として、法第26条工作物の新築等の許可を基に、熊本県に対し、被災箇所の対策工事を苓北町が代行して施工する申し出の検討はできませんか。お伺いをいたします。

最後に、苓北中学校のプールの改修に伴う諸課題について。

私は、先の6月定例会一般質問において、教育内容の充実に則した設備の整備を図るとするならば、必要だからこそ当然のごとく学校内に設置されている施設は、その場所

で整備されるのが本来あるべき姿であるとし、維持管理に伴う費用等を念頭に置いた判断については、私は適切ではないと考えとし、見解を伺ったところでございます。

実は定例会後、7月12日火曜日、NHKおはよう日本の番組で、「プールがなくなる。変わる水泳授業」として、東京都葛飾区の民間プールを利用した小学校の水泳授業が放送され、また一方では、岐阜市立長良小学校では、プール建設に関し、2020年当初、入札不調により、プール建設の中止を決定し、民間施設の利用を表明したとあります。しかし、市議会は、既に議決したプール建設は、予定どおり進めるべきとして強い反発が起こり、さらに、地域住民からも建設続行を求める署名活動が起こり、教育委員会には、長良地区に「プールのない学校の惨めさ」はとても容認できませんという意見書も提出され、最終的には、建設の運びとなったとありました。

自治体からコメントとして、地方自治体を取り巻く財政状況が厳しさを増す中、建設についてはしっかりとした検討をする必要がある。なお、今後、老朽化対策として、全国では複数の学校でプールを共同利用、公営プールの活用、こういった取り組みが進んでいる。今後は、少子化が進む中、重要性が増してくるとあります。

本町においても、今年度から、温泉プールを利用した授業が実施されていますが、現在の状況をまずお伺いをいたしたいと思います。また私は、過去何回となく、財政の健全化を訴えてまいりました。最近になり、努力の成果が少しだけ数値として上がってきたように思います。先の議会での質問において、プール改修については、改修計画策定の中で審議していただくということでしたが、温泉プールを活用した授業が進む中、そして、その温泉プールの一部改修を進めようとしている現在、児童・生徒を含め、人口減少も進んでいる当町の全体を鑑み、将来の温泉プールと学校の水泳事業のあり方について、早急に町全体で取り組む必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

以上で、最初の一般質問を終わります。答弁を受けた後、自席にて、一問一答方式により再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。なお、プールの関係は後ほど教育長から答弁をいたします。

まず、町道上津深江線改良工事についてでございますが、旧上津深江分校跡地の道路に面した法面部分の膨らみについては、現地調査を行った結果、下部工を石積み、上部工をブロック塀で施工され、経年劣化等による膨らみを確認しております。道路通行の安全対策上、町有施設管理者として、取り壊し等の改修が必要であると思われます。

また、改修を実施する場合は、本箇所は道路曲線半径が20メートルで、石積みが高く、見通しが悪い箇所となっているため、議員ご指摘のとおり、道路改良工事として道

路曲線を緩やかにし、見通しのよい道路として改修した方が、町有財産の保全及び町道利用者の安全対策にもつながるのではないかと考えます。

なお、その課題といたしましては、旧上津深江分校跡地には、各記念碑等が建立されておりますので、これらの記念碑等の移設も含め、上津深江地域の皆様方のご意見をお聞きしながら、施設の保全、道路利用の安全対策のための事業実施に向けた検討を進めてまいります。

このことは、地域の方々、また道路を利用される方々の安全性に大きくつながりますので、もう議会が終わり次第、しっかりと地域の方とお話し合いをして、できるだけ早い機会で、これ専決でもやらしていただいた上で、もし改修が必要であればですね、改修をなるべく早くやっていきたいと考えているところでございます。

次に、県河川上津深江川修繕工事についてであります。

上津深江川改修計画に関する考え方を熊本県に確認しましたところ、上津深江川は、10年に一度程度の頻度で発生する洪水を流せる河川整備が実施されているとのことでございます。要望箇所のみ部分的な護岸嵩上げは、対岸や下流側の周辺地域に影響を与えることから、難しいとのことでございます。

また、苓北町から町施工による護岸嵩上げが申請された場合は、審査の結果、対岸や下流側の周辺地域への影響を与えるようであれば、許可は難しいとの回答でありました。

熊本県では、現在、苓北町管内の河川整備の優先度を考慮し、志岐川の改修を第一番目に進めていることから、上津深江川の要望箇所につきましては、応急対策として、ご指摘のあった大型土嚢による対応を行っているということでもございました。

今後の取り組みといたしましては、河川改修に着手するまでの間、上津深江川にたまった土砂や暖竹の除去など、現在の河川流下能力を回復させる対策は実施できますので、現地調査の上、できることから取り組む計画であるとの回答がございました。

苓北町におきましては、上津深江川の改修事業が熊本県において、早期に実施できるよう要望をさらに重ねてまいります。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。あとは教育長からが答弁をいたさせます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の高戸幸雄議員の質問に答えさせていただきます。

今年度から、町内小・中学校3校（坂瀬川小学校、都呂々小学校、苓北中学校）では、温泉プールを利用して水泳の授業を実施しております。

1点目の事業の状況でございますが、5月の末から1学期終了までの期間に、坂瀬川小学校は全学年10時間、都呂々小学校は11時間の授業、苓北中学校は1年生8時間、2年生4時間の授業が行われております。不足している時間は2学期の授業で補ってい

く予定になっております。

なお、自校プールの場合は天候等の状況により、学年ごとに実施時間数が異なりますが、志岐小学校は平均8.8時間、富岡小学校は9.5時間のプールでの授業が実施されました。

温泉プールを利用しての授業では、インストラクターと指導内容について、事前に打ち合わせを行い、安全の心得の徹底と技能の習得を図るとともに、インストラクターは、志岐小学校、富岡小学校にも派遣し、町内全教職員の指導力の向上を図ってきたところでございます。1学期末までの学校職員、児童・生徒の感想としては、おおむね好評ではありましたが、使用の時間帯や更衣室の利用の仕方等についての課題が残りました。

また、次年度以降の授業は温泉プールを希望するが2校、どちらでも良いが1校でした。

ご質問2点目の将来の温泉プールと学校の水泳授業の在り方についてですが、学校の水泳授業は、気象状況による予定変更や授業時数の不足等の教育課程実施の面、熱中症や日焼け防止等の健康面、プール管理のための日々の教職員の負担等を総合的に考え合わせたとき、温泉プールの利用が望ましいと考えております。

また、現在の児童・生徒の授業のための温泉プールの在り方だけではなく、温泉プールはこれから大きくなっていく子どもたちのためにも、やはり健康の保持増進のためのスポーツ施設として維持すべき財産だと考えております。

以上、高戸議員の質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは早速、再質問を行いたいと思います。

質問の順番は異なりますが、まずプール改修に伴う諸課題について再質問を行いたいと思います。

プールを利用した授業については、いずれにしてもですね、全課程が終わり次第、アンケート等を実施し、確かな検証に努めて、来年度利用に活かしてほしいと思います。

ただ、来年度以降の希望調査の中で、どちらでも良いという回答を得た学校があると、今、教育長申されましたけれども、実際問題として、今年度1年間自校プールを利用しない、そのプールが来年使えるのか、使うことが可能なんですか。まずその点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） どちらでも良いと回答した学校は苓北中学校でございます。

苓北中学校は、本年度はプールサイドのコンクリートの危険性、それから、回りに張っておりますフェンスの取付け部分のひび割れ等、そちらの方の危険性があるということで、温泉プールの方の利用をというところで、温泉プールを利用することになったわ

けでございます。ただ、プール本体に関しましては、水を抜いてみなければ内部の壁面の経年劣化ってのはわかりませんが、水の漏れってというのは現在起こってはおりません。ですから、今年度同じような安全策といいますか、その補修を来年度組むとすれば、苓北中学校も自校プールで授業はできると。

ただ、こちらの考え方としましては、苓北中学校の教育課程それから水泳の授業の指導効果といいますか、それについては支障ないという形でどちらでも良いということでしたので、苓北中学校にも、次年度ですね、温泉プールの方を使用するような方向で話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私はですね、先の議会でプール改修を質問した折に、改修策定の中で、そのプールの新たなプールの建設を進めていくということでした。ただ、審議をするということは、まずもって苓北町教育委員会は、将来はこういうふうにしてプールの授業を進めてまいりますという、その方向性をまずもって示す必要があるのではないかと今思います。審議するに当たっては当然のごとく諮問をして、今度は審議員の方からその答申をいただくという形式をとるわけでございます。

私は、先の当初の質問の中で、岐阜市のプール建設の事例を挙げて質問したわけでございます。これは何かということですね、自治体の財政、これから先、今年度決算の中で、少し好転が見られるようでございますけれども、今度は、苓北中学校全体の校舎改築の問題が出てまいります。そのときにプールがその中学校の授業の一環として、最小限必要なんだと思うならば、当然のごとく、プールの設置が必要であるかと思いますが、いや、将来的には全面的に温泉プールを利用するんですよということを、審議の中に決められると、プール改修に伴う経費を今度は中学校全体の改修の中で利用ができる、充当することができるわけですね。

また、将来的には小学校の統合も避けて通れない問題でございます。今のところ、志岐小学校と富岡小学校のプールは利用できるということでございますけれども、将来的にこの2つの学校のプールをどうするんだということ、併せてですね、できたら諮問のあったときには、一環として、その項目としてあげてほしいと思います。

幸いなことに今、苓北町では、保育園全体が温泉プールを利用した水泳教室を行っているようでございます。そうすると私みたいにその学校には必ず必要なんですよという意見が少しずつ収まってくるのではないかと思います。そうすると、保育園から小学校、中学校全てが、温泉プールを利用した授業を、水泳教室を行うんだということで、そうなりますと必然的に、今、温泉プールの指定管理をしていただいております従業員の方、インストラクターの方の雇用を確保できるんじゃないかと思います。

そういったことで、将来の財政計画とですね、照らし合わせながら、この問題については進めていっていただきたいと思います。

次に、上津深江川修繕工事について、再質問を行いたいと思います。

本河川の改修については、実は私も町の職員当時、この改修事業に県との協議に携わった1人でございます。私が担当していたときに、この上津深江の一時的な改修工事は全て終了、完成をいたしました。ただ、一部上部においては、用地買収は済んでおりますけれども、護岸工事については、当時の住民の方との話し合いにより、これで結構ですということで、100%の完遂を見たところでございます。

当時から比べてですね、上流域を含めて周りの荒廃が大変進んでおります。ということは、保水能力が水田そのものも、山林そのものも少なくなっているかと思います。ですから併せて大雨の気運が本当に、以前、そのときに比べて、降水量が多いわけですね。ちょっとわからないと思いますが、そういったことで、災害要因が増大していることもわかっていただけたと思います。

町長、当該発生箇所はですね、平成27年、2015年の6月でございます。そうすると今年は2022年なんです。もう既に7年間経過してるわけですね。その間、大型土嚢袋もただ設置されて、応急工事をこれでやっているんだ。

今、広域本部との協議の中で掘削とか、暖竹の伐採とか、そういったものではとてもその被害を受けた住民の方は、安心してそこで過ごすことができないと思います。私たちもう7年も経っていると改めてその現場を見ると、先程申しましたとおり、経年劣化で土嚢袋そのものが傷んでおります。そこで家族のことを思うと、1日でも早いんですね、確かな工事、それで完成を見たいと思うわけです。

町長、再度このことに関して、何かご意見ございますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程、答弁いたしましたように、これは今の県の状況でいきますと、町でやらざるを得なくなる。町でやるためにはしかし制約があるということですね。で、県も苓北町全体の中で考えて、まず志岐川、松原川という段取りをしているようでございます。これ一緒にやれということになりますとですね、やはりなかなか難しい状況があるかと思います。

ただ、やはり今は国土強靱化という国の大きな施策が出てきておりまして、当初3年で終わるということが、令和7年まで延長されておりますので、そのことの中で、予算が今までよりも割と融通がきくような段階になっているというふうに思いますので、さらにですね、志岐川も当然ですし、松原川も当然ですし、上津深江川もやはり一緒にやってくれ。そういう願いは強くしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 先程も申しましたとおり、私もこの河川事業に携わった1人でございますので、優先順位とか、そういった中身についても重々承知をしております。承知をした上で、あえてこういった質問をさせていただきました。確かにですね、自分の枕もとの上の方に、大型土嚢袋で、これで安全ですよ、仮設ですよと言われると、安心して過ごすことはいかなものかなあとと思います。

町長、先日の一般質問の中で今回をもって勇退をされるということを述べられました。どうか、町長在籍中にですよ、発生した災害が1件たりとも、言い方は悪いかもしれないけども、全部完成して、退職をされるんだという姿勢を見せてほしいと思います。

最後にですね、上津深江線の局部改良工事について、再質問を行いたいと思います。

改良が今回必要となった場所は、住民の方々が草刈りの奉仕作業によって発見されたということがまず重要視されると思います。いつも言われます。自分たちが利用している、使用する場所、道路については、自分たち自らが奉仕作業によって安全性を保っていくんだという、この住民の思い、これは土木管理課長、大切にほしいと思います。

そして課題とされている記念碑、閉校記念碑と古希の記念碑、還暦の記念碑、三つの記念碑が隣接しておりました。私、現場行ってから、当初は閉校記念碑だけかなと思ってたんですけども、残り二つの記念碑が建っております。設置者の方々との意見聴取がこれから必要だと思いますけども、先程、町長がありがたいことに、専決でもやるんだという強い決意をなされております。そういったことで早急にですね、この工事については、住民の方々との協議を推し進めてほしいと思いますけども、土木管理課長いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 住民の方々にはですね、意見を聞くというよりも、危険を早く取り除かなきゃだめだということの中で意見を聞きたいと。もう今週中に行くように今言ってますので、そういうことの中で記念碑も大事です。しかし人の命が大事です。もっと。ですから、そのところは記念碑を優先するのか、工事を優先するのかということじゃなくて、工事を優先して、安全性をしっかりと保つ。そのために記念碑をどっかに移動するのか、そのままでもいいのか。それはその次の話になると思いますので、まずは、地元の人たちの意見を早く聞いて、明日にでも震度4か5が出たら、崩れるかもしれないじゃないですか。そういうことも踏まえながらですね、まず、地元の人々の意見を聞いて、聞くというよりも我々の意見も申し上げて、まずは安全性を確保したいと、そういうことを申し上げた中で話を進めていきたいと。その場合に、本会議や臨時会を開く暇がない場合は専決をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） この問題は地元から要望された問題でございます。ですから

記念碑等々についても、十分な理解が得られるだろうと私自身思っております。

以上をもって、私の今回における一般質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後0時03分

令和 4 年 9 月 9 日（金）

（第 3 日 目）

令和4年第6回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和4年第6回苓北町議会定例会は、令和4年9月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	9 番	山本 政人
10 番	倉田 明	11 番	田嶋 豊昭（副議長）
12 番	錦戸 俊春（議長）		

3. 不応招議員は次のとおりである。

8 番 野崎 幸洋

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘	監 査 委 員	登本 玄一

8. 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	令和 3 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 3 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和 3 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和 3 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和 3 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6 号	令和 3 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7 号	令和 3 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 8 号	令和 3 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 9 号	令和 3 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 10 号	令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 11 号	令和 3 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	報告第 6 号	令和 3 年度決算における健全化判断比率について
日程第 13	議案第 36 号	苓北町学校教育審議会設置条例の制定について
日程第 14	議案第 37 号	苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 38 号	苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 39 号	苓北町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 40 号	苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 41 号	令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 9	議案第 4 2 号	令和 4 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 4 3 号	令和 4 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 4 4 号	令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 4 5 号	令和 4 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 4 6 号	令和 4 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 4 7 号	令和 4 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 4 8 号	令和 4 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 4 9 号	令和 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	報告第 7 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
日程第 2 8	発議第 6 号	苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9	発議第 7 号	苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は11人です。野崎議員から欠席届が提出されています。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで、認定第1号からの決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員が出席されておられます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和3年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

一般会計から順次、提案理由の説明を求めます。

認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第233条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から、令和4年6月28日付で提出を受けました一般会計及び特別会計に係る決算書につきまして、同日付で監査委員に監査をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、令和4年6月28日から7月26日までの間、各費目ごとに担当課からの内容聴取を含め慎重な審査をしていただき、その結果として、令和4年8月30日付けで、適正であるとの審査意見書をいただきました。膨大な資料と長期間にわたり審査をしていただきました監査委員のご労苦に対しまして、深く敬意を表するものでございます。

この後、認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、企画政策課長から、認定第2号、坂瀬川財産区特別会計から、認定第11号、宅地造成事業特別会計までの各特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の内容について、ご説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書です。1、歳入総額が5億1,093万8,346円。2、歳出総額が5億2,807万4,415円。3、歳入歳出差引額が1億8,286万3,931円です。4、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の2,927万8,000円を差し引いた、5、実質収支額が1億5,358万5,931円となります。

この剰余金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、全額を令和4年度の繰越金とし、令和4年度において、剰余金のうち2

分の1を下回らない額の7,700万円を財政調整基金に積立てます。

従いまして、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから53ページに、歳出が54ページから184ページに掲載しております。

また、303ページから310ページに、財産に関する調書を掲載しております。

併せて、決算に係る資料として、令和3年度における主要施策成果説明書を別冊で配布しております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の187ページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額281万3,320円。歳出総額181万3,786円。歳入歳出差引額99万9,534円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、99万9,534円で、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第3号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 認定第3号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の195ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,531万9,480円。歳出総額264万5,985円。歳入歳出差引額5,267万3,495円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、5,267万3,495円で、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計

歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の204ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額9億8,836万1,951円。2、歳出総額9億8,419万181円。3、歳入歳出差引額417万1,770円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額417万1,770円。6、実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が令和3年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の227ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億6,448万3,196円。2、歳出総額10億5,541万192円。3、歳入歳出差引額907万3,004円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額907万3,004円。6、実質収支額のうち、苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の246ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億2,163万2,496円。2、歳出総額1億2,025万1,228円。3、歳入歳出差引額138万1,268円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額138万1,268円。6、実

質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第7号、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 認定第7号、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の257ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が1億9,438万8,851円。2、歳出総額が1億7,603万6,061円。歳入歳出差引額が1,835万2,790円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,835万2,790円です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第8号、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 認定第8号、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の267ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が3億4,855万8,285円。2、歳出総額が3億3,769万1,562円。3、歳入歳出差引額が1,086万6,723円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費として10万円。5、実質収支額1,076万6,723円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 認定第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２７９ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１、歳入総額が１，７０９万６，９５８円。２、歳出総額が１，７０９万６，９５８円。３、歳入歳出差引額０円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額０円です。６、実質収支額のうち、地方自治法第２３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第１０号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 認定第１０号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の２８８ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１、歳入総額が３，９４１万２，９３９円。２、歳出総額が３，９４１万２，０６２円。３、歳入歳出差引額が８７７円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額８７７円です。６、実質収支額のうち、地方自治法第２３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第１１号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 認定第１１号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２９８ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額３１万９，５６１円。２、歳出総額４万１，８００円。３、歳入歳出差引額２７万７，７６１円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額２７万７，７６１円。６、実質収支額のうち、地方自治法第２３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ただし、来週月曜から決算審査特別委員会において審査をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質疑は各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、令和3年度、苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度、苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第７号、令和３年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第８号、令和３年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第９号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１０号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１１号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く１０人の議員

で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く10人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月12日（月曜日）、13日（火曜日）、14日（水曜日）のいずれも午前9時30分から大会議室及び第1・第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第12 報告第6号 令和3年度決算における健全化判断比率について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、報告第6号、令和3年度決算における健全化判断比率についてを議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 報告第6号、令和3年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和4年9月7日、苓北町長、田嶋章二。

健全化判断比率の財政指標について説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

まず、①の実質赤字比率とは、一般会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、赤字額はございませんので数値はありません。

次に、②の連結実質赤字比率とは、特別会計を含む全体会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、こちらも赤字額はございませんので数値はありません。

次に、③の実質公債費比率とは、公債費の財政規模に対する割合の3ヶ年平均ですが、12.9%で、早期健全化基準である25%の以内です。

次に、④の将来負担比率とは、地方債など、現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合ですが、49.3%で、早期健全化基準である350%の以内です。

なお、3ページから5ページには、各指標の算出に用いた数値を掲載しております。

また、決算審査意見書の４９ページに、只今申し上げた数値を監査委員に審査していただいた意見書が掲載されております。

以上で、令和３年度決算における健全化判断比率についての報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第６号を終わります。

監査委員の方におかれましては大変ご苦労さまでした。

本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、来週月曜からの決算審査特別委員会へのご出席につきましてもよろしくお願いをいたします。

—————○—————

日程第１３ 議案第３６号 苓北町学校教育審議会設置条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１３、議案第３６号、苓北町学校教育審議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 議案第３６号、苓北町学校教育審議会設置条例の制定について。

苓北町学校教育審議会設置条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和４年９月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町における小中学校の規模の適正化及び施設設備の充実・向上を図るため、執行機関である教育委員会の附属機関として、苓北町学校教育審議会を設置する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

条例（案）の内容についてご説明いたします。

まず、第１条で、設置規定として、苓北町立小中学校の規模の適正化及び施設設備の充実・向上を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、第１３８条の４第３項の規定に基づき、苓北町学校教育審議会（以下「審議会」という）を設置すると定めております。

第２条で、任務に関する事項について、苓北町教育委員会の諮問に応じ、調査審議する内容を規定しております。

第３条では、組織に関する事項について、委員の構成を規定しております。

町内４地区の住民代表（各地区区長代表）４人、町内小・中学校の校長５人、町内

小・中学校の保護者代表10人、町内保育園の園長6人、町内保育園の保護者代表6人、識見を有する者（大学教授等）若干人としております。

第4条で、委員の任期に関する事項について定めております。

第5条から第6条で、委員の報酬、費用弁償について規定しており、3ページの別表に、報酬額、旅費の額を町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例第4条による副町長の旅費相当額としております。

2ページをお開き願います。

第7条では、会長及び副会長に関する事項、第8条では、会議に関する事項、第9条では、部会の設置に関する事項、第10条では、審議会の庶務に関する事項を規定し、第11条は、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるとしております。

附則としまして、1、施行期日は、公布の日から施行する。

2、苓北町中学校統廃合問題審議会設置条例（平成24年苓北町条例第10号）は廃止するとしております。

補足説明をいたします。

学校教育の在り方等につきましては、令和元年度に学校教育充実検討委員会を設置し、児童数の減少状況と授業の充実度、集団活動に及ぼす影響等について、各学校の意見を集約しながら協議を続けてきたところでございます。

今回、新たに審議会を立ち上げ、小学校の統廃合並びに中学校の改築に係る諸課題の検討・協議を進めていきます。

以上ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 組織の件でお尋ねをいたします。この組織の中でメンバーを見てみますと、組織のことでお尋ねしますけれども、町民の代表として区長さん4名ですね。ほかは学校関係、子ども関係が主になっているように思われますけれども、案外、偏った面があるんじゃないかなと思います。一般的に、6番の識見を有する者ということで、この方たちが、どの方が入られるかわかりませんが、例えば、小・中学校の校長先生たちは、地元にはもう長くは滞在されないのですよね、将来を見据えたことができるのかどうかということでございますけれども、やはりもう少し幅を広げてですね、全体的な見方で、今後は相当やっぱり重要な、いろんなことが審議されて、町政の方に上がってくるんじゃないかなと思いますけれども、広く大きく上がってきた

意見を聞くために、もう少し何かの形でですね、大きく意見を聞くような組織がでけんものかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 委員の構成につきましては、幅広い意見を聞くということで、各地区の住民代表、それと各小・中学校の校長、保護者代表、保育園の園長、保護者代表、識見を有する者（大学教授等）としております。

とにかく幅広い意見を聞きたいということで、これだけのメンバーを組織に入れております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が言うのは、案外、子どもさんのおられる方ですね、例えば、小・中学校の保護者の方とか、あるいは学校関係、保育園関係が主で決めてありますが、偏った考え方が出てきやせんかなというようなことを思うわけですね。そこら辺、今、教育課長これでいいんだということでありますけれども、私はそう思わんとですよ。私も小学校のPTAから高校の育英会長までしましたけれども、案外ですね、自分の子どもたちしか見ん、保育園の園長さんたちも私付き合いありますけれども、本当に将来を見据えた、苓北町を見据えたいろんな立案ができるかなというような感じがいたします。

そういうことで、もう少しですね、何ていうんですかね、世間ずれした方、世間を見られる方々をやっぱりこういった重要な形には入れるべきじゃなかろうかなと私は思います。

例えば、世間ではですね、何々の団体は一般的な常識がないとか、私も役場におりましたけども、役場職員も一般的なあれはなかつちゃんないと言われておりました。なるだけ地域に溶け込むようにしたわけですけども。現在はそういったことで言われつつあります。役場の職員さんたちも。やっぱり注意していただきたい。そういった形でですね、各地に籠ればそこだけしか見えんとじゃなかろうかな。大きく目を開いてですね、やっぱり物事には対応するとが本当じゃなかろうかなと私は思います。そこら辺でですね、もう少しこの、これにプラスすれば良かわけですからね。

これがつまらんちゅうわけじゃなかです。もう少し世間ずれした、世間に慣れた方、本当に地域を見てこられた方なんかのことも必要じゃないかなと思いますね。

それで、いかがでしょうか。私は今の課長の言うたとに反発するから、意見を言うわけですよ。これがだめとは言わんとですよ。プラスアルファがいつとじゃなかろうかなと。そのようなことを言ってるわけです。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 委員の構成の中には、各地区の区長さんも入っておられ

ますし、PTAの保護者の代表につきましても、それぞれ各地域の団体に入っておられると思いますので、幅広い意見が聴けると考えておりますので、委員につきましては問題ないと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は問題ないというのは、課長の考え方かもしれませんが、意見があるかということで聞きますので、こういったことは考えられないかと言っただけですよ。これが悪いとか言わんですよ。プラスアルファをしていいんじゃないかなと。

例えば、今、常識がないと言われる方は、公務員が常識がなくて、世間体がわからんと、学校の先生、警察官、自衛官、自衛隊、役場の職員も含むとですよ。そういった形でですね、保護者の方がどうのこうのじゃなかですよ、保護者の方は今の子どもだけしか見んから、あるいは卒業後、あるいは地域のことは大きく見ん。私はPTA会長も長年しとったから、その状況わかつとですよ。それだけしか見られん方が、この中には多かもんですからね。保育園の園長先生が万能じゃなかつとですよ。そこら辺、一般ずれした方を入れていただいた方がいいんじゃないかなということをお願いですよ。これだけかみ砕いて言わんばんですか。私、議事録に載るもんじゃっけん、あんまり悪かことは言われんとですよ。私が質問しよつとと、これに書いてあつと違うようなところがある。妥当だと言うならば、徹底的に妥当と言うてください。どういうことであるので良いと。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 第8条の第5項に、会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるとしておりますので、関係者の皆さんに対しましては、会議への出席を求めて、意見を伺う機会も設けてと規定に入れております。

それに対応できると考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

教育長。

○教育長（濱崎敏和君） すいません、補足をさせていただきます。

今回、提案しております審議会と申し上げますのは、いわゆる審議会、このメンバーの中で今後のことについての答申をいただくと。

その答申に基づきましてそれぞれ必要な部会、これを立ち上げていきますので、それぞれの部会の中で、多くの意見を集約するような、また多くの方の意見をいただくような機会を設けていくと、そのように考えておりますので、この答申そのものをいただく審議会のメンバーとしましては、これで充分じゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） このような審議会を設けてですね、今確かに小学校の、先だって、教育委員会からもらった資料を見ると、令和8年では富岡小学校も複式学級化する見込みがあるぐらいの、非常に人数が減ってくると。また、もう都呂々小学校、坂瀬川小学校の複式学級が複数あつてると。保護者の方からもですね、やっぱり複式学級の弊害というようなことも聞いております。兄弟だけでもうすぐ小学校が成り立つんじゃないかと。

やっぱりたくさんの人との切磋琢磨をしながら勉強することで、より幅広い人格形成もできるし、能力も上がるということで、非常に危機感を持っているということなので、このような委員会を立ち上げてですね、やっぱりその複式学級は良い面もあるけれども、非常にやっぱり子どもにとっての課題、問題点、その辺りをじっくりですね、調べていただいてですね、このような特に識見を有する方を委員としてですね、そのような専門的な意見をですね、ぜひ地元の皆さんにも話をしていただくようなことをやっていただいてですね、やっぱり、苓北を支える子どもたちがどのようにしたら一番良いのかということを実際に真剣に、これまでも議論されてきているかと思いますが、今危機的な状況に今、少子化の波が押し寄せていると思いますので、その点よろしく願いいたしたいと。

特に、私はちょっと一点だけ。識見を有する者の方に対するですね、報酬が1日5,700円ということで決められておりますけれども、町内の人とか、校長先生はこの報酬額で良いかと思うんですが、やっぱりその専門的な知識を有する方に対してですね、1日5,700円という金額で、果たして来ていただけるのかどうか。多分、1時間ぐらいの金額じゃないかというふうに思います。大学の先生たちはですね。一般に講演会とかいう場合の国等が定めている金額は、これ以上高いんじゃないかと思いますが、やっぱり優秀な、やっぱり将来を担う子どもたちをどうしていくかというような考えをお持ちの先生にですね、来ていただいて、委員として検討してもらうのであるならですね、やっぱここには、もっとお金をかけるべきじゃないかというふうに考えますけれども、ほかの区長さんとか、保護者、校長先生とおんなじ金額をですね、一律に特別な先生たちに報酬として決めてしまうということはいかななものかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 報酬につきましては、別表に規定している金額でそのままいきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それはどういう理由で、同じで良いというふうに考えられたのかですよ。

やっぱり私は、大学の先生とかやっぱ識見を有する人たちに対してですね、苓北町はどう考えるのかですよ。やっぱりこのような専門的な方はですね、いろんな面で、やっぱり知識を売るためにですね、それなりの勉強されてきていらっしゃると思いますよ。だから、やっぱりそれを活かすためにはですね、それなりの報酬も当然用意していかないと、やっぱり、すいません、私は多忙ですということですね、なかなか引き受けていただけないという現実があるかと思います。

これから20年、30年どうするかという大切な審議会でしょ。それをどうするかと思うならば、この人たちのいかに優秀な人に来ていただいて、みんなに影響を与えるかということを重要視する必要があるかと思います。

だから、それ以外のところで、今度は逆に、委員会以外で来てもらうときは1時間1万円とかいう形で報酬を払うことができるのかどうかですよ。多分、ここで決めてしまえば、特別にその委員会以外で来たときもどうするかという問題が出てくるかと思います。その点は、多分この委員会以外でもですね、やっぱり町の執行部の方もやっぱこのような委員会をつくってるかと思うんですが、やっぱりそのように町民の代表と同じようなレベルで、全てを統一的に決めてしまうということは非常に問題かと思います。

やっぱりその人にはその人なりの報酬というものがあるということを、やっぱり考えるべきじゃないかと思います。

もう一回答弁をお願いします。その考え方をですね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 報酬、費用弁償につきましては、町で委員の日額、半日額の報酬が決められておりますので、学校教育審議会委員についても同じような金額を設定をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） これは、今の教育課長の答弁は、一律に町が決めているというようなことで、この審議会についてもそれに倣わざるを得ないと、特別視できないというような答弁だったかと思います。

これは、統一的な方針を決めてるのは総務課でしょうか。

今、町で統一的な金額を定めているので、それ以上払えないというような答弁でしたけれども、その点決めてあるのか。担当課の方に再度ご説明をお願いします。そういうような特別扱いというのはもうできないようになっているのか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今回の条例改正の分と若干ずれますが、例えば、町にお

きまして、大学教授等に講演とかを頼んだ場合は、別に内規がございます。今回の条例改正に伴う報酬以外の分に関しましては、例えば、熊本から一泊で来られる場合は、宿泊費、交通費を別途支給いたしますということでございます。

○1番（山口利生君） 金額はいくらですか。

○総務課長（福田誠一君） 金額はちょっと、内規の一覧表が今手元にございませんで、後でご提示できればと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

○1番（山口利生君） はい、結構です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立されない方は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第36号、苓北町学校教育審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第37号 苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第37号、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第37号、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和4年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年苓北町条例第16号）の一部を、次のように改正する。

今回の改正は、最近の物価の変動を考慮した衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関する選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げに伴い、苓北町議会議員及び苓北町長選挙運動に要する経費についても同様の措置を講じ、選挙における候補者の負担の緩和を行うものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分となります。

1ページの第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について規定されたものですが、一般乗用旅客自動車運送事業者の契約以外の自動車の借入契約について規定した第2号のアについては、物価上昇に伴いまして、1日当たりの上限額を「当該金額1万5,800円を超える場合には、1万5,800円」を、「当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円」に改正するものでございます。

また、同条第2項のイは一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の燃料費の供給に関する契約について規定したものですが、1日当たりの上限額を「7,560円」から「7,700円」に改正するものでございます。

次のページをお開きください。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定したものです。ビラ作成業者とビラの作成に関して有償契約を結んでいる場合の1枚当たりのビラ単価について、「当該作成単価が7円51銭を超える場合は7円51銭」を、「当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭」に改正するものでございます。

それでは条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 最近の物価高に伴っての経費の増額というような説明がありましたが、このほかにポスターの印刷がありますが、ポスターも公費負担ができるようになりましたけれども、ポスターについての物価上昇を加味するようなことはしないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今回の改正につきましては国の方の政令の改正で、ポスターに関しては、昨年9月に提案させていただきました2,000円から変わってございませんので、そのままの金額で今回は条例の改正は行っておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） いや、私はポスターもビラもですね、やっぱりその印刷業者が当然受けられるわけですから、その辺りの経費が上がったときにですね、その印刷業者の人たちにしわ寄せが行くんじゃなかろうかと。そういうことでビラの単価も、若干、国の方が上げられたんじゃないかというふうに思ったところで質問いたしたところです。

やっぱ当然、ポスターもですね、相当な金額がかかります。ですから、2,000円というのは、議員提案で2,000円の金額にいたしましたけれどもですね、やっぱりその金額内で収めることがいいのか、若干やっぱりビラと同じような形で、若干でも引上げて、それだけの経済効果を持たせた方がいいんじゃないかというようなことで、うちが2,000円で議員提案したからできないのか、それとも、全国的にポスターは物価上昇分は反映しないんだというようなことになっているのかがちょっとわからなかったもので、その点をお聞きしたところです。

なお、ポスターは、国のほうも物価上昇は加味してないということですね。そこだけ、再度確認します。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） その件につきましては、昨年度、議員の皆様に、9月議会で審議していただいて、2,000円を決めていただきました。山口議員さんの、当然ながら今の印刷業界の方もお困りだと思いますが、国の方からそういう改正はきておりませんので、うちの方は申し訳ありませんが2,000円のままで、公費負担の方は考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

なお、起立されない方は反対とみなします。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 15 議案第 38 号 苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 15、議案第 38 号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第 38 号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 4 年 9 月 7 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正及び人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則が令和 4 年 10 月 1 日から施行され、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年苓北町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、男性職員の育児参加や女性職員の更なる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備をするための制度改正が国家公務員について行われ、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得要件の更なる緩和を行うものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。右が改正前で、左が改正後、下線の部分が改正部分になります。

1 ページの第2条は、育児休業をすることができない職員について規定されたものですが、改正前の第3号では、「非常勤の職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員」と規定されておりますので、改正前の第3号のアからウまでの者が、育児休業をすることができる職員ということになります。

第2条第3号のアの改正は、非常勤職員は、現行では子が1歳6カ月に達する日まで引き続き採用され、また更新が見込めないと、育児休業を取得することができませんでしたが、今回の改正では、改正後の第3条の2で規定する、子の出生の日から57日間以内の育児休暇の取得に限っては、「子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日まで」引き続き採用され、また、更新の見込みがあれば、育児休業を取得することが可能になるものでございます。

第3号のイは、規定の整備を行うもので、その内容の変更はございません。

2 ページをお願いいたします。

第2条の3は、子が1歳から1歳6カ月までの間に育児休業を取得する場合の手続きについて、3ページの第2条の4は、子が1歳6カ月から2歳までの間に育児休業を取得する場合の要件について規定したものです。

現行では、非常勤の職員又はその配偶者の育児休業開始日は、1歳及び1歳6カ月の到達日に限定されておりましたが、今回の法律の改正により、その期間中であれば、いつでも育児休暇を取得することが可能になります。これに伴いまして、3ページの第2条の3では第3号のエの規定を追加し、4ページの第2条の4では第4号の規定を追加しております。

第2条の3と第2条の4の只今説明した部分以外は、表現を変更しただけで、内容の変更はございません。

4 ページをお願いいたします。

改正前の第2条の5は、改正後の第3条の2の条文整理を行うものですが、内容の変更はございません。

また、今回の法律の改正により、1歳までは原則として育児休業を2回取得することができるようになりました。また、これに伴いまして、4ページの改正前の第3条第5

号「育児休業を取得する場合の育児休業等計画書の申出及び復帰後3か月以上の期間を経過したことの要件」については削除いたします。

5ページをお願いします。

第10条6号では、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正するものでございます。

その他、第3条、第7条は、字句等の整備を行うもので、規定する内容に変更はございません。

それでは条例（案）本文4ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の日の前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に関わる部分に限る。）及び第10条（第6号）に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） この条例に対応する町の非常勤の職員というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。この非常勤の職員っていうのは会計年度任用職員の人たちを指すのか。それ以上非常勤の職員といった場合には、その対象範囲がどのくらいまで広がるのか。人数とその対象範囲というものを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今回の対象者でございますが、非常勤職員、苓北町に限って言いますと会計年度任用職員でございます。今、会計年度任用職員の総数が最新で令和4年7月1日現在で64名でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。非常勤職員が、嘱託職員が会計年度任用職員に全体的にひっかかったということがあって、あと非常勤職員というのが、その概念がですね、どうもよくそこら辺がこんがらがってたもんですから、非常勤職員といった場合に、会計年度任用職員、一般に臨時職員と言ってましたけれども、そのような職員と、それ以外、また特別職とかいうのがあるのかなというふうに思ったもんですから。苓北町はもう非常勤職員といった場合は、会計年度任用職員だけということによっていいですね。ちなみに、この人たちでですね、育児休業をこれまで、そんなに深くは要りません。去年か一昨年、わかってる範囲でいいんですが、取られた方っていうの

はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） ございませぬ。

以上でございます。今まではございませぬ。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） やっぱり最近、こういう会計年度任用職員にですね、申し込みをされる方が、ここも若い方が、多分申し込みをなされない状態で、もう子育ても終わられた方がたくさんいらっしゃるのかなというふうに思いますが、ぜひ、若い方が入ったときですね、お腹に子どもができたり、出産したりしたときにはですね、絶対、役場としても手を差し伸べていていただくと。このような条例改正をしながら、やっぱり育児にも手厚くやってますというようなこともですね、ぜひ宣伝しながら、運用の方もよろしく願いいたしたいと思ひます。

ちなみに職員の場合は、もう既に条例改正があったですね、私もちょっとよく把握しなかったもんですから。今、男性職員ですね。すいません。これは非常勤職員ですが、役場の職員で国の方は育児休業を盛んに取れ、取れということで推進されてますが、苓北町も男性職員の育児休業ということに対しては率先してとるようなことを進めていらっしゃるのか。ちょうどこの条例と直接関係しませんが、育児休業という観点から職員に対する育児休業の取得に対する取扱い、その辺りがどのようにされていらっしゃるのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 男性職員の育児休業につきましては、国の方から指導はなされております。町におきましても、該当者の方にはできるだけとっていただくようお願いという形でですね、周知はしているところでござひますが、今現在、女性の方の育児休業が2名でござひます。男性は0名でござひます。

以上でござひます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第39号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第39号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第39号、苓北町税条例等の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和4年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

令和4年度の税制改正部分につきましては、施行日が令和4年4月1日とされているものにつきましては、令和4年3月31日付け専決処分し、令和4年第3回定例会においてご承認をいただいたところですが、今回は、施行日が令和5年1月1日及び令和6年1月1日並びに令和6年4月1日とされているものを改正するものでございます。

次のページ、条例本文（案）の1ページをお願いいたします。

苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例の一部改正。

第1条、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第1条による改正、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）。

第18条の4第1項は、登記事項証明書におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の住所の取扱いを踏まえ、固定資産税課税台帳の証明書の交付において、

DV被害者等である旨の申出者の住所を記載せず、「住所に代わる事項」を記載することとされたことによる規定の追加でございます。

第33条第4項及び第6項は、上場株式等の配当等及び上場株式等の譲渡所得については、現行制度において、所得税と個人住民税で申告不要や申告分離課税又は総合課税など異なる課税方式を選択できることとなっております。これについて、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、納税義務者から所得税において総合課税又は分離課税の適用を受けようとする旨の記載がある確定申告書が提出された場合は、個人住民税の申告不要の規定を適用しないこととし、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされたものでございます。

2ページをお願いします。

第34条の9第1項及び第2項は、総合課税又は分離課税がある場合の配当割額又は株式等譲渡所得割額の税額控除について、前条の第33条と同様に納税者の申告方式の選択により、確定申告書への記載によって適用するものでございます。

3ページをお願いします。

第36条の2第1項及び第2項は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の改正に伴う規定の整備及び項ズレを反映したものでございます。

36条の3第2項は、法改正に伴う規定の整備でございます。

4ページをお願いします。

第36条の3の2第1項は、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加することとされたものでございます。

第36条の3の3第1項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者についての提出義務を追加し、また、記載事項に配偶者の氏名を追加するものでございます。

5ページをお願いします。

第73条の2及び第73条の3は、1ページの第18条の4第1項と同様に、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられたことによる規定の追加でございます。

附則第7条の3の2第1項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除において、新築住宅等について控除の適用期限を4年間延長し、令和7年末までの入居者を対象とするほか、控除期間については、新築の認定住宅等について13年間とする上乗せ措置が講じられたものでございます。

6ページをお願いします。

附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税を、申告方

式の選択により所得税での適用がある場合に限り適用するものでございます。

附則第17条の2第3項は、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

7ページをお願いします。

附則第20条の2第4項及び附則第20条の3第4項及び8ページの第6項は、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

8ページをお願いします。

附則第25条は、次条の附則第26条を削る改正に伴う規定の整備でございます。

9ページをお願いします。

附則第26条は、5ページの附則第7条の3の2第1項において、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた住宅借入金等特別税額控除の適用要件の見直しが図られることから削除するものでございます。

続いて、第2条による改正、苓北町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第18号）の改正は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備により改正するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文（案）の3ページへお戻りください。

附則としまして、第1条で施行期日を、4ページをお願いします。

第2条で納税証明書に関する経過措置を、第3条で町民税に関する経過措置を、第4条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、苓北町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第 17 議案第 40 号 苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 17、議案第 40 号、苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第 40 号、苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 4 年 9 月 7 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

老人のあん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施術料金負担の軽減を図り、これまで以上の老人の健康の保持及び福祉の向上に資することに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

令和 4 年苓北町条例第 号。

苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表、まず、施行というか、期間がちょっと違いますので、2 段になっております。

上の段であります。

第 1 条（令和 4 年 4 月 1 日適用）であります。この件について、右側が改正前、左側が改正後となっており、回数を 4 回増やしまして、12 回から 16 回に改正するものでございます。年額を 7,200 円から 600 円掛ける 16 回という意味で、9,600

円に改正するものでございます。また、2の苓北町国民健康保険事業の方法に準じの部分につきましては、基本となる苓北町国民健康保険あん摩、はり、きゅう等施術利用規則が現在廃止となっておりますので、この部分についても削除いたします。

下段の方をお願いします。

第2条（令和4年10月1日施行）になっております。改正前であります。1回につき600円と定めというところと、16回で9,600円が改正前でございますが、1回当たりの金額を800円と改正するものでございまして、合計金額の方も800円の16回分で1万2,800円とするものでございます。

前のページの条例（案）に戻っていただきたいと思います。

附則です。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

そういうことでございます。4月頃に12枚受領された方は、申し出をいただきましたら、4枚の追加の交付ができる内容になっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけ。こういう高齢者の方、非常になかなか体がうまい具合に動けないというような方のお声もお聞きいたします。

はり、きゅう、あん摩で、こういう助成をすることですね、健康な体を取り戻すということは非常に重要なことと思います。

ただ1点だけ。この助成金ですね、600円を800円に引き上げると、これは10月1日じゃなくて、4月1日から一遍に変更、改正、遡り改正というのができない理由を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） この点につきましては、既にお支払いを済まされてる方がいらしておりますので、その分を考慮して、800円に改正する分は、もう10月1日からということにしております。

ご理解のほどお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 事務の効率化のためだけということですかね。10月1日からする人には800円、もう既に、逆に言えば9月まで終わってる人はもう600円だ。

追加払いは、もう助成金の追加払いはもうしませんと、許してくださいということで、10月1日からは、新たに、あと200円助成しますのでっていうことだけですね。さようでございますか。いや、確かにこういう年度途中でですね、枚数はもう枚数だとプラスして、出せばいいわけですからいいんですけども、10月1日から助成金を引き上げるというのはあんまり聞いたこともない。

法律的で引き上げるというのであればですね、そういうことも、やっぱりその法律に従って、単価引上げということはあろうかと思うんですが、単独の中で、4月1日、10月1日ということ自体を、今、4月1日から9月いっぱいまで使ってる人は、引き上げればですね、追加でまた、使った方からの事務手続きもまた煩雑だというようなこともあって、このようなことをされたんだと思いますが、単純にそれだけの理由ですね。10月1日に、600円を800円に引き上げるというのは。何かそのまだ、1条の方もまだ承認もされてないのにですね、2条で、もういかにもその条例が改正されたというような形で、ここに書いてあるもんですから、この1条の条例を否決すると、みんな否決ということになるようなことになろうかと思しますので、やっぱり、ある程度、年度当初からですね、単価あたりは特に充分、どのようにするのかを検討してですね、年度途中で引上げたときに、もう前で使った人と、10月以降使った人の、やっぱり平等性がそこでおかしくなってしまいますのでですね、やっぱりこのようなやり方はあんまりすべきじゃないかというふうに思います。回答いいです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、苓北町老人あん摩、はり、きゅう等施術料金助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第41号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第18、議案第41号、令和4年度苓北町一般会計補正

予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 今回の補正予算は、失礼しました最初から読み上げます。議案第４１号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の確定によるもの、オミクロン株対応ワクチン接種に係る対策費国庫負担金の追加、各種事業実施に係る過疎対策事業債を始めとした地方債の追加・変更が主なものであります。

歳出では、オミクロン株対応ワクチン接種に要する費用、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業、漁業への物価高騰対策を含む事業の追加に要する費用、併せて、温泉プール、旧郷土資料館、ペーロン船格納庫など各種施設の改修・整備に要する費用等を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第４１号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億５,５３３万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億２,３７５万６,０００円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表、債務負担行為の補正です。中小企業振興資金貸付１件の申請があったため、令和５年度から令和７年度までの利子補給分１７万８,０００円を追加するものです。

６ページをお願いします。

第３表、地方債の補正です。１、追加は、苓北町農協が事業主体となり実施する苓北町農協選果場の改修に係る補助金への充当分として、過疎対策事業債１,０００万円を追加するものです。２、変更ですが、緊急自然災害防止対策事業債は、松原川河口付近の護岸嵩上げ工事に係る分として、次の過疎対策事業債は、ペーロン船格納庫改築工事に係る分として、次の緊急防災・減災事業債は、町道東目線の改良を含めた臨港道路から紺屋町避難地へのアクセス道路整備工事に係る分として、一番下の過疎対策事業債は、温泉プール改修工事に係る分として。これに臨時財政対策債の減額を含め、５件の合計で、現限度額の１億６５０万円を２億２,０４０万３,０００円に変更するものです。

９ページをお願いします。歳入です。

款 1 4 国庫支出金、項 1、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費負担金は、給付対象者の追加による育成医療給付事業国庫負担金 7 万 5, 0 0 0 円の増額。

節 3 保険基盤安定負担金は、国保税の未就学児に係る均等割減免分の国保未就学児均等割保険税国庫負担金 1 6 万 3, 0 0 0 円の増額です。

目 2 衛生費国庫負担金は、オミクロン株対応ワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 1, 5 2 2 万 9, 0 0 0 円の増額です。

1 0 ページをお願いします。

項 2、目 1 総務費国庫補助金、節 1 個人番号カード等交付事業費補助金は、出張申請対応に係る事務費補助金 6, 0 0 0 円の増額。

節 2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍事務の情報連携に係るシステム整備補助金（法務省分）6 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額。

節 3、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、農業資材価格等高騰対策事業など 1 3 事業の充当分として、3, 2 6 2 万 3, 0 0 0 円の増額。

節 5 デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワーク）は、旧郷土資料館改修に係る交付金 1, 4 1 0 万円の増額です。

目 3 衛生費国庫補助金は、オミクロン株対応ワクチン接種事務費に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 5 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額です。

1 1 ページをお願いします。

項 3、目 2 民生費国庫委託金は、取扱い件数の増加による特別児童扶養手当事務委託金 3, 0 0 0 円の増額です。

1 2 ページをお願いします。

款 1 5 県支出金、項 1、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費負担金は、給付対象者の追加による育成医療給付事業県負担金 3 万 7, 0 0 0 円の増額。

節 3 保険基盤安定負担金は、国保税の未就学児に係る均等割減免分の国保未就学児均等割保険税県負担金 8 万 1, 0 0 0 円の増額です。

目 2 衛生費県負担金は、交付決定による健康増進事業県負担金 3 万円の増額です。

1 3 ページをお願いします。

項 2、目 1 総務費県補助金は、保育所の感染防止対策事業など 4 事業充当分として、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 2 2 3 万 8, 0 0 0 円の増額です。

目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金は、介護施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業採択に伴う、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 8 5 8 万円の増額。

節 3 児童福祉費補助金は、保育所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業に係る感染症対策のための改修整備等事業補助金 4 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額です。

目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費補助金は、骨髄等移植提供の普及を目的に新たに創設された骨髄移植ドナー助成支援事業費補助金 10 万円の増額。

節 2 環境衛生費補助金は、交付決定による海岸漂着物地域対策推進事業補助金 12 万 9,000 円の増額です。

目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業委員会補助金は、交付決定による農業委員会等振興助成費補助金 5 万 1,000 円の増額。

節 2 農業費補助金は、持続的経営体支援交付金が、農地利用効率化等支援交付金への名称変更によるもの、その他の補助金は交付決定により合わせて 417 万 7,000 円の減額です。

目 5 商工費県補助金は、苓北町物産館看板の多言語化改修費用増額に伴う熊本地震復興観光拠点整備等推進事業交付金 3 万円の増額です。

目 6 土木費県補助金は、申請箇所追加による土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 1 件分 300 万円の増額です。

目 7 教育費県補助金は、伝統文化の継承及び地域コミュニティの維持に係る上津深江区議会の事業採択による伝統文化団体支援事業補助金 20 万円の増額です。

14 ページをお願いします。

項 3、目 1 総務費県委託金は、令和 5 年 3 月から予定されている旅券電子申請導入に伴う機器購入分として、旅券事務（権限移譲事務）一般交付金 39 万 7,000 円の増額です。

15 ページをお願いします。

款 18 繰入金、項 1、目 1 介護保険特別会計繰入金は 46 万 1,000 円の増額。

目 3 後期高齢者医療特別会計繰入金は 2 万 8,000 円の増額です。

16 ページをお願いします。

款 19 繰越金、項 1、目 1 繰越金は、前年度繰越金 1 億 4,020 万 1,000 円の増額です。

17 ページをお願いします。

款 20 諸収入、項 4、目 2 農林水産業費受託事業収入は、交付決定による農業者年金事務受託収入 14 万 3,000 円の増額です。

18 ページをお願いします。

項 5、目 1 雑入、節 1 健康増進事業収入は、地域検診の実績による生活習慣病健診から後期高齢者健診の個人負担金合わせて 13 万 3,000 円の増額。

節 2 雑入は、行政手続きのオンライン化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金 36 2 万円の増額。交付決定による国立公園島での滞在型ワーケーション推進事業補助金 25 5 万 7,000 円の減額。交付決定による宝くじ公式サイトでのインターネット販売

PR補助金2万5,000円の増額。子育て支援医療費助成金返還金1,000円の増額。実行委員会の解散に伴う、天草・宇土半島地域広域連携実行委員会残余財産分配金9,000円の増額。対象者の町外転出に伴う誕生祝い金返還金2件分4万円の増額です。

目2過年度収入は、富岡港船客待合所の電気水道料及び施設使用料の過年度収入合わせて7万6,000円の増額です。

19ページをお願いします。

節3民生費国庫負担金過年度収入は、令和3年度事業費確定に伴う障害児福祉費国庫負担金過年度収入36万1,000円の増額。節4民生費県負担金過年度収入は、令和3年度事業費確定に伴う障害者福祉費県負担金過年度収入36万9,000円の増額です。

20ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、6ページの地方債補正で説明したとおりで、合わせて1億2,390万3,000円の増額です。

21ページをお願いします。歳出です。

なお、歳出における職員の人件費に係る補正分は異動に伴うもので説明を省略いたします。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節4共済費は、会計年度任用職員の雇用保険料5万3,000円の増額。

節8旅費は、出張所事務補助員費用弁償3万2,000円の増。

節12委託料の入札資格申請書受付システム導入委託料29万7,000円の増額、及び節13使用料及び賃借料の入札資格申請書受付システム利用料17万4,000円の増額は、新型コロナウイルス対策事業として指名願受付業務の電子システム化を図るものです。

節24積立金は、歳計剰余金の処分として、財政調整基金積立7,700万円の増額です。

目2文書広報費は、町公式ホームページの全面リニューアルに係るホームページ更新業務委託料636万3,000円の増額です。

目5財産管理費、節10需用費は、坂瀬川集会所ほか施設電気料の値上げに係る電気料17万円の増額。

節12委託料は、令和3年災害箇所の分筆面積増による土地分筆測量委託料100万円の増額及び旧郷土資料館改修工事の施工に係る監理業務委託料120万円の増額。

節14工事請負費は、旧郷土資料館改修工事費2,800万円の増額です。

22ページをお願いします。

目6企画費、節18負担金補助及び交付金は、タクシー事業者の新型コロナウイルス

感染対策に係る経費の補助、及び、天草エアラインの新型コロナウイルス感染拡大による令和３年度収入減額分の補助を合わせた公共交通応援事業補助金２１２万６,０００円の増額です。

目８諸費は、電気料金の値上げに係る外灯電気料１１０万円の増額です。

目１２庁舎管理費は、電気料金の値上げに係る電気料３００万２,０００円の増額です。

目１３電算システム管理費は、ＱＲコード納付対応に係るシステム改修委託料及び、マイナポータルを活用した手続きのオンライン化推進に係る申請管理システム導入・ネットワーク構築委託料、合わせて９０９万２,０００円の増額です。

目１４情報化推進費、節１１役務費及び節１３使用料及び賃借料は、対象箇所の追加による電柱共架照会料及び電柱共架料合わせて２万円の増額。

次ページの節１７備品購入費は、教育委員会設置プリンターの買い替えのための備品購入費６万２,０００円の増額です。

２５ページをお願いします。

項３、目１戸籍住民基本台帳費、節８旅費は、マイナンバーカード出張申請に係る普通旅費６,０００円の増額。

節１２委託料は、戸籍法の一部を改正する法律により、マイナンバー制度に基づく情報連携や戸籍証明書等の広域交付を可能とするための戸籍情報システム改修業務委託料６２９万８,０００円の増額。

節１７備品購入費は、旅券電子申請導入に係るノートパソコン及びバーコードリーダー購入のための備品購入費１７万２,０００円の増額です。

２６ページをお願いします。

項４、目５苓北町長選挙費は、節１０需用費の消耗品費から節１８負担金補助及び交付金の苓北町長選挙公費負担金まで、条例の改正等に伴う必要経費の精査による合わせて８０万４,０００円の増額です。

目６苓北町議会議員一般選挙費は、苓北町長選挙費に同じく条例の改正等に伴う必要経費の精査により２４６万７,０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費、節１０需用費から節１３使用料及び賃借料までは、苓北町戦没者追悼式の中止による合わせて３２万１,０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、熊本犯罪被害者支援センター負担金１万円の増額、及び新型コロナウイルスによる集団感染が発生した高齢者施設等の経営を支援する福祉施設等感染症対応緊急支援金５０万円の増額。

節２７繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金３２万８,０００円の増額です。

２８ページをお願いします。

目２老人福祉費、節１９扶助費は、助成内容の見直しによるあん摩、はり、きゅう等
施術助成３３万９,０００円の増額です。

目３老人福祉センター費は、買い替えのための備品購入費（消火器）２万５,０００
円の増額です。

目４介護保険事業費、節１８負担金補助及び交付金は、県の事業採択による介護基盤
緊急整備特別対策事業補助金８５８万円の増額で、簡易陰圧装置３台分の整備に係る補
助です。

節２２償還金利子及び割引料は、介護保険料軽減に係る国及び県への負担金返還金合
わせて２５万４,０００円の増額。

節２７繰出金は、介護保険特別会計繰出金（介護給付費・過年度精算分）及び、（日
常生活支援総合事業・過年度精算分）合わせて５３９万６,０００円の増額です。

２９ページをお願いします。

目５後期高齢者医療費、節１２委託料は、地域検診受診者数確定による後期高齢者健
診委託料１万９,０００円の増額です。

目６障害福祉費、節１９扶助費は、申請件数の追加による育成医療給付費１５万円の
増額。

節２２償還金利子及び割引料は、令和３年度事業確定に伴う障害児入所給付費等国庫
負担金返還金から、障害者自立支援医療（更生医療）費県負担金返還金まで、合わせて
９０万９,０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費、節１０需用費は、町内保育所の抗原検査キット購入に係
る消耗品費９０万１,０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、町内保育所６園の新型コロナウイルス感染症対策用
の消耗品等の購入を支援する感染防止対策事業補助金（保育園）及び、各保育所の感染
症対策のための施設改修等を支援する感染症対策のための改修整備等事業補助金合わせ
て８６７万４,０００円の増額。

節２２償還金利子及び割引料は、令和３年度事業費確定に伴う子育て世帯等臨時特別
支援事業補助金返還金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金返還金合わせ
て２９８万円の増額です。

３１ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目１保健衛生総務費、節１８負担金補助及び交付金は、骨髄移植
等提供者の検査や入院に要する費用を支援する骨髄移植等ドナー支援事業補助金２０万
円の増額。

節 2 2 償還金利息及び割引料は、令和 3 年度実績による未熟児養育医療費等国庫負担金返還金から母子保健衛生費国庫補助金返還金まで、合わせて 1 6 万円の増額です。

目 2 予備費、節 1 0 需用費は、オミクロン株対応ワクチン接種に際し、感染の有無の確認を必要とされる人に対する感染予防用抗原検査キット購入等に係る消耗品費及び、接種券発送用封筒作成に係る印刷製本費、合わせて 2 6 6 万 8, 0 0 0 円の増額。

節 1 1 役務費は、ワクチン接種通知書発送に係る後納郵便代及び天草圏域外接種分について国保連合会へ支払う事務手数料合わせて 7 1 万 4, 0 0 0 円の増額。

次ページの節 1 2 委託料は、オミクロン株対応ワクチン接種者を 5, 7 0 0 人と見込んだ新型コロナウイルスワクチン接種委託料 1, 6 7 6 万 3, 0 0 0 円の増額。

節 1 8 負担金補助及び交付金は、県外での子宮頸がんワクチン接種に係る予防接種補助金（償還払） 2 5 万 4, 0 0 0 円の増額です。

目 3 環境衛生費は、下水道特別会計繰出金（事務費分）及び（公債費分）、合わせて 1 0 0 万円の減額です。

目 4 斎場費、節 1 0 需用費は、斎場ホール照明器具取替等の修繕料 4 2 万 4, 0 0 0 円の増額。

節 1 7 備品購入費は、斎場和室エアコンの老朽化に伴う買い替えのための備品購入費（エアコン） 4 7 万 5, 0 0 0 円の増額です。

目 5 健康増進事業費は、令和 3 年度実績による健康増進事業県負担金返還金 9 万 9, 0 0 0 円の増額です。

3 3 ページをお願いします。

項 2、目 2 塵芥処理費は、海外漂着物地域対策推進事業補助金の増額による財源内訳の変更です。

3 4 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1、目 1 農業委員会費は、農地利用最適化推進用タブレット端末 5 台分の情報通信回線使用料及び、タブレット保険料、合わせて 1 9 万 7, 0 0 0 円の増額です。

目 3 農業振興費、節 1 1 役務費は、水田産地化総合推進事業補助金の交付決定による郵便切手代 3, 0 0 0 円の減額。

節 1 8 負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払交付金から中山間農業モデル地区支援事業補助金までが交付決定による合わせて 4 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額。

苓北町農協が事業主体となり実施する苓北町農協選果場の改修に係る経費について、2 0 %、1, 0 0 0 万円を限度に補助する苓北町農協選果場改修事業補助金 1, 0 0 0 万円の増額。

次ページは、新型コロナウイルス対策事業として実施する農業資材の価格高騰に対応

し、農業者の経営面積に応じて、１０アール当たり１，０００円を補助する農業資材価格等高騰対策事業補助金３５０万円の増額。持続的経営体支援交付金は事業名称の変更により、農地利用効率化等支援交付金として、差額３万１，０００円の増額です。

目５農地費は、確定見込みによる都呂々ダム共同管理費負担金７５万２，０００円の減額です。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費は、担い手育成支援事業補助金の増額による財源内訳の変更です。

目７堆肥センター管理費、節７報償費及び節８旅費は、会議開催回数の増による堆肥センター運営委員会委員報償費及び費用弁償、合わせて１万６，０００円の増額です。

３６ページをお願いします。

項２、目２林道費、節１０需用費は、森林基幹道苓北天草線舗装補修等の修繕料１５０万円の増額です。

３７ページをお願いします。

項３、目１水産業振興費、節１８負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス対策事業として実施する燃油価格高騰に対応し、漁業者の燃油使用量に応じ令和２年との価格差を半年間補助する漁業燃油価格高騰対策事業補助金１７４万円の増額です。

目２、漁港管理費、節８旅費は、職員の研修会参加に係る普通旅費２万３，０００円の増額。

節１０需用費は、漁港外灯の電気料金値上げに係る電気料３万６，０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、職員の研修会参加に係る漁港漁場協会全国大会等参加負担金５万円の増額です。

目３漁港建設費、節１２委託料は、松原川河口付近護岸嵩上げ工事及び町道東目線の改良を含めた臨港道路から紺屋町避難地へのアクセス道路整備工事に係る測量設計委託料の確定による１５万円の減額。

節１４工事請負費は、松原川河口付近護岸嵩上げ工事及び町道東目線の改良を含めた臨港道路から紺屋町避難地へのアクセス道路整備工事に係る工事請負費（単独）６，７００万円の増額です。

３８ページをお願いします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費は、令和４年１月２１日から３月２１日までの６０日間分の町負担分確定による飲食店等営業時間短縮要請協力負担金１７６万１，０００円の増額及び新規貸付１件の申請による苓北町中小企業振興資金利子補給補助金３万５，０００円の増額です。

目３観光費、節１０需用費は、四季咲岬公園ほか観光施設の修繕料８６万円の増額。

節１２委託料は、ペーロン船格納庫改築に係る設計委託料の確定及び工事発注に係る

監理委託料、合わせて１４０万円の増額。

節１４工事請負費は、既存の格納庫解体費用を含むペーロ船格納庫改築工事費４，４００万円の増額です。

３９ページをお願いします。

款７土木費、項１、目１土木総務費、節１０需用費は、電子入札システム導入に係る消耗品費４万円の増額。

節１２委託料は、電子入札システム導入委託料２５０万円の増額、節１７備品購入費は、電子入札システム導入に係るＩＣカード読取機購入のための備品購入費６万円の増額で、いずれも新型コロナウイルス対策事業として実施します。

４０ページをお願いします。

項２、目２道路維持費は、軽ダンプ修理等の町有自動車維持費及び富岡中央線外側線設置ほか、町道の維持補修費合わせて５０５万８，０００円の増額です。

４１ページをお願いします。

項３、目１河川総務費、節１０需用費は、中段川護岸ほか修繕料３５万１，０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、申請箇所追加による土砂災害危険住宅移転促進事業補助金１件分３００万円の増額です。

４２ページをお願いします。

項４、目１、港湾管理費は、電気料金値上げに係る外灯電気料４万８，０００円の増額です。

４４ページをお願いします。

款８消防費、項１、目２非常備消防費は、節８旅費から節１７備品購入費まで、操法大会不参加による合わせて３２１万４，０００円の減額です。

目３消防施設費は、消防倉庫の電気料金値上げに係る電気料１０万円の増額です。

４５ページをお願いします。

款９教育費、項１、目２事務局費、節１報酬及び節８旅費は、学校教育審議会設置に係る委員報酬及び費用弁償合わせて２１万６，０００円の増額。

節１０需用費及び節１７備品購入費は、各学校用の空気清浄機購入に係る予算の組み替えです。

目３住宅施設費は、教職員住宅の老朽化した電気温水器取替等の修繕料６９万７，０００円の増額です。

４６ページをお願いします。

項２、目１学校管理費は、小学校施設の電気料金値上げに係る電気料１５６万４，０００円の増額です。

４７ページをお願いします。

項３、目１学校管理費は、中学校施設の電気料金値上げに係る電気料９９万３、０００円の増額です。

４８ページをお願いします。

項４、目１社会教育総務費は、上津深江区議会から申請された地域の祭りに関する伝統文化の継承及び地域コミュニティの維持に係る県補助金採択による伝統文化団体支援事業補助金４０万円の増額です。

目３社会教育施設費、節１２委託料は、温泉プール改修工事の施工に伴う一時休館に係るリスク分担分の町温泉プール指定管理委託料５７万４、０００円の増額及び、確定による温泉プール改修設計委託料１０万６、０００円の減額。

節１４工事請負費は、温泉プール改修工事費２、４００万円の増額。

節１７備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の不採択による備品購入費（サッカーゴールほか）１０３万円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、温泉プール改修工事の施工に伴う一時休館に係る自主事業収入減分の支援として、苓北町温泉プール指定管理者支援金１１５万２、０００円の増額です。

目４文化財保護費は、トルレス記念広場内説明板貼替等の修繕料１５万６、０００円の増額です。

４９ページをお願いします。

目２学校給食費は、学校給食共同調理場の電気料金値上げに係る電気料及び老朽化による食缶洗浄機駆動シャフト等の修繕料合わせて２１３万円の増額です。

５０ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項１、目１農業用施設災害復旧費は、７月豪雨による被災農地の査定設計書作成に係る査定設計委託料２５万円の増額です。

なお、別冊にて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の一覧表をお配りしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上で、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）の説明を終わります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。ここで午後１時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時００分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 13ページと14ページ、関連していると思いますが、土砂災害危険住宅移転促進事業、これは場所はどこですね、こういった状況にあられて、移転に係る事業費のいくらをこういう形で補助されると思いますけども、その移転にかかる総事業費はいくらぐらいなのか。それに対する補助率はいくらなのか、お尋ねします。

それから21ページのKDDの改修工事ですが、これは全員協議会のときにも若干質問しましたが、総体的にはなかなかあれですが、この中の何だったですかね、雨樋、ルーフトレインが今回使う分だけにですね、4箇所だけ計上してありますけども、これは鉄筋コンクリートで一体の家屋ですよ。とすれば、ほかの部分にはこういう雨樋からの水処理はしてないのか。このルーフトレインは、この家全体ですよ、例えば、昨日の資料の2ページの赤の線の部分と緑の線の部分がありますが、このそれぞれの四隅には、最低でも四隅にはこういうものがあるんじゃないかと思います。

やはり一般的な考え方の中ではですね、一体化した鉄筋コンクリートの天井部分、雨漏り修繕するのであれば、この部分は緑の部分であっても、今現在、いろんな雑物が入っとるわけでしょう。役場の使わない不用品がですね。そういったものを守るためにも、この雨漏り対策はすべきじゃないかと思います。この雨漏り対策をしないから、ペーロン小屋に雨が降り込んだとか、いろんな話が出てきますよね、結果として。ですので、今のうちにそういう部分も改修すべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

それから、37ページの臨港道路ですが、これも昨日、全員協議会の中で話が出ておりました。私もそうと思いますが、この断面図の中でですね、私がちょっと勘違いしております、このトン袋を置いてあるところは土嚢か、土嚢を置いてあるところは何か民地で借り上げておられると。町が借り上げて現在の工事時に拡張しましたよね。その分の用地だというふうに思っておりましたところが、ちょっと2,3お聞きしたところそうじゃないということでした。とすればやはり、この境界までですね、民地境まで、例えば、昨日の資料でいくとナンバー3もこの既設の法枠工ですか、があります。この一番終点といいますか、一番下のところに一点鎖線があって、これが境界とする。

しかし、今度の工事では、それよりも約2メートルぐらい海岸側に寄ったところに石積み工が設計されています。で、もしこれが民地でここが残った場合は、ここは苓北町特有の雑草地帯になるわけですね。それを誰が刈るかというとな誰も刈る者がいない。ほいでいろいろ町民の皆さんから汚かやっかとか、どがんかせんかとかいう話が出てくる。

しかし町は対応しない。そういう形になってしまう恐れがありますので、この一点鎖線の民地まで民地境まで、いっぱいいっぱい広げたらどうかと思います。ほんでそうすることによって、このブロック積みの工法はもっと安い、1つの例を挙げると、一番基礎をつくって、それに土羽をつくっていくということであれば、単価も安くなるんじゃないかというふうに思うわけです。そういうことができないのか、お尋ねをします。

それから38ページのペーロン船格納庫の改築工事ですが、この問題については、令和4年6月28日にですね、7月上旬の臨時議会の中で建設経済環境常任委員会から、ペーロン小屋についての調査報告が出されています。

それによりますと、富岡ペーロン船格納庫は、現格納庫は強度等まだ充分対応できるものと推測する。ほんで云々いろいろ書いてあります。

これが7月の議会に提案されて、このことに対して議会から異議は出なかった。ですね、そういうのが通って行ったにも関わらず、翌々日の議会の中には、補正予算として改修工事が出されていると。とすれば、この常任委員会の報告というのは、一体どういう位置づけで町は見ておられるのか。あるいは議会は、議長はどういう形で受け取っておられたのか。お尋ねをします。

それから、48ページの温泉プールですが、これも附帯決議の中で工事費を、若干の工事はやむを得ないんだというふうなことで附帯決議で予算が通ったと思います。

ところがこの常任委員会の資料の中では、そのときの附帯決議は、若干工事費が安くなるようなことで取り組みをしたらどうかと、そういう取り組みをすべきだというふうなことだったと思います。

ところが、先日の全員協議会の中では、総合計でですね、当初工事費、今回工事費、差と書いてありますけれども、その差がですね、プラス87万3,000円なんですね。

これはどういったことなのかお尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 13ページの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円の場所でございますけれども、ここは富岡の一丁目の住宅を春の迫へ移転するっていうことでご相談がぁっている部分でございます。

内容につきましては、まだご相談の段階で詳細については申請をいたしておりませんけれども、申請をするに当たりまして予算確保をしたところでございます。

あと、この事業につきましてはですね、住宅の除去費とか、あとは移転の経費、住宅の建設費、購入費等の必要予算が全て交付されますので、普通3,000万円等の金額がかかりますので、上限額が300万円ということで、この移転に係る補助金が決めているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 21ページの旧郷土資料館の工事の分でございます。

浜口議員さんお尋ねのルーフドレインの雨漏り対策でございます。浜口議員さんのご指摘のとおり、一般的には全体の補修だと私も思いますが、今回、設計等7月に打ち合わせを行いまして、今回の改修部分以外は雨漏りがございました。

しかしながら、この建物は耐用年数50年でございます、もう47年経過しております。一体的にした方が好ましいと思いますが、今回は2部屋のサテライトオフィスの分のみの施工となっております。

今後、長寿命化計画、サテライトオフィス等が今の2社分以上に来た場合がありますたら、また新しい補助金等を考えまして、年次的に上の部分の補修を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 臨港道路の東目線とのですね、取付けの拡幅部分の件ですが、先日の全員協議会でも同じご質問いただきましたが、境界がですね、民地の境界があつて、その横が水路になってましてですね、水路から道路敷になっている。水路の際が法尻となっている状態なんですけども、昨日ちょっと説明が漏れたというか申し上げなかったんですけども、この東目線はすぐ海、海岸ですので越波っちゃうのが想定されてましてですね、道路の下の法面はずっとコンクリートの法枠が施工されてまして、越波してその海水を、法面ですね、コンクリート法枠で施工された法面を沿って流して、その際の水路の方で処理をするという形になってます。で、拡幅してます、大型土嚢とか積んでますその下にも同様にですね、コンクリート法枠が埋まった状態に今現在なつてまして、もしですね、境界と言いましても、水路は残さないといけませんので、水路の際から構造物をつくって上がっていくとしたときに、ひょっとすればその既設のコンクリートの法枠をですね、全部取り壊さんといけなくなったりとか、新しい土羽にも洗堀しないような施工をしなければいけなくなったりと、そういうような可能性があります。

一応、今、計画してます道路の肩にですね、ブロック積みを持ってくると部分的なコンクリート法枠の取壊しで済む形になってるんですけども、ただ、確かにおっしゃるように、施工した場合の経費とか、それから工法が問題ないかっちゃうのは、ちょっと検討してみないとですね、はっきりわかりませんので、工法比較をさせていただいて、比較検討させていただきまして、その結果、おっしゃるように境界から上がっていった方が工法的にも何ら問題がなく、工事費もより安くなるということでしたら、変更は可能

となりますが、一応まず比較検討をさせてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） ペーロン船格納庫の件についてのお尋ねでございました。

おっしゃられるとおり、6月ですね、23日に建設経済環境常任委員会の委員の皆様にはですね、現地を視察いただいて、その後、委員会の報告の中でご意見等頂戴したところです。で、6月23日現地させていただいた時点ではですね、倉庫の中に全部うち壁が張ってありまして、そこを剥いでですね、確認しないと確認ができない状態の中でご確認いただきましたけれども、その後、シロアリ等の専門の診断士によってですね、内壁と基礎部分と、あと両サイドのシャッターの部分の腐食が、食害がひどかったので、調査をしていただいた結果、基礎土台に食害等が見られ、木材よりは耐久性が下がっているということと、あと外部及び内部にも多数のひび割れ、雨水の侵入が見られると。またあと、基礎土台の上ですね、シャッター上の梁にまでも全部上がっていると思われるというふうなところで、非常に耐久性が下がっているということが、シロアリ診断の結果が出まして、あと耐用年数もですね、法定耐用年数15年に対して、もう今年で約33年にもなるということ、並びにこれまでの船の揚げ降ろし等の危険性がありましたので安全性、並びにシャワー室と更衣室を特に女性の方がですね、更衣もできないということもございましたので、そういったご意見等もあつてですね、それぞれいただいたご意見をですね、それぞれつぶさにチェックをしてですね、今回、総合的に判断して、ご提案させていただくということになった次第です。

要望書はですね、平成27年に1回上がってきておりまして、予算自体はもうその辺を含めてですね、今年の当年度の予算でですね、設計も組んでおりまして、最終診断の結果、今回ご意見等ございましたけれども、8月にも要望いただき、町にも要望をいただいております、それも含めて改築の方をお願いしたいというふうなことでございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 48ページの温泉プールの工事費ですけれども、約86万円増加をしております。

これにつきましては、コロナ禍におけます物価の高騰を見込んでおりまして、主要部材であるバスパネル等の単価がどうしても値上がりするという見込みでありますので、ちょっと金額が増加をしているということです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、41ページの件ですが、これは3,000万円というのは事業費、それで300万円ちゅうのは、事業費に掛ける10分の1の限度額が300万円というふうな捉え方でいいんでしょうか。

それから21ページのKDDですが、この雨漏りはですね、昨日の資料からすると、これだけの傷み具合からすると、全部ですね、かなり錆びてますね。ほんで、ここはもう緑、この2ページから見るとこれがここでしょう。サテライトオフィス②と郷土資料展示室の上ぐらいですよ。後のところは、確認されていますか。何でもここ2箇所だけがこんなになって、後のところは大丈夫というような感じでおられるのか。

私はですね、もしこういうことであるのならば、せっかく町費を使って改修するならば、この屋根部分だけはですね、すべきだろうと思うわけですよ。普通程度の常識のある人は、この鉄筋コンクリート造りならば、一回にですね、天井部分はしてしまうと思うとですよ。これがもし、鉄筋コンクリートにだけじゃなくて瓦でですね、東棟とか西棟とか南棟とか北棟とかそういうものがあって、それぞれが独立した瓦であればですね、私のその話は通用しないと思いますが。これは、鉄筋コンクリートで一体につくってしまっているわけでしょう。そうすれば、この四隅に多分設けてあると、四つの角にそれぞれ設けてあると思いますけども、これは同様のですね、同等の錆具合があると思います。それで、こっからの錆から水漏れが発生して、全体的に腐食を進めていくというふうに思います。

それから今、課長の話の中では、2社以上になってくればということですけども、今の情勢の中でですよ、そういう2社以上すぐ手を挙げて待っておられるとか何とかそういうことあるんですか。ないんでしょう。やっとKDDに2社見つけてきたと。それでこの2社もはつきり、もう確定してあるわけじゃないんですもんね。そういう感じ、考え方じゃなくて、やっぱりやるならば、建て替えるとなれば話は別ですけども、その雨樋の入り口のルーフドレインですね、ルーフドレインを取替えてしまう。それで、それに関わる、付随する簡単な左官工事ぐらいは出てこようかと思しますので、それも含めて、このKDDを改修していくということにされたらどうかと思います。

それから、総務課長に言っておきますが、2社以上になったらとか何とか、そういうですね、恐らくそうならないだろうというような、理由づけはしてほしくないと思います。

それから37ページですが、この断面図を使いますが、この断面図の中に、ガードレールがありますよね、既設のガードレールがですね。よっと見れば、この線が官民道路と民地の境になっとっじゃなかですか。特に、このナンバー3なんかはですね、このガードレールの下に、この法枠工の基礎石があって、一点鎖線があるということから見ればですね、ここだろうと思うわけです。私が勘違いしとって、ここら辺は民地から

借り上げてあるというふうに思っておりましたけれども、ちょっと確認したところ、いやそんなことはないよということだったので、とすれば、旧ガードレール、着色してないガードレール、この根本は道路というならば官民境界の線だろうというふうに思いますので、これを目当てにやってほしいと思います。

それから、ペーロンの件ですけれども、何か27年に要望書が出たということですが、そういう話になるのならばですね、この6月の議会からの常任委員会報告書は、一体どのように。

それから、プールの附帯決議、そういうものについては、その要望書とか何か、それを言われるのならばですね、その常任委員会からの報告書。あれは議会から出してあるんですよね。これ要望書なんていうのは、言い方悪いですが、利害関係の方が出される。

しかし、議会からの調査書、議会は町民の代表なんです。町民全体からの意見として常任委員会の調査書を出した。そのことについて、議会で異議申立てがあって、それを却下したとか、そういうことはなかったわけですよ。ですね。そうやって議会で認めたものを、何でそのすぐに、1カ月ぐらいで予算を立てなければならないのか。

全く町民無視ですよ。そこら辺のところはですね、執行部、特に議長もやっぱ、執行部もよく考えて対応してほしいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 27年にも出ておまして、その中でずっと財源等もなく、そのままにしたりしましたけど、町長申されましたように、診断ですね、診断もありましたけれども、加えて、重ねてご要望がございましたので、今回上げさせていただくということになりました。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 13ページと、41ページのですね、土砂災害危険住宅移転事業の補助金にかかる質問でございますけれども、私の説明がわかりにくかったと思うんですけども、通常そういった除去をして、家を建てられたりすると、約3,000万円程度必要になってくるという説明と併せて、これにつきましては上限額、10分の1とかではなくてですね、上限額が300万円という規定になっております。

例えばですね、そのほかに賃貸住宅を借りられた、そこを壊されて、賃貸住宅を借りられた場合につきましては、1年間分の費用はその対象になりますということで合わせた金額の300万円までは全て出ますっていうことで、上限額が300万円ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 事業費のことはもうこれでですね、完璧にはわかりませんけど

も、4、5日前に資料をいただいただけでは、完璧に理解することはできません。

ただ重ねて、最後に質問したいのは、要望書がなくても、私の言ったことが正しいんです。それでそれは何かというと、議会の常任委員会で調査をして、それをちゃんと正式な手続きの中で議会に諮っている。その議会の中で何か異議が出たかということ、異議は何も出ていない。賛成なんです。

それにも関わらず、執行部は、すぐ次の議会に補正予算を立ち上げたということがですね、もう全く議会無視ではないかというふうに思うわけです。

その議会は何かということ、町民の代表なんですよ。本当に町民の代表なのか、メンバーしてみるとよくわからない部分もありますけども、一応、形とすれば町民の代表なんです。その常任委員会なんです。それを、正式手続きに基づいて議会に提案して、それが通ったんですよ。異議申立ては全然なかったわけです。そこら辺のところは充分、執行部はですね、12分に考えてほしい。先程言いました、ちょっと教育課長が立ち上がろうとされましたけれども、その附帯決議も同じです。そういうことなんで、やっぱり議会で決まったことについては、やっぱり執行部も充分尊重してほしいということがありますので、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、議会で決まったことについては、執行部も尊重しなければなりません。ただし、あのときは報告があって、作らないという決議はなかったわけですね。それで、その後にペーロンの団体から強い要望が、どうしても作ってくれという要望がきておりましたので、協議をした結果、今回出させていただいたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 28ページ、民生費の中で、目の4番、節の18介護基盤緊急整備特別対策事業補助金858万円組まれております。この事業の内容をちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） この858万円について、ご説明いたします。

介護基盤緊急整備特別対策事業の中の1つのメニューがございまして、それが介護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策支援事業という中で、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業が、この858万円になっております。

事業の中身といたしましては、介護施設等において感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を備えるとともに、簡易的なダクト工事等を行う事業

を対象とするものであるということで、今回、一社会福祉施設の方から希望がありましたので、これの分で簡易陰圧装置を3台分で合計858万円になっております。

なお、財源につきましては、熊本県の方から100%の充当がございまして、それを町が受けまして、事業の実施の方に補助金として交付するというようなそのような流れになっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 介護施設等のクラスター発生の予防のために使う施設があるということですね。はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

21ページ、文書広報費の委託料、ホームページ更新業務委託料と、39ページ、土木総務費の中の委託料、電子入札システム導入委託料、2件についてお尋ねをしたいと思います。

これはいずれも、新型コロナウイルス感染症対策に伴う苓北町支援策の実施状況、資料の2の中の26と32にそれぞれ登載をしております。

この中で、ホームページのリニューアル事業ということで636万3,000円、うち半分が臨時交付金の適用対象事業、そして一般財源に300万円、318万円、いずれも5割、5割なんですけれども、ここの中にホームページ作成管理システム導入費として300万円挙げてございます。新しく行革デジタル対策室ですか、横文字、私はカタカナ弱いわけですがけれども、やっと言えることができましたけれども、この中で協力隊員ですかね、あと一人おられますよね。あの人たちが新たなこういった事業に対して、専門的っていうか、よく活動状況の中で、報告会等々でこういったことがあるようでございます。そしてまた、新たな対策室を設けて、専門の職員、社会人枠で2名を採用されております。その人たちの活用の中で、経費の導入については、私はそれでいいと思うんですけども、こういったこの作成については、その方たちにこういったお願いするとか、もう職員ですから、お願いじゃありませんですね、してもらう、そういうところできないものか。幸いなことに、臨時交付金があったからこそ、こういったことができると思うんですけども、普通ならば、300万円かけて、ホームページのリニューアルというのはいかがなものかと思うわけです。

この点について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから電子入札システム。これについて私以前、一般質問の中で、県がもう電子入札に入っておりますので、一刻も早く、コロナ対策ならば、むしろ、全員が1つの会場

に来てですね、従来どおりの入札よりも、電子入札の方が良いのではないかというふうな考えを持っておりました。

それで今回、こういったことで導入がなされるわけですがけれども、これに対応する事業、要するに、県でいうA、Bランクについては、それぞれもう既に県が行っておりますので、電子入札可能だと思うんですけども、これを入札制度がどの範囲まで適用されるのか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の高戸議員のご質問ですけれども、まずこのホームページのリニューアルですけれども、現在のホームページがですね、平成21年に構築、公開されておまして、10年以上経過しております。その間一度も改修を行っておりませんので、ほかの自治体で普通に備わっているような災害時の特設ページであったり、文字の読み上げ、ほかのシステムとの連携機能などはなかったものですから、今回リニューアルをいたします。

特に、ほかのシステムとの連携という点では、今年度準備を進めております防災行政情報の配信システム、こちらとの連携もありましたものですから、全面的なリニューアルを考えておったところでございます。

そこで、ご質問のですね、専門のここの職員にさせてはどうかということですが、今年の4月からですね、確かに情報職員を2名採用させていただいております。その職員のうちにはですね、ホームページの日常的な管理とか、更新とかという作業はしてもらっておりますけれども、実際にいざ、ホームページを1からつくるといのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

今回ですね、ちょっと見積り書を参考に取らしていただいている事業所は、例えば、熊本県とか熊本市、天草市など、県内の多くの市や町のホームページを担当されておりますけれども、例えば、熊本県であれば、職員1万8,000人おられるそうですけれども、やはりそれでもこういうホームページを作成するというのは、事業所にやっぱり頼むしかないというのが現状のようです。

ホームページというのはやはり町の顔といいますか、住民の方、町外の方でもそうですけれども、苓北町のことを調べようと思ったら、苓北町のホームページをまず見られると思います。そのときの印象が良いか悪いかというのは、やはりそれが直接、苓北町の印象につながってまいりますので、つくってもらおうと思えばつくれるんですけども、果たしてそれで良いものというのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、例えば、苓北町のホームページを見て、苓北町に来たいと思えるようなホームページになるかどうかという保証がちょっとございませんので、やはり餅は餅屋といいますか、専門の方にお願ひした方が良くかなということで委託をするものであります。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 39ページですね、電子入札の参加の心配をされているってところの中のご質問でございますが、これにつきましては、以前、高戸議員の方からご質問をいただきまして、アンケート調査を各業者様に実施をしております。27社中ですね、22社はもう既にほかの市町村と県に参加をされていると。あと3者については参加をしていないけれども参加ができると。25社については問題なくできるのではないかと思います。

ただ、後2社につきましてはですね、未回答でございましたので、この部分については、確かに下位ランクっていうんでしょうか、そういう部分につきましては、紙での提出もできますので、そういったことを併用しながら、どういった段階になっていくのかについては、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 電子入札についてはですね、私も一般質問するときに、業者と少しやりとりしたんですけども、本当にでくつとやと、できるもできんもですねって、県が既に電子入札制度を用いてるんですよと、ですから、対応ができるはずですよという返答をいただいて、ああいった質問をさせていただいたわけでございます。

今、土木管理課長の方から紙の入札でもいいということでございます。確かに、A、Bランクはそれぞれのいろんな投資等々もできますけれども、最下位って言ったらちょっと語弊ありますけども、Cクラス、小さな企業については、なかなかそこで導入が出できない可能性がありますので、今後とも、可能な入札については、電子入札でも結構だと思いますけども、まだそこまで整備がなされていない業者の方の取り扱いについては、ご配慮方お願いしたいと思います。

それから、ホームページの件なんですけれども、今、室長の方からいろんなことを述べられましたけれども、私も先程申したとおり、こういった機器に大変弱い方で、いろんな質問するのが億劫になりますけども、ただ1つ、できたらですね、ふるさと納税、あの欄だけはですね、ほかの町村並みにやってほしいと思います。

私、ほかんとは見らんとですけれども、ふるさと納税の案内をするときに、天草市と結構比べますけれども、やはりこう一目見てですね、やっぱ市と町村の違いかなあと思うところがございます。例え、小さくても、独立をしてるんですから、天草市に追いつくように、そうすると必然的に、県下で下位の方でふるさと納税やっておりますけれども、天草市の方に毎日、毎日ある宅急便の業者がお店の方に来て、ふるさと納税の返礼品を積み込んでおります。ああいった姿が苓北町でも行われるよう願っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 13ページにですね、県補助金の云々で書いてありますけれども、それに関連して資料をいただきました。これもですね、関連でですね、この支援、感染対策に伴い、いろんな補助金が出とるですね、交付金。合計いくらになるのか。合計額を教えてください。

それから、21ページ。しきりに高戸さん隣で質問しておられましたけれども、入札資格申請書受付システム、それじゃかったかな、それと、それじゃなかったか。それから、そこら辺ですね、例えば、ホームページ更新業務委託料、それから土地分筆測量委託料、委託料がいっぱいあります。そして、導入用の委託料が29万円。これ1回導入したら、ずっとまたいろいろ更新とか何か要っとでしょ。こがんとはもうやめて、導入せんやったっちゃ、小さな町ですので。我が家ですね、今までどおり呼んで、業者ば呼んでしてください。これはもうやめて、こういったですね、システムば云々ちゅうて、練習で云々てのがちょっと入ればですね、横文字が入れば、そんな良かぐらい思ってから、飛びつくですけども、町民自体にあんまりメリットのなかつですよ。いくらぐらい金が必要と思いますか、システム関係。そこら辺をですね、どのようにお考えかお尋ねします。

まず、入札資格申請書受付システムの導入は29万7,000円。入札資格申請書受付システムは17万4,000円。それから、ホームページ更新業務委託料63万6,000円。これはしきりにですね、良いのができんと。せんけんでけんとですたい。業者よか上手につくつとが町の職員ですよ。頭振るごたつとならやめてください。なんでんですよ、真剣になって取り組まんけん、業者は隣と同じんごたつとしかつくらんとですよ。一本すらつとしとつとば付けて、苓北町は引っ付け。そうですよ。何でも、振興計画でもそうでしょうが。業者に委託せろば。何で独自に、今、それは室長は、私はしいきらんちゅわいばってん、部下の方は能力がある方がいっぱいおいでじゃなかですか。お宅がしいきらんでも。部下の能力を引っ張るとが、室長の努めですから、引き出すとが。そして、半年でできんとが1年かかる、1年かかるところが2年かかってですね、こういったやつを業者に委託せんでも、独自に本当に苓北町の良さを引っ張つとは地元人間ですよ。はなからしikiranけん、業者に頼む。そがんことはなかでしょうもん。業者さんも担当も人間ですよ。そして特に、お宅の課には優秀な人だけ寄せてあつじゃなかですか。自分がしikiranけん、部下もしikiranじゃのうして、自分が知らんとは、部下からほかの能力を引っ張り出すというようなことを言ってきてください。

私は、こういったことでですね、何億ぐらいですかね、この委託料がいろいろ含めて、

毎回言いますばってん、こういったことはですね、もう1回、再度話おうてもろて、1年ぐらいはですね、1回、2回ぐらいはですね、落ちたっちゃ良かつと思うとですよ。

あまり、ホームページ見てですね、苓北町が良かちゅうもんは、あんまりようけおらんとですから、まだ。実質は。ですね。そこら辺をですね、お尋ねをします。

それから土地分筆測量委託100万円。ここら辺もですね、もう今、技術者を特別に頼んであるわけですから、やっぱり自宅ですてですね、我が家で測量ぐらいはして、今もう座標あたりでぽっぽ、ぽっぽ出さるつとですから、図面もぽっぽ、ぽっぽ出てくつとでしょ。ここら辺もですね、できるだけですね、委託に頼らん苓北町をつくっていただきたい。ですね。私はそう思いますので、この土地分筆測量委託料100万円を聞くわけじゃなかですけれども、これは本当に苓北町の職員の方はしきらないのか。能力がないのか、あるのか。そこら辺をお尋ねをします。

それから、22ページもですね、システム改修委託料180万円。それから724万9,000円、ここら辺も、相当な金ですよ。職員さんを何人も雇われる。そこら辺のはどういうものか、お尋ねをいたします。

それからコロナ関係でですね、お尋ねしますけれども、ここに今朝ですね、役場の職員が感染したということで紙をもらいました。この紙を。これは、町長から議長にやってある。この中にですね、今後の対応について、当該職員は、他の職員等との接触はないため、業務への支障はありません。これは毎回、おんなじやつが来るわけですよ。この文章が。この方は、一人個室で仕事をしておられる方なんですか。一人個室で、誰にも接触しなくて。この病気が発覚したときに、おらんじゃったちゅうこつですか。感染は1日前、2日前からも感染するわけでしょ。感染するわけでしょ。そのときもずっと1人でおられたのですか。そしてその後も、役場の職員の方、何人も今までいただいとつとですけれども、全く同じような形で書かれて、役場には関係なか。一人個室で仕事しよつとよという言い方で書いてあって、これ実際、本当なのか、うそなのか。もし、これがうそであったら、こういった安易な考え方が苓北町が感染の拡大がいっぱいあつて防げない。そうじゃなかかと思いますよ。一昨日から18、9人ですかね、昨日8人。よそと比べれば多かですよ。私はこのことについて相当ですね、言いよりますけれども、対策について、あるいは手助け等についてどのようになったのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） この補正予算の質問を…。

○5番（松本良人君） だけん、新型コロナワクチン、感染のところで聞きよつとですたい。これは、本当は議長が聞いてもらわんばんことですよ。毎回来よるけん、同じんとか来よるけん、私が議長に代わって、こん場で質問してるわけですよ。

それからもう1点ですね、感染された方がおいでになつとて、自宅療養になっておられた方々が、もし、良うなられたときに、その家屋とか何かの消毒なんかもせないか

んと思うとですけれども、そこら辺が感染関係でですね、どのようになっているのか、併せて伺います。関連した質問でございますが、そっちも重要な問題だと思うんですよ。この問題は、そこら辺、お願いします。

それから34ページ、農業委員会の関係で、タブレット保険料とありますけれども、これについて教えてください。

それから35ページ、都呂々ダム共同管理費負担金が減額になっております。これは水道も減額になつておりますけれども、安くなったとか、そこら辺をですね、事情を教えてください。安なつとるですね。水道の関係の負担金も多分安なつたと。その事情をですね、どちらか1人でよかです。

それから37ページ、水産業振興費の中でですね、負担金補助及び交付金174万円。漁業燃油価格高騰対策事業補助金ですかね。これが、漁業関係の方にあつとですけれども、農林業の方にはなにか。そこを併せて伺いますけれども、項目がなかったからここで教えてください。

それから38ページ、観光費の中の12、14でございますけれども、ペーロン船格納庫改修工事について、ちょっと教えていただきたい。

これ、浜口議員からですね、いろいろ質問あつとつたですけれども、私、委員長としてですね、建設経済環境常任委員会としてですね、この報告書を全て採択を受けて、多分、通知が行つとると思いますけれども、この中でいろいろお願いしてる文書がありました。ですね。その中で、確かにこのとおりのやつとつとつとて言えば、そうだなということでございますけれども、そうでなかかもしれないので、そこら辺をですね、お尋ねをします。

まず1点ですね。少子高齢化の進展によるペーロン大会の見通し等の推移でありますけれども、今後の見通しはどのように、これは出してからまだ1カ月ぐらいしかならんとですよ。その間に見通しはどのように立てられたか。見通しを立ててください。大きかったら、存分に金を使ってかけていいですよ。しかし、先細りならば、ぎりぎりの線で行ってくださいというのが我々委員会の要望でございました。

それから、修理、改装、改築等より安価で、より安全性の高い格納庫を求めました。そしてその中で、求めましたけれども、今回ですね、更衣室とかシャワー室とがが入っております。これ1年に何回かしか使わんと思いますけれども、そのときも確かに、老人福祉センターなんかを活用してですね、おいでになった方はゆっくりですね、下に広い板ものもありますので、そこら辺を活用していただいて、もうすぐ近くですからね。そして町長さん、大変あのすばらしい温泉をですね、いつもPRしとらつとですけれども、温泉も来ておりますので、温泉なんかで汗でも流してもらおう。シャワーじゃなくてですね、水浴びでも結構ですけど。そうしていただければ、別に更衣室、シャワー室は

要らないのじゃないかというようなこともあります。そして、今まで33年ぐらいなつとりますということでございますけれども、今まで33年、更衣室とか、シャワー室は余り要求されなかったと思います。今からですね、ペーロンでやっぞということになれば、金をかけないかん。本当に、本当に要るのかどうかですね。

それから今回ですね、課長始め、いろいろ今回の説明もありましたけれども、シロアリの問題が出ておりました。シロアリですね、シロアリが食うやっかと。これはもう一番手っ取り早かとは、管理責任が、管理が悪かけんがシロアリに食わせとつとやっかつたて、私は思いますけれども、しかし食うてしもたら何にもならん。このシロアリ対策としてですね、基礎高160センチのコンクリート基礎の上に建てるというような感じだと思いますけれども、シロアリはですね、コンクリートの中には入らんとかどうか。コンクリートをつたわって登っていかんとかどうか。私は、シロアリはコンクールでも何でもつたわって行くと思います。そして、今回は160センチの基礎をしてあるからいらんとぞというような回答がございましたけれども、本当にそうなのかどうか。もしそうでなかったならば、全く同じような形で、また、後30年したら同じように食いつぶす。そういうことになりますね。

それからもう1点、ちょっと小屋組み部分がちょっと私なりに考えますと、ちょっと不十分じゃないかなというふうな気がしました。それでもし、シャッター等が壊れて、台風等のときにそこに空気が入ってならば、もしかして屋根あたりが吹き飛ばようなこともありはしないだろうかと。これまで現地を調査させていただいたことから見ると、シャッターも錆くれてしもてですね。もうそれは見るだんじゃなかごたつですよ。いつ壊れてもおかしくない。私たちもシャッターを使つとる倉庫なんかがありますけれども、台風のときは必ず、トラックを前に置いて風が当たらんごとしたりですね、あるいは、そこにですね、重石を置いたりして、シャッターは万全じゃなかですから、そういったことでして、中にもかんぬきをはめて止めたりはしますけれども、そこまで管理はどなたがなされるのか。もしそれが外れて、飛んで周囲の船とか、あるいは、人間とかですね、車あたりに被害がでた場合、そういったことはどうなるのか、そこら辺を合わせて伺いたいと思います。

それから39ページ、土木総務費の関係のこれも電子入札システム導入委託料が250万円。これを導入せんばならんとか。これは初めてですかね、そこら辺の説明をお願いします。

48ページですね。まず社会教育費の中の18負担金の40万円ですけれども、伝統文化団体支援事業補助金が出ております。伝統文化団体というのはどういったものがあるか教えてください。

それから、温泉プールの関係でございます。

この件についてもですね、先の議会で附帯決議で、議員の中で決議をいただいて、町の方に、教育委員会の方に文書が参っとなじやなかろうかなと思っております。

その中の条件としてですね、まず1点目ですね、施行箇所は応急処置程度として、破損個所の修繕のみとする。それから、利用実績を精査し収支、経費等を視野に入れ、存続の検討を早急に行うこと等のことで条件が付いております。そこら辺ですね、どのように検討されたのかどうか。特に、利用実績を精査し収支、経費等を視野に入れるということが入っております。これは、今後、そのプールをどのように存続させるのか。今回、どこまで金をかけたがよいのかというようなことを、そこら辺を下さいというところだったです。私はそう解釈しております。そこら辺をお尋ねします。

そして、今後のですね、見通しとしてですね、一般の方のですね、子どもさんたちだけじゃなくてですね、私は小・中学校がですね、温泉プールを活用するのは反対でございますので、一般の方の過去5年間の入館料の実績を教えてください。

それから50ページ、農業用施設災害復旧工事の査定設計書が25万円組んであります。25万円ぐらいのデータですね、何箇所かあつとじゃなかったと思いますが、組んでありますけれども、箇所数と状況を教えてください。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） まず1点目のですね、配付させていただいた資料です。これは、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用した事業の一覧でございます、今年度の当初予算から、今回の補正予算まで加えた分、全てをここに計上しております。今回の補正予算分についてはですね……。

○5番（松本良人君） 全部。

○企画政策課長（宮崎良成君） 合計額でよろしいですか。合計額はですね、一番最後のページ、10/10のページの資料①+資料②総計のそのですね、臨時交付金の額ですね、1億9,571万4,000円というのが、今まで、この補正予算を加えた臨時交付金を活用した金額でございます。以上です。

○5番（松本良人君） どこに書いてあつと。

○企画政策課長（宮崎良成君） 一番最後のページ、10/10ですね、一番下に書いてあります。一番最後のページです。その下から2段目に、臨時交付金っていうのがあると思います。その金額ですね、1億9,571万4,000円というのが、今回9月補正までを含めた全ての臨時交付金の額でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 21ページの入札資格申請書受付システム導入委託料及

び利用料でございます。町におきましては、2年に一度の指名願の受付を行っております。令和3年度が880社の受付を行っております。今回、新型コロナウイルスの総合交付金を活用いたしまして、職員の負担、事務の負担軽減、1カ月程度受付を行いますので、その分の軽減、あと書庫の方にたくさん書類が嵩張っておりますので、書庫の整理にもなります。デジタル化も町としても進めておりますので、この機会に、入札資格審査の受付を電算システムの方で導入したいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 21ページの中のホームページの作成委託料ですけれども、先程の高戸議員の質問と大分かぶる部分がございますので、回答の方、一部割愛をさせていただきますけれども、ホームページ作成そのものはですね、つくろうと思えば、私だってできます。ここにいらっしゃる皆さん、どなたでもできると思います。

ただ、問題はその出来栄がどうなるかというものです。例えて言いますと、皆さん、どなたでもですね、歌を歌って、CD出そうと思えば出せると思います。ただ、それが売れるかどうかはまた別の問題だと思います。1年、2年ですね、練習して歌が上手になったからといって、そのCDが売れるかどうかはまた別の問題になりますので、そこは売れるものをつくるというのと同じ考え方ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 21ページの土地の分筆測量委託料の内訳ですけれども、これは226平方メートルの災害現場についての分筆測量でございます。

これにつきましてはですね、自分たちでできないかっていうところの質問もございましたけれども、これについては、やはり測量士または土地家屋調査士という資格を持っている人はまずいません。苓北町の方にいません。そういう分筆の中で測量自体はできるんですけども、そういった部分をするのができないということと、あと機材、これをつくるのにはやはりソフトが必要でございますので、そのソフトを維持管理していくという費用等考えると、こう言った委託業務で実施していくことが良いかと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） では22ページの申請管理システム導入・ネットワーク構築委託料についてでございますけれども、こちらはですね、国がですね、マイナンバーカードを普及させるとともに、マイナンバーカードを活用して、役場に行

かなくてもスマホなど、インターネットを通じていろいろ申請ができるようにしようというふうなことを国が進めておりまして、その対象となる手続きってというのは、例えば児童手当の現況届であったり、介護保険の被保険者証の再交付申請など、全部で今27の手続きが、現時点ですけれどもできるようになっております。

その手続きをするに当たっては、住民の皆さんはインターネットを使って、申請をすることになりますけれども、役場の住民基本台帳であったり、税だったり、介護だったりというシステムというのは、インターネットにつなぐことが絶対できませんで、その間をつなぐためにはどうしても、機械であったり、そういう安全装置でいうものを導入する必要があると思いますので、その機械代とか安全装置を入れるための費用、それとあとそれを、どうしてもやはり設定してもらう必要がありますので、こちらはさすがに専門の方でないと難しいものがありますので、委託という形で出すことにしてさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） コロナ感染の方でご質問でございましたけども、町職員が感染した場合は、ホームページ等で公表することにしておりまして、町長名で議長宛てに、職員の感染の報告をさせていただいたところでございます。

それと、町職員が業務する際にですね、近くの席にいた職員が、マスクを外して町職員が、感染した職員と15分以上話した場合が、濃厚接触者というところになりますので、今回の役場職員が業務する際には、マスク着用のまま業務をしておりますので、濃厚接触者はいないというところでございます。

あと、コロナの消毒についてでございますが、当初、感染者が少ない場合のときにはですね、天草保健所の職員が感染者宅を訪問いたしまして、そこで消毒の仕方、指導等を行っておられましたが、現在は、感染者が多くなりましたので、天草保健所の職員の手が回らずですね、現在は、感染者と電話のやりとりによりまして、消毒の仕方、指導の連絡をされているようでございます。と、消毒につきましては、当然、感染者ご本人が、あとは家族の皆様で実施をしていただくということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 34ページが一番上ですね、農業委員会費の情報通信回線使用料、それからタブレット保険料ですが、これは農業委員会の方で農地パトロールを行ってその結果ですとか、意向把握をしたその情報をタブレットに入力して、それを目標地図の作成ですとか、それから農地の集約化に役立てるという、そのタブレットを国の補助でですね、タブレット本体は国の補助で5台導入をするんですけども、それは本体そのものは国の補助ですけども、その回線使用料ですとか、この保険ちゅうのがちょっと国から出ないということですので、町の負担になるということで、ここに9

万4,000円、10万3,000円それぞれ計上させていただいております。

次に、35ページの都呂々ダム共同管理費負担金がですね、減額になっているという部分ですけども、これは共同管理費のですね、負担割合に基づいて水道分とそれから灌漑分と言いますか、農業分の負担、農業分はちなみに2.7%ということですけども、当初予算を組みますときには、その年度を今4年度から見ると前年度ですね、そこがちょっと見込みで計算をしてありますので、それが精算と言いますか、確定をして、数字が固まったときに減額、要するに共同管理費が見込みよりも安く済んだということで負担金も減額になるものでございます。

次に、37ページの負担金補助及び交付金の中の漁業燃油価格高騰対策事業補助金ですけども、これは今回の議会ですね、一般質問の中で田嶋議員のご質問のお答えの中にもあったんですけども、漁業に対してはここに載ってます。補助金ということで、漁船用の燃油の直近2年間の価格が上昇した分、具体的には、1リットル当たり29円なんですけども、それを支援する。これが漁業者に対する物価高騰の支援で、農業に対してはですね、34ページ、すいません、35ページの一番上に記載してあります農業資材価格等高騰対策事業補助金、これが農業者に対しての支援はこれでありまして、これは経営耕地面積が30アール以上の農業経営体に対しまして、10アール当たり1,000円を支給する、補助ということですね。

漁業者に対しては、最初にご説明した37ページの分、農業者に対しては、そのあとご説明しました35ページの分ですね、それぞれ計上をしております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 38ページです。ペーロン船格納庫についての質問、5点ほどご質問いただきましたので、まず、今後の見通しということが、まず1点目で、残念ながらですね、コロナの影響で、3年ほどじゃと祭のペーロン大会等、開催できておりませんが、伝統文化をですね、継承するためにも、ペーロン大会は継承していくということとっております。ただし、大会につきまして、開催方等につきましては、じゃと祭の実行委員会等で検討していただくことになると思います。

今後ですね、せっかくつくりますので、利用者を拡大していく必要がございます。そのためには、天草教育旅行の受入れ協議会という中にですね、町のこのペーロン施設のペーロン大会等を通じて、修学旅行の受入れ体制に向けた旅行者へのアプローチをまず行っていきたいと思っております。

そのほかに、あまくさ苓北観光協会のホームページが、昨年度新設されましたので、その中にですね、ペーロン協議会で協議をしまして、ペーロン大会の受付サイト等も併せて検討していきたいと思っております。

まずはですね、町内の各小・中学校、伝統文化をですね、ペーロンを継承していくた

めにと、あと生徒さん、児童さんのですね、郷土愛を醸成するためにも、町内の各小・中学校とですね、連携をして、ペーロン体験を通じてそのようなところの郷土愛の醸成というふうなところにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、先般の6月10日の議会の折にですね、苓北中学校の1年生につきましては、ペーロン体験を実施しております。で、学校の方からはですね、地域の宝として大切に育てていることへの感謝をしているというふうな旨のですね、そういったお言葉もペーロンの協会の方にもいただいておりますので、児童・生徒数が減少する中で、そのようなことですね、つくった後は、この施設をどのように利活用していくかというふうなところが重要になるというふうに思っております。

そのようなところで、今後の利活用に努めてまいりたいと思います。

次に、より安価でということでございましたので、今回33年ほど経ちまして、いわゆるその内壁がありましたので、その辺のところも、より安くということで協議をしまして、内壁の方は今回、貼らずにですね、内壁を貼らないことで、湿気等もそこにこもらないというふうな構造にもなりますので、その辺のところ、より安価なところで計画しておりますけれども、昨今ですね、資材高騰物価上昇によりですね、いくらかの価格が上がっておりますので、今回の予算となっております。

またあと、シャワー室と更衣室は要らないのではないかと、老人福祉センターを利用したらどうかということでございますけれども、先程、申し上げた小・中学生の体験等も含めてですね、苓北以外の類似施設にはシャワー室、更衣室は必ず要するというふうなところで、どここのところも完備してあります。今までなかったもので、仕方なく皆さんがご利用できなかったというふうなところもございまして、ペーロン協会の方からは以前から、そういったところで、更衣室、シャワー室をつくっていただきたいというふうなところのお話がありましたので、そこは商工観光課としてはそのような形で整理をしておりました。で、今後ですね、団体がみえられたときに、前みたいに、みんな一緒にですね、男子も女子も一緒に浴室に入るというふうなところでは、今の社会の環境の変化によってですね、それぞれ個室でのやっぱシャワーとかがやっぱ望まれておりますので、その辺も含めて、更衣室、シャワー室を併せて整備したいというふうに思っております。

あと次、シロアリですけれども、シロアリがコンクリート中にも入るんじゃないかということですが、私もそのように理解しております。で今回、シロアリというのは、私よりも松本議員の方がもう重々ご専門であられるかと思いますけど、湿気を好むということで、今回も基礎のところにやっぱり湿度が、湿気がたまって、そこから食害に影響するということもございますので、今回は先程申し上げましたとおり、内壁はなくして、コンクリートを上げることによって、基礎高をですね、上げることによって、

湿気を好まないような環境の構造物をということで協議をして行っております。

最後に、シャッター等が壊れてですね、空気が入って、空気が煽ってですね、施設の中等で飛散が起こらないようにというふうな、ご心配いただくようなご意見でございましたので、この点につきましては、強風等でですね、シャッター等が煽って、そのようなことにならないように管理をですね、きちっとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 39ページの委託料の電子入札システムの導入の説明をというところでございます。これにつきましては、熊本県が整備した電子入札のシステムでございまして、現在これ、平成17年から熊本県が全市町導入を想定したシステムを導入されております。今のところですね、28の市町が参加をされているところなんですけれども、それを今回導入するっていうところで、この導入をした効果につきましてはですね、やはり指名された業者さんがですね、役場の方に設計書を1回閲覧にこられたり、また、入札会にはまた役場の中に、来ていただいて、入札会に参加していただく、また職員と今度はその入札業者が交わりますので、そういった業者さんのですね、感染防止っていうところで今回、新型コロナウイルス感染防止対策事業の対策として、導入を図っていることになっております。また本年度ですね、1件はコロナウイルス感染されて、入札辞退をされた業者さんもいらっしゃいます。

併せて、この導入の効果なんですけれども、発注者からですね、見ましたら、まず迅速な情報公開ができます。それとやはり業務がですね、3人で立ち会ったり、入札責任者が立ち会ったりということでそういった労務の軽減効果があります。

また併せて、これ熊本県と同じシステムを利用しておりますので、コストの削減が図られたり、あとは不正のですね、行為の防止効果がございます。また受注者からにおいてはですね、入札参加のコスト、例えば、熊本から往復で1日、それを2回来られたりする分についてはやはり燃料費等とかですね、人件費、そういった部分のコスト軽減にもなります。住民側から見ました場合につきましては、入札という契約に関する情報をですね、ネット上から見れるっていうことになりますので、その効果がございます。

これは、熊本県が共同しているシステムを導入するということで、今回、このようなことで予算を計上させていただきました。併せて、昨年は57件の入札がありまして、その入札が、今回の効果を、費用の計算をしました結果ですね、210万円ぐらい業者さんがですね、油を使っているいろいろされたり、町の職員の労務削減とかを考えた場合は、210万円ぐらいの効果があるっていうことと、試算を想定した中で今回予算に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 松本議員からの伝統文化団体とはという質問でしたけれども、これにつきましては、地域で存続してきております伝統文化の継承をされている団体、例えば、祭りの継承…。

○5番（松本良人君） はっきり言うてくれんか。

○教育課長（西川文孝君） 伝統文化のですね、継承をされている団体ですね。で、地域のコミュニティを維持するために、伝統文化の継承をされている団体ということで、祭り、郷土芸能のですね、

○5番（松本良人君） 箇所ば言えばよかじゃかね。箇所ば。

○教育課長（西川文孝君） 予算はですね、上津深江のですね、祭りの行列の団体になります。上津深江区議会…。

○5番（松本良人君） 裸祭りですかね。

○教育課長（西川文孝君） 裸祭りではありません。通常の祭りの行列のみこしと行列ですね、地域の祭りをですね、保存、継承されている団体へのということで郷土芸能団体となっております。

あと48ページの、温泉プールの件ですけれども、温泉プールにつきましては、議会からのですね、附帯決議を受けまして、今回、工種の変更等によりまして、減額のですね、努力もしておりますことを申し添えておきます。

温泉プールのですね、利用者ですけれども、手元にある資料ではですね、令和3年度が2万460人、令和2年度が2万1,786人、令和元年度が2万6,175人と…。

○5番（松本良人君） もう一回言うてくれんかな。5年前から。5年間と言うたもね。

○教育課長（西川文孝君） 資料でまず令和3年度からいきます。2万460人。令和2年度が2万1,786人、令和元年度が2万6,175人、平成30年度が1万1,851人、平成29年度が2万6,007人という状況です。

温泉プールにつきましては、このように健康づくりですね、なくてはならない施設ということですので、引き続き、継続をですね、して、今回改修工事費を予算計上しているところです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 50ページ、農業用施設災害復旧費の査定設計委託料25万円ですけれども、これは1件分になります。都呂々の松野のですね、字稗の迫というところなんですけれども。

○5番（松本良人君） 工種は。

○農林水産課長（松井徹也君） 工種は、畑の復旧ですね。今から設計ですので、工種は、まだはっきりわかりませんが。7月の雨で崩れまして、この予算が通りましたらですね、設計をお願いするんですけど、議員がおっしゃる、職員でできないのかというところがありますけども、私が今ちょっとぱっと考える中では、ちょっとなかなかですね、査定設計を、査定用の設計書っちゃうのは厳しいのかなというふうに、今思うんですけども、ちょっと課内でですね、担当者を含めまして、自分たちで何とかできないのかというところは、研究はしてみたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず21ページですね、電算関係、特に室長から強く言われましたけれども、文書広報費のホームページ云々の、これは毎年ですかねえ、630万円。お宅たちの給料は何人でいくらですかね。この小さな町ですよ、今後ずっとこの問題抱えていかんばんとですよ、この問題。今、苓北町は救われとつとでしょう。ほとんどの事業がコロナ関係で、国費をいただいて、国費で支払いをされとる。おおよそ、近隣の市町並みに苓北町はもらってきたんじゃないかなろうかなと、コロナで。そういった中にですよ、しきらんけん、格好ん悪かけん、上手にしきらんけん、私もしいきらんばってん、それ以上のことはしいきらんけん、業者に頼みますと。業者以上にしきるごて努力すつとが当たり前じゃなかですか、担当になった人は。私はそう思うんですよ。公務員ですから、役場の職員ですから。なんもかんもしきらんけん、しきらんけんて、システム、システムってずっと頼みよれば、人間はいらんごてなるばってん、頭数だけは揃えとかんばん。役場の中で何もしきらんごてなったって、なってしまわんですかね。私はそう思いますよ。せつかく今回、町長の肝いりで、デジタル対策室をつくってくれたっでしょう。その人たちが一生懸命なって、こういったできるところからず一つと巻き込んでいって、窓口、税務、それから農林、土木。我々がもうするごてなるけん。もうせんちゃよかばいって。そういうことになるように今回、デジタル対策室なんかつくらしたっじゃなかつですかね。しきらんとならば、私が代わってそこに座ったっちゃ良かつすばい。しきらんけん、業者頼むけん。私はそがんよんにゆ月給なんかいらんですよ。1日3,000円ばっかいくれろば。そういうことになっですよ、全て。私はそう思います。町長、後で回答ください。

このシステムの導入関係は、全て私はそう思います。

この次の22ページもですよ、県がどうのこうの、あるいは入力ができないとかですね、あるいは県がつくったからつくとか、県がつくったなら、うちはそがんとはしきらんけん、うちだけ特別枠ばつくってくださいって言えばよかやっかな。私なら言いますよ。それだけの財政力がなかって、6,000人ぐらいしかおらん苓北町で、これだけですね、負担は抱えきらんて。今はコロナでですね、ここら辺の部分は、支払いでき

るかもしれんばってん、コロナが無かごてなれば、それは単独ですよ。きれいな単独費。そこら辺ですね、もうちょっと努力してください。私はそう思いますよ。もうここら辺は回答いりません。しきらんとじゃろけんか。

それからコロナのですね、この通知文、マスクかけてしとったから、濃厚接触者じゃなかというような言い方をされたですけれども、ここに、下ん方に書いとってください。マスクした方は、濃厚接触者には当たりませんで。ほんならこういったことをですね、役場の職員だから、言われるかもしれませんが、一般の方がマスクしとる、マスクしとらんって言われますか。もう少しですね、丁寧なやり方をしてください。マスクせんでも、今、うちの局長は、発言した度にですね、机ば拭いて回りよるですよ。飲食店でもそうですよ。食べた後はですね。従業員の方が来て、アルコールできれいに拭いて、はいどうぞと言わっですよ。マスクはめとけばそがんとはいらんじゃなかですか。私これ前からおかしかったですよ、役場職員は別室で1人ずつ仕事しよっちゃろかいと。そういった考え方やっけん苓北町は、増ゆっとじゃなかですか。いつも言うばってん。これは本当は、まちょっとですね、丁寧な書き方が必要じゃなかろうかと思いますが、議長、ひとつここら辺はクレームをつけていただきたい。これではわかりません。マスクをつけとるもんは、濃厚接触には当たらんというのであればここに書いてもろて。通用せんでしょ、これは。

それから感染者の家屋等の消毒。これについてお尋ねしましたけれども、大変ですよ。保健所がしきらんなら、もう町がせにやいかんとじゃなかですか。保健所に代わって。最初のうちは保健所が来よったばってん、もう感染者が増えたけん、保健所がしきらんけん、もうせんとですばい。罹った人が我がでって、しきるわけなかでしょう。そこら辺のこういった安易な考え方でですね、本当に今後、コロナの感染拡大を受けきっすかね。もう何回も言うですばってん、局長は、私が1回行ったたんびに拭きよっとですばい。私は菌は持っとらんかもしれん。町長も菌は持っとらんかもしれん。持っとらんでも拭きよっとですよ。それを感染者が良うなったけんって、家全体ばですよ。高齢者の方もおいでと思いますよ。就労世帯、2人世帯の方もおいでと思いますよ。それを我がでせろって、消毒も買うてせろって。そんな言い方がありますか。

おまけに業者の行動をストップしておるので、消毒薬あたりも買いきだけの能力のなか方もおいでですよ。この前も申し上げましたけれども、日給月給の方が休んどけば、費用にならんとやんないて。そういった方いっぱいですよ。年金暮らし、6万5,000円の年金で食いよっとやんないと。

もう少しですね、町の状態を考えてください。今の町の状況を。もちょっと出歩いて。私はもう苓北町の町民の方はかわいそうだと思いますよ。お願いします。

このタブレットの保険料はタブレット本体に災害用にかくっとですか、壊れたときと

か何かに。そこんにきがわからん。通信料は関係なかったとばってん。保険料はどういったもんかというのを聞いたんです。要するにタブレットが壊れたときの保険料、普通の自動車保険と一緒に。はい、わかりました。

それから、ダムの共同管理関係、私、水のかわりが安なったっじゃなかろうかなって私が勘違いしたもんじゃっけん。私今までずっとですね、町長にお願いして、もう、都呂々ダムはそんな錢儲けよっとやっけん、まちっと安してよかつじゃなかつかというようなことを言いよったんですけれども、その関係じゃなかつですか。町長、一生懸命で頑張っていたいたとそういう関係でか、もしよかったらそこら辺もですね、安なったけんですね、これ良かよって思たっですね、はっきり言うてから。

それから、燃料関係ですけれども、これですね、漁業者にですね170万円ぐらい、農業者にはですね、もうちょっとよんにゆくれらすごて、前もちょっとありますということだったんですけれども、頑張ってください。というのは、漁業者の方には軽油免税何かがあるわけですよ。農業用にはですね、申請したらありますけれども、軽油です、仕事行きよらす方はあんまりおられんと思うとですよ。個人、個人でせんばんから。漁業は漁協が一括してやりますのでね、良かですけれども。そこら辺もありますので、3反どうのこのじゃなくて、例えば、農協からそういった目的で、JAのスタンドから買うたならば、その量を足し合わせて、いくらぐらいやるとかいうてですね、やっぱり大きなところよりも小さな農業経営の方がきつかとですよ。そこら辺もしよかったらぜひ今後検討してください。

それから、ペーロン格納庫でございますけれども、38ページ、この見通しとかはつきりせんですよ。それから更衣室もシャワー室なんかが要る、要らんは、ようわからんとですよ。私も何回かですね、ペーロン大会に漕ぎ手として出たことがあつとですよ。わっかときに。もう汗じゅっくりなつとてですね。シャワー室に行つて、シャワー浴びて着替えるだんじゃなかつですよ。汗じゅっくりなつて。もう早よ帰つてから、ビールどん飲もかいなんか、そっちが早かつたですよ、私の場合。

本当にこのシャワー室が要るかどうか。もし要るとすればですよ、例えば、麟泉運動公園、サッカーの方たちがして、汗じゅっくりなつて、そっちの方が私は要つとじゃなかろうかと思ひますよ。ペーロンよりも。ペーロンは、はなから濡るつてわかつとりますからね。かぶりますから。あるいは坂瀬川のグラウンド。そこら辺の方が、シャワー施設、更衣施設は要つとじゃなかろうかなと思ひます。それから、使用頻度はそっちの方がようけ使うと思ひますよ。この前の実績では、結構毎日使うぐらいのあれが出とつたごたつたですけれどもですね、あのすばらしいグラウンドにですね、サッカーしに来とつた人たちが、帰りにはですね、着替えてゆつくり、どっかで飯どん食ていくというやり方が、私は当然じゃなかろうかと思ひますけれども、ちょっとそこら辺ですね、

もう1回ですね、このシャワー室と更衣室関係、この施設がなくなれば、建築費っちゅうのは相当安なつですよ。これがこれだけある限り、あるために、結構かかるといいますよ。水処理の問題から入ります。それから横が広がりますので、それだけ計算と何かの、もう大きくなると思いますよ、高さの関係とか何かでですね。建築費は相当下がるんじゃないかなと、私は、私なりに思います。

そこら辺をですね、やっぱり再度検討する、もうこれはもしさっとなら私は反対しようと思いますけれども、そこら辺を検討するということであれば反対しませんよ。

この問題はですね、今までなかった分はですね、私は衰退しよっとじゃなかかと思うもんですから、なかった分をつくるというのには問題があつとじゃなかろうかな。私は思います。

それから、シロアリをですね、今後はですね、特に用心して、今後はな。1メートル60ぐらいしとってもシロアリはですね、シャッターの間ぐらいに、道つくって登つてですから。どっからでん、行くとですけんか。これでも、私は万全じゃなかと 생각합니다。私先程そこら辺で会ったので、非木造にした方が良うなかるかいと言うたですけれども、価格が大分高くなつとですばいということでしたので、その部分については言いませんけれども、私もこの非木造の方がいいと思いますけれどもですね。

そこら辺どうお考えになるか、もう1回聞きます。

この39ページですね、電子入力システム、これ導入しても良かと思いますよ。コロナでタダみたいなものですから。今つくれば。今つくれば、コロナで金もらうだけ。国県支出金が2百何十万円になっておりますので。今後はずーっと金の要つとでしよ。そしてですね、入札をですたい、来てもろて入札させてよかじゃなかですか。現場説明どもしてですたい。そして土木管理課の組とですよ、あるいはほかの方と名刺でのやりとりをして、そして和気あいあい、取ってください、取りました、ありがとうございましたって、今後よろしくお願ひします。そつで良かやかですか。こん電子入力システムを導入すれば、顔は見えんごてすつとでしよ。入札さるつてこととでしよもん。こん細か町ですよ。もうそがん太か事業はなかでしよもん。そがんと要るもんですか。

たまにはですね、業者さんと和気あいあいですね、顔どん見るごてしとかんば。あそこは増えたぞとか、そういった情報をやっぱり聞いてですね、ああそうなって言うて、そんならしてくださせ。単独でよかですか。と言うぐらいの和気あいあいで良かと私は思うとですよ。お宅たちが回りもせえでんおつてから、1週間に1回、回りよつていうことで、この前、町長から報告あつたですけれども、林道なんかはもういっちょん回つてなかですよ。林道がうっ壊れつとつとなら、そんならはねてくれんかつて、人夫1人分ぐらいでよかじゃかつていうぐらいでよかつじゃなかつかと思うとですよ。そういったことをやっぱりこう小さい町ですので、お互いに支え合いながらいかんばいかとじ

やなかろうかと思うですよ。形ばっかり。きれいに作りきらんから。きれいに作りきらん。あるいは、入札も、入札に来んときは、失格すればよかったですよ。こらっとじゃっけん、取ろうと思うところは。ほんで今後は検討してください。これはもう要りませんので、回答は。

プールですね。プールの関係、聞いたかな。すいません。

査定設計書の関係。査定設計書、こまかとの工事だと思いますけれども、25万円組んでありますけれども、どなたかに練習させなっせ。設計ぐらいですね。そして、もう今後は外注せんごてした方が良うなかですか。全部外注でしょ。全部、役場職員が技術力不足になってしまうでしょう。頭でっかちになってしまうて。自分で設計して、自分で査定、査定設計書をつくって、そして自分で査定を受けて、それで自分で実績積んで、自分も一緒に現場に立ち会ってきてみんですか。この現場というのはそうなかわいくなつとですよ、役場職員一人ひとりが。そういう点は今全くなかでしょう。私はそういう雰囲気をやっぱり今後はつくっていかなばんとじゃなかろうかと思いますよ。この小さか町がですたい、熊本県がしよるけんって、県と対等に考えとったっちゃどがんすつですか。県がしよるけん、すつとですか。私はそう思います。今後は頑張ってください。この件について。

それからもう1点ですね、すいません、総務課の言い忘れとったんですけれども、このKDD跡地の問題。浜口議員から良い意見が出たと思うとですよ。少しでも雨漏りしたら、相当、鉄筋コンクリートの中の鉄筋がやられてれば噴き出してしまいますからね、膨れて。今んうちやっぱ漏れんようにしとかならんとですけれども、もったいないのは、サッシですよ。サッシあたりも取り替えることになつとったですけれども、多分、上等のサッシを使つてあるはずですよ。KDDですから、金持つとったですけんね。サッシは上手に使えば、半永久的に使えらるわけですので、そこら辺はですね、防水処理なんかもできますので、こすつて防水すれば全く同じようになりますので、そういったことで金を浮かせてですね、そっちのほうに回すという手立てもありますので、そこら辺をですね、やっぱ考えてみてください。私はそう思います。

それからやっぱり、数がですね、2万600名ぐらい一番新しいので、これは365日を260日ぐらいで割ってみてください。1日何人ですか。1日。健康づくりで1日。私、健康体操すれば1日15人ぐらい来らつですよ。1カ月に2万人来るっちゅうならおおよそわかっですけれども、1年ですよ。少ないと思いませんか。延べでしょう、これは。これで堂々とですね、健康づくりのどうのこうの、健康のためにつて言いよる。要は、この前お尋ねしたときに、パス券を持つとらす、年間契約してるつていうのが83名か4名ぐらいだったと思います。この方たちが1カ月に10回来て800、1年来て8,000になつとです。10回来てですよ。1年の分のパス券を買うとられる方が。

要するに80名程度の方のために、何千万円という金をかけるわけでしょ。もったいないと思いませんか。もう1回そこら辺は考えてみてください。

そして、最後に申し上げますけれども、今回、私は委員長として、この調査報告書ですね、それを議会に提出して、納得を得ていただいて、それから、附帯決議もここでやっていただいてそれを全く無視でしょ。私たちに言う答弁の中では、どこどこから陳情書が出ております。陳情書が出ておりましたからしました。

私は、浜口議員のおっしゃった、議員のおっしゃったのに全く同感です。全く議会の軽視です。我々は少なくとも、やはり町民の方々からも、何人かから依頼を受けて、町を監督しとつとですよ。それをですね、保育園から要望がありましたというような、今後そういった言い方やめてください。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） コロナ感染者宅の消毒の件でございますが、私の説明が悪かったのかなと思ひまして、改めて申し上げます。

結論といたしましては、コロナ感染者の住宅の消毒につきましては、当初から、感染者本人あるいはご家族等で実施をしてもらうことになります。天草保健所職員の方が出向いておられたのは、感染者が少なかったため、直接現場にて、消毒する箇所を指示されておりましたが、今は、感染者が多くなりましたので、電話等のやりとりで、消毒の仕方を口頭でおっしゃっているというところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、今あつとば言えって言うのとつとやかっですよ。そういった事業は町民の方のためならんけん、もちつと町が、もちつと町がな、援助をする必要があつとじゃなかろかなと。町が援助をする必要があつとじゃなかか、金銭面から何から、そういったことを言いよつとに、現状はさっき聞いたやかですか。そういったことやつけん、町は進展せんとですよ。言い訳ばつかでしょ。

今後どうするかというのを聞きよつとやつけん、ここでは今後どうするかとしか聞かんですよ。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 天草保健所は、感染者がどなたなのかご存じなので、連絡をされて消毒の仕方を電話で説明をされております。

私たちの方にですね、町の方に、感染者の方がどうしても消毒できないということで申し出がございましたら、私たちも出向いて、その点の実施には協力したいと考えております。ですから、感染者がわからない状況でございますので申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） ここで、3時5分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質疑を続けます。ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 私も5点ほど、質問をいたしたいと思います。

まず1点、20ページです。町債の関係ですけれども、農林水産業債の水産業債2,200万円、消防債という中で緊急防災・減災事業債が4,500万円ありますけれども、これ多分、漁港建設費の6,700万円の事業の財源かなとは思ったんですが、東目線の舗装工事にも、この緊急防災・減災事業費というのが充たるものなのかどうかというのがちょっと、教えていただきたいと思います。あそこの臨港道路そのものが、減災・防災事業債で今までやってきた事業であるならば、その延長線上というのがわかるんですけれども、その辺りのいきさつがよくわかりません。それと、水産業債の緊急自然災害防止対策事業債を充てる事業というのがどういうものなのかを教えていただきたいと思います。

次に27ページ、福祉施設等感染対応緊急支援金50万円。これの内容とできれば、施設名が、補助金ですから個人事業、個人名じゃないから、これがわかれば、どのような観点で支援金を出すようになったのか。

それと次が31ページ、ここの予防費の中の需用費、消耗品費251万円。これは、さきほど抗原検査キットの購入費というような説明がこれにあったかと思います。どのような抗原検査キットを購入されるのか、またその個数、それとどのようなところに配布予定なのかについてお聞きいたしたいと思います。

それとペーロン船格納庫改築工事、先程いろいろと質問があっておりました。私もですね、建設経済環境常任委員会の方に副委員長としておりましたけれども、浜口議員、松本議員のおっしゃることはもっともだとやっぱ思います。

やっぱり議会からの意見書が出てる中であって、すぐ9月議会に補正予算と、やっぱりよっぽどせっぱ詰まった状況がペーロン倉庫にあるんだということで、今回、予算化をされたんだと思います。

確かに前々回だったかな、私もあのペーロン大会に出たときですね、重いペーロン船をですね、出し入れするというのが非常に大変な作業でした。やっぱり今まで事故がなかったことがですね、幸いだったと思いますが、ここ2年ほどやっぱりペーロン大会やってないという中であって、やっぱり事故が一番心配ですね、やっぱあの重いペーロ

ン船の下敷きになったりとか、骨折したりとかいうことは非常に心配なもので、ですからやっぱりいち早く、やっぱり機械を使って、ペーロンを上げたり、下げたりっていうような機能をやっぱりそこに持っていかにやいかん。

前回も見に行ったときも、ペーロン倉庫はもういっぱいになってましてですね、船と船の間にも、やっぱりいろんなものが置いてあると、あれはもう実状的に仕方がないと。

今回、倉庫、また横に収納できるようなスペースを設けてあるというのはやっぱり画期的なことだと私も思います。ですから、それについてはやっぱりもう少しその辺りもですね、充分説明をしながら、やっぱり私たちがわかるような形で、つくらにやいかんっていうんじゃ、そのつくらないかん理由が。だから、そういうお年寄りの方が一生懸命頑張ってる中での事故防止というのがやっぱり一番の眼目かなというふうに思いますし、やっぱり一生懸命ペーロンの協会ですか、ペーロン協会の方も、やっぱりペーロンを苓北の大きなイベントとして残したいという、強い気持ちもお持ちですのでですね、やっぱりもうつくるとなれば、やっぱりあと30年、40年は改築というのは非常に難しい話ですので、やっぱりこの際、充分検討した上で、施工にあたっていただきたいというふうに思います。

それと電子入札、39ページです。先程の説明の中で、県の電子入札システムそのものを、町の方に入れると。これはそれでは一番良いかと思います。やっぱり自分で町独自にすると、これ何百万円、下手すれば、1,000万円超えるようなシステムになると思います。ただ、一番重要なのはですね、業者の方はもうマスターされてます。ただ、職員がこのシステム自体に、対応できるのかどうか。やっぱり、県に私もいるときもですね、なかなか各課、上手下手もやっぱりどうしてもですね、習熟度が違ってきます。それも各課ごとに設計書が違ってきますから、本当に業者にですね、迷惑がかからないように。やっぱり設計者自体を電子化、電子データでもらって、それをシステム中に入れるということとやっぱり入札自体、本当に煩雑です、これは。簡単にはできないですよ、ね、机上と違う。ですから、やっぱり職員がマスターできるためには、建設技術センター等へのですね、派遣研修あたりを何人か、計画的に派遣し研修をするような形をです、ね是非組んでいただきたい。多分、建設技術センターの受け入れの方は、相談すれば、受け入れてくれるんじゃないかと思いますので、やっぱりシステム導入イコール、職員がきちんと対応できるということを、ぜひ取り組んでいただきたい。

これはもう要望です。ぜひ、そこはきちんとやっていただきたいと思いますので、ただ1つだけですね、今、県の方は予定価格を電子入札を入れるときに、予定価格だけは公表してますが、町としてもそこまで踏ん切る予定はあるのかどうか、ただ単に入札だけを入れ込むというふうにされるのか。そのあたりはちょっと教えて、わかれば、未定であれば結構です。以上、教えていただきたい。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 1 点目の起債の関係で緊急防災・減災事業債の活用
の件でございますけども、志岐漁港の臨港道路は、臨港道路等の役割と合わせてですね、
防災道路という役割も兼ねております。

今回、紺屋町避難所へのアクセスと合わせてですね、東目線の拡幅工事も含めてです
ね、実施することで防災面の充実を図るというようなことで、その合わせたところで、
緊急防災・減災事業債の活用を考えております。

農林水産業費に組んであります工事費ですね、残りの分、緊急自然災害防止対策事業
債は松原川のですね、河口の護岸の嵩上げに係る分でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課（本田 保君） 27 ページの福祉施設と感染症対応緊急支援金につい
てご説明いたします。これは新規事業でございます、目的といたしましては、新型コ
ロナウイルス感染症に係る集団感染が発生した高齢者施設または障害者福祉施設等に支
援金を交付することで、経営的な影響を軽減し、サービスの円滑の継続を図ることによ
り、利用者並びに利用者の家族等の安全安心につなげることを目的とする。

交付対象となりましたのが、本年4月以降に町内においてクラスターが発生しました
事業所となっております。この当該事業所におきましては、5月に通常行っております
デイサービスが、クラスターの発生でデイサービスの提供ができなかったために、収入
の方が大幅に減少しておりまして、これを受けまして、この支援金の制度をつくったと
ころでございます。

算定方法につきましては、町が算定しました損失額から、ほかの公的な制度より助成
金を引きまして、そこから引いた残りの5割、50万円を上限としたそういう制度で、
今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康推進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 31 ページでございます。需用費のうち消耗品費2
51万円の中に、抗原検査キットの購入費が入っておりますので、これはオミクロン株
対応ワクチン接種に係る感染予防対策として、医療用の唾液によりまして感染の判別を
するもの、抗原検査キット1,500本を購入する費用231万円です。残りの20万
円につきましては、接種券発送等の事務消耗品というところでございます。

配布につきましては、予算上はですね、すいません、オミクロン株の対応のワクチン
接種に係る分でございますので、対象者が5,700人、そのうち、当日ですね、ワク
チンを接種しに行くときに、具合が悪い方に対して検査を行うものとして、率を4分の

1を掛けたところで、1,425人分、予備ということで、1,500本の購入という積算をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 只今ご意見いただきましたように、ペーロン協会の方もですね、やっぱりこう事故を一番心配された中での今回のいろいろ構造等の計算にご協力いただいておりますので、引き続き、完成までですね、ペーロン協会の方々とちょっと協議を行いながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 39ページの電子入札システム導入委託料でございます。

総務課が指名委員会の担当でございますので、私の方から答えさせていただきます。

今回の導入にいたしましては、山口議員さんの方から職員の研修等のご指導もいただきました。土木管理課の方で主に導入いたしまして、事業課全てにわたりますので、この導入効果が出るように頑張っていきたいと考えております。

予定価格の公表につきましては、公表の方で考えて、予定をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、最初の町債の方はわかりました。ただ、過疎債もですね、去年からか、去年の4月1日から、過疎団体に指定されて、過疎債の活用されていきますけれども、やっぱり今回、今年特にハード事業が相当な金額が、過疎債を借り入れるという計画になっています。やっぱりこれまで、ずっと財源的な面ですね、良い起債がなかったということで抑えてきたものが、一気に花を開いてしまったということでですね、いろんな施設の改修が必要になったのかというふうに思います。そこはもうそういうことで、たくさん、今回改修すべき箇所があります。やっぱり事故等がないようにですね、また速やかに、できるだけ年度内に完成するような方向でぜひ皆さん、ご尽力をいただきたいというふうに思います。特に計画的にですね、過疎債も使っていけないと、やっぱり借金は借金ですから、後々、これが積み積もれば、大変なことになりますので、その辺りは財政サイドですね、充分目配りしながら、事業の採択の方は引き続き行っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に抗原検査キット、これ今度秋からオミクロン株BA5の対応ワクチンのための病院に配布するやつですか。私は今、コロナの感染者が町民の中に相当広がっております。昨日からの説明も受けてですね、もう500人近い、特に今年に入ってからですね、非常に感染者が急増してます。やっぱり近くの人たちもですね、やっぱりこういうコロナにかかってですね、いつどこで、どう感染するのかというのは、もう本当にわからない。もう風邪と同じような感じに今なってきました。

ただ問題は、その病院で治療薬をもらえない。今現在ですね。そこが問題でですね、雇いましたって自宅療養です。市販の熱冷ましとかを飲んでてもですね、治らない。そのうちに肺炎になると。この肺炎になった後が大変だというような、これ一般の人ですよ、基礎疾患がない人です。せきが止まらないからというところで、これは役場に言ってもですね、これこそ国の厚生労働省が早く医薬品を処方できるような仕組みをつくらないとだめですけども、本当に困っていらっしやいます。

ですから、そのときももう最初だけ、検査キットを陽性反応受けた後はですね、あとないもんだから、だからその家族に雇ったかどうかというのがわかんないから、あともう自分でですね、検査キットを、自分たちで守るために、食料品じゃないけれども、というようなことじゃなくてですね、やっぱり感染者が出た家庭にはですね、やっぱり家族感染が一番心配だから、やっぱりそこで何人かいればですね、せめて感染者の家族には2本ぐらい、相談があれば提供するとか、やっぱりその家族感染をいかに早く見つけて行くかというような観点がですね、必要ではないか。熊本市は希望があれば、もう薬局に行ったらもらえますよね。だから苓北町もそういうワクチンを打つときに、ちょっと問題がある人にする、これは病院で多分検査をしてくれるはずだけん。ワクチン打つ段階でどうですかっていうことをですね、聞かれますし、熱があれば、もしかしたらということで検査をしていただきますので、だからできるだけ、その感染した人の家庭に検査キットを配布するとかですね、それとか施設、保育園あたりで感染者が出たときはですね、やっぱり先生に感染してないかどうか。何かあればすぐ、いったんこの検査キットをした上で病院にPCR検査を受けに行くとか、やっぱりそういうふうな、感染予防として、防災無線で呼びかけるのは、必要だと思いますけれども、具体的にやっぱりその自分の体の状況がわかる、これはもう検査キットしかないじゃないですか。

そういう面では、ここは重点的な町として、予防対策ですね、感染防止対策ということで、やっぱり検討すべきじゃないかというふうに思います。それは、やっぱり苓北町としても、何かその特色あるような感染予防というものも打ち出す必要があるんじゃないかというふうに思います。

それと先程50万円の助成金ですね。やっぱこれは、私も指定管理者に温泉プールであるとか、温泉センターとかに、やっぱりお客さんが減ればその分補てんしても、やっぱりそういう面でもデイサービスをしていただいている。これはもう在宅の高齢者になくってはならない施設です。やっぱりそこで、どうしても感染が出てきた場合はですね、止めざるを得ない。やっぱりそうなってくると職員の給料が払えないということで、これはもう非常に私も大賛成。ですから、こういうのを待ち受け予算とかですね、もういくつか施設には、実際に発生してる施設が一箇所だけじゃないかと思います。それが集団感染まで行かなかったけれども。幸い行かなかったけれども、もしかしたら行くかも

しれないという意味でもってですね、すぐ対応できるような形で待ち受け予算という形ででもですね、ひとつじゃなくても、3つぐらい予算化するとかいうふうに、すぐ対応できますよというぐらいの気持ちを持ってですね、やっぱり予算要求をして施設の人たちも安心できるし、またそうすれば早めに、止めることができますよね、施設の方も、こういうふうなことであれば。そういう面ではぜひ頑張っていたきたい。

それと、あと先程のペーロン倉庫はわかりました。だけんやっぱりそういうふうにこれから先もやっぱり後戻りせんていいような形をぜひ取っていただいて、進めていただきたいをお願いします。

それと、電子入札システム、これは、先程申し上げたように、土木管理課が主管課になろうということかと思いますが、やっぱりほかの一番大きい土木管理課と農林水産課あたりも含めてですね、土木管理課だけじゃなくて、これはもう、職員の問題になってきますから、最後は。間違いない入札をするためには、やっぱり発注側がきちんとしとかなないと、後々相当な問題になりますから、ぜひそういう面では、職員の研修する旅費とか業務内容をですね、充分見ながら、できるだけ研修を受けるような形で進めていただきたいと思います。

あとは、以上で結構です。はい、ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 補正予算に反対の立場で意見を申し上げます。今回の反対は2件についての問題があります。

まず1点目です。款6商工費、項1商工費、目5観光費、節12委託料40万円から14の工事請負費4,400万円について反対をいたします。

先の令和4年7月5日、第4回臨時会において、所管事務調査、これ建設経済環境常任委員会結果報告を会議規則第77条の規定により議会に報告を行いました。常任委員長の間立場もありますので、要望との兼ね合いを踏まえて説明を申し上げます。

この報告の内容は次のとおりですが、関係項目のみ、抜粋して申し上げます。

まず、調査期日、令和4年6月23日木曜です。調査場所は、富岡、ペーロン船格納庫ほか8箇所、常任委員会委員、松本良人委員長、山口利生副委員長、石田みどり委員、

倉田明委員、錦戸俊春委員、浜口雅英委員。出席については、このうち、浜口雅英委員が欠席をされておりました。執行部からの出席は、商工観光課、錦戸雅志課長ほか3名、土木管理課、田尻悟課長ほか2名、農林水産課、松井徹也課長ほか5名、委員会の書記として、龍岡学事務局長。調査の方法ですが、担当課の説明を受けながら現地調査を行い、帰庁後、統括を行いました。出された意見・要望等。富岡のみを申し上げます。富岡ペーロン船格納庫のみですね。現格納庫は、強度等まだ充分対応ができるものと推測する。少子高齢化の進展により、人口が大幅に減少し、祭り等が中止、縮小せざるを得ない状況にある。今後のペーロン大会の見通し等を推測され、ペーロン船格納庫建築に係る設計に当たっては、修理、改装、改築等、より安価で、より安全性の高い格納庫となるように研究されたい。ペーロン船格納については、関係者の高齢化に伴う危険防止の観点から専門業者への委託等、考慮されて計画に臨まれたい。なお、ペーロン船への乗降に、船揚場の斜路が使われているが、滑りやすくなっている。より安全に漕ぎ手の乗降ができるための配慮が必要であると思われる。統括として、普段における建物、機器類の維持管理が不十分であり、今回の改修計画が浮上したものと思われる。今後は、維持管理を徹底されるよう望む。全体的にですが、ひいては、本町におけるすべての施設の維持管理体制の強化を強く求めるものであるという内容の調査報告書で、議会の了承を踏まえたものであったと認識しております。

今回の調査報告書は、苓北町議会、建設経済環境常任委員会としての調査結果報告であり、執行部としても重く受け止めていただくものと理解しているものでございます。

このようなことから、この報告書に求めた少子高齢化の進展による、今後のペーロン大会の見通し等の推測が、どのように行われたか。また、中1カ月で推測されたかは、まだ疑問であります。また、修理、改装、改築等、より安価で、より安全性の高い格納庫を求めた。これまで、数十年続いた大会に、今回加えられた更衣室、シャワー室等があるのか。近場に温泉付きの老人福祉センター等を活用する方法もあります。

今回、申請された改築に至る主な原因は、統括のとおりであります。担当課の説明によると、ほかにシロアリの被害が主な原因のように感じられました。今回、提案された図面と担当課の説明では、シロアリの対策として、基礎高160センチのコンクリートとなっております。シロアリは、基礎コンクリートで防げるのか疑問でございます。

今回、提案されたペーロン船格納庫改築工事は、全額借入金によるものであります。4,500万円の借り入れによる工事は慎重にやってほしいと思われま

令和4年7月5日、第4回臨時議会において、建設経済環境常任委員会の結果報告を、会議規則第77条の規定により議会報告した内容に程遠いので、この工事に反対をいたします。

また、2件目でございますが、款9教育費、項4社会教育費、目4社会教育施設費、

節 14 工事請負費 2,400 万円についても反対をします。

この工事については、令和 4 年 6 月 10 日、本会議にて附帯決議として提案をされ、採択されております。

附帯決議された内容について、提出理由についてお示しをしたいと思います。

議案第 26 号、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議。このたび提案されている議案第 26 号、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）歳出、款 9 教育費、項 4 社会教育費の補正予算額 160 万 1,000 円のうち、温泉プール改修設計委託料 104 万 1,000 円の予算執行に当たっては、下記要件に留意の上、取り組まれるよう要望する。本件は、令和 4 年 3 月議会定例会に上程されたが、施設の位置づけや補修内容等をめぐって論議がなされ、結果、当該予算の削減による修正案が可決された。再び提案という事態を招いたことについては、執行部には、事業の説明不足を含め反省の必要もあると考える次第である。

しかし、本議会に、苓北町保育所連絡協議会から、苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための要望書も出されている。子どもたちの健康と安全性を考えれば、改修の必要性も理解できる。今後、ボイラーの改修予定の説明もあったことから、最小限の予算で改修を行うべきである。よって、今後この予算執行に当たっては、下記の事項に十分留意され、取り組まれるよう、強くを求めるものである。1、施工箇所は、応急処置程度とし、破損個所の修繕のみとすること。2、カビの発生は、管理者の責任とし維持管理を適切にすること。3、利用実績を精査し、収支、経費等を視野に入れ、存続の検討を早急に行うこと。4、工事請負費については、議案提出前に十分な説明を行うこと。以上決議する。

以上のとおりでございますが、今回、提案された温泉プール改修工事費には、議会が付帯決議した案件については全く考慮されず、議会軽視も甚だしいというほかありません。また、工事費 2,400 万円は全額借入金によるものであります。

この 2 件で約 8,000 万円の借金は非常に大きい。このようなことから、ペーロン船格納庫改築工事、温泉プール改修工事に納得ができないので、今回提出された補正予算に、私は反対をいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3 番（廣田幸英君） 3 番廣田です。私は、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成の立場で討論に参加をいたします。

先程、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、広域入所となる町内の特別養護老人ホームへの簡易陰圧装置 3 台を整備する 850 万円が含まれております。簡

易陰圧装置はベッド周辺に組立て式の陰圧テントを設置しテント内の気圧を、室外よりも低くする陰圧にすることで、ウイルス等で汚染された空気を室外に逃さないように閉じ込め、高性能空気清浄機で、空気中のウイルスを処理して浄化するシステムだとの説明がございました。非常に大事な事業でございます。

また、ペーロン船格納庫改築工事費 4,400 万円、ペーロン船格納庫改築監理委託料 180 万円についても、ペーロン文化の継承、交流人口をより良い環境下でもてなすためにも必要な予算措置であります。このことをはじめとして、引き続きコロナ禍となる今、必要な補正予算となっていることを、私は思っております。

よって、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

野田謙二君。

○2 番（野田謙二君） 私も原案に賛成の立場で発言させていただきます。

反対の要件となりました、ペーロン船でございますけれども、今までのペーロン大会だけを意識してたら、無駄なお金を使えないという環境も出るだろうと思いますけれども、修学旅行とは、町外から来られる学生、その他ペーロンを体験したいという一般のお客様等も来て、これはコロナ禍が終わったっていう前提ですけれども、町の交流人口の増加、交流に来られた方々の消費っていうのを考えると、そういったサービスっていうのは絶対必要なものだと思っております。

よって私は、原案に賛成させていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○11 番（田嶋豊昭君） 令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）について、賛成の立場で討論に参加します。

町民の健康と生活を守り、励ますためには、必要な補正予算となっていることを認めます。令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

倉田明君。

○10 番（倉田 明君） 10 番、倉田です。原案に賛成です。

今回の一般会計補正予算（第 4 号）（案）の事務事業に対し、それぞれ適切なる案が

示されております。とりわけ、ペーロン船格納庫の建設については、いろいろとご意見が出されております。

この件につきましては、かねてより、ペーロン船格納庫の老朽化に伴い、建設を町当局にお願いしてまいりました。担当課、職員を始め、関係各位に熱心に取り組んでいただきましたが、財源等の都合でシロアリ被害で大きく傷んだ部分のみを、応急的に補修していただきましたが、十分な改修には至っておりません。あわせて、現在の手動ウインチによる船の格納には、多くの人員を要し、常に危険が伴っております。今回の計画では、電動ウインチを導入され、人員も大幅に縮減でき、より安全性の確保と、シャワー室などの設置、利用者の利便性が大きく図られております。

ご承知かと思いますが、苓北町でのペーロンの始まりは、1673年長崎から伝わったと言われ、近年においては、平成元年に復活し今日まで皆様方のご協力とご支援の中で、じゃっと祭ペーロン大会として続いております。その間中止となったのは、平成3年6月、雲仙普賢岳の火砕流被害のため、そして、コロナ禍による令和2年、3年、4年の4回です。今年5月、長崎から伝わった、兵庫県相生市ペーロン100回記念大会が開催され、苓北町から関係者6名行かさせていただき、また、長崎大会は開催直前、コロナ感染拡大のため、急遽中止となり、苓北選手団も参加できませんでした。相生大会の折、相生市、長崎市、両市長も最近、ペーロン人口は減少気味であるが、だからこそ伝統ある文化、祭りを後世に伝え、あわせて、地域活性化へつなげていきたいと話されておられました。全く同感であります。現在、苓北町内各地において、それぞれの行事、政も人口減少などで停滞傾向にあり、本町のじゃっと祭、またお城まつりも、厳しい中にも定着しつつありますが、どうにかして守り、育てていきたいものです。

なお、先程から、建設経済環境常任委員会の報告等もあっておりますが、私も、その委員会の1人であり、報告書に対し、委員は質疑応答が基本的にできないことになっております。その中で、委員会での十分な意見が反映されていない感があり、また、取上げられていない項目が表記されている感が私にはあります。

そういう中で、改めて、平成元年第1回大会に向け、努力された方々の志に対し、敬意を表し、伝統あるペーロン文化の伝承と地域活性化に活かしていくためにも、安全な格納庫が求められております。あわせて、各事務事業の速やかな推進を望み、よって、原案に賛成いたします。

以上。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論はありませんので、これで討論を終わります。

議案第４１号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

なお、起立されない方は反対とみなします。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第４１号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１９ 議案第４２号 令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１９、議案第４２号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第４２号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ５５万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９６万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、

６ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款２繰越金、項１、目１繰越金は、令和３年度の繰越金が確定したことにより、繰越金５５万２,０００円の減額でございます。

７ページをお願いいたします。歳出です。

款１総務費、項１、目４分収育林事業費は、ふるさとの森分収育林事業の精算が令和４年３月に終了したため、郵便切手代から補償費まで合わせて９０万６,０００円の減額です。

８ページをお願いいたします。款２諸支出金、項１、目１一般会計繰出金は、財源区分の変更です。

９ページをお願いいたします。款３予備費、項１、目１予備費は、３５万４,０００円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第43号 令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第20、議案第43号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第43号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,436万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。歳入です。

款2繰越金、項1、目1繰越金は、令和3年度の繰越金が確定したことにより、74万4,000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費、項1、目2財産管理費は、都呂々ダム公園内にある水神様階段の整備費用として、都呂々地区老人クラブ連合会への補助、都呂々財産区地域振興補助金68万4,000円の増額です。

8 ページをお願いいたします。

款 2 予備費、項 1、目 1 予備費は、6 万円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5 番（松本良人君） 7 ページでございます。都呂々財産区地域振興補助金の何件ぐらい出してあつとかな。できれば団体あたりを。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 7 ページの都呂々財産区地域振興補助金は、都呂々地区老人クラブ連合会からの 1 件だけの申請でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5 番（松本良人君） これは例の水神様関係ですかね、はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 4 3 号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 4 3 号、令和 4 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 1 議案第 4 4 号 令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 2 1、議案第 4 4 号、令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第 4 4 号、令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 3 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 億 9 0 5 万 2, 0 0 0 円とするものでござい

ます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、前年度精算に伴う保険給付費等の確定によるものでございます。

補正予算の中身について、ご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款1国民健康保険税、項1、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から、節3介護納付金分現年課税分まで、合わせて252万2,000円の増額は、令和3年度分課税所得に基づく調定見込額の増額により補正を行うものでございます。

次に、7ページをお開きください。款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付等交付金、節1普通交付金は、特定財源となる熊本県国民健康保険団体連合会からの返還金と第三者納付金の増額に伴い、233万1,000円の減額、

節2特別交付金は、特定健康診査未受診者対策事業費の確定による減額、未就学児均等割に関するコクホラインシステム改修費及び傷病手当金の増額に伴い、特別調整交付金64万円の増額、特定健康診査等負担金の概算申請に伴う71万8,000円の増額により補正を行うものです。

次に、8ページをお開きください。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1、節5、未就学児均等割保険税繰入金32万8,000円の増額は、令和4年度から国民健康保険税の未就学児均等割に対し減免制度が実施されたことにより、財源補てんのため繰り入れるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款7繰越金、項1、目1、節1、317万1,000円の増額は、繰越金の確定によるものでございます。

次に10ページをお開きください。

款8諸収入、項2雑入、目1一般被保険者第三者納付金、節1現年度は、第三者納付金の発生に伴い、10万2,000円の増額、目2特定健診等利用者負担金、節1現年度は、地域健診の実績により1万7,000円の減額、目3雑入、節1、222万9,000円の増額は、前年度の療養給付費の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料16万5,000円の増額は、未就学児均等割負担金の交付申請等に伴い、コクホラインシステムの改修に係るものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更で

す。

次に、１３ページをお開きください。

項６傷病手当金、目１、節１８負担金補助及び交付金５０万円の増額は、給与収入がある被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染して、就業できなかったことに対して、給与補償をするものでございます。

次に、１４ページをお開きください。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、目１一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更です。

次に、１５ページをお開きください。

項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源区分の変更です。

次に、１６ページをお開きください。

款４保健事業費、項２特定健康診査等事業費、目１、節１１役務費は、特定健康診査データの管理手数料１万４、０００円の増額、節１２委託料は、地域健診における特定健康診査の受診者の確定、人間ドックの申し込み増加見込み、特定健康診査未受診者対策事業費の確定により、合わせて４５万８、０００円の増額、節１８負担金補助及び交付金は、特定健康診査の受診申し込みの増加見込みにより、４７万２、０００円を増額するものでございます。

次に、１７ページをお開きください。

款５基金積立金、項１、目１財政調整基金積立金、節２４積立金３００万円は、歳計剰余金による国保財政調整基金積立を行うものでございます。

次に、１８ページをお開きください。

款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目５保険給付費等交付金償還金、節２２償還金利子及び割引料６、０００円の増額は、令和３年度の特定健康診査未受診者対策事業費の精算、目６国庫補助金返還金、節２２償還金利子及び割引料４万７、０００円の増額は、令和３年度のマイナンバーカードの保険証利用申込支援事業に係る国庫補助金の精算によるものでございます。

次に、１９ページをお開きください。

款８予備費、項１、目１、２７０万円の増額は、国民健康保険税の見直しに係る歳入不足に備え、予備費を増額するものでございます。

以上が、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第45号 令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第22、議案第45号、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第45号、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,085万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億370万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度実績報告によります国・県交付金精算及び繰越金の確定によるものでございます。

それでは補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金176万7,000円の増額と、目5介護保険保険者努力支援交付金、節1介護保険保険者努力支援交付金181万1,000円の増額は、ともに交付の内示があったためでございます。

7ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節2過年度分の280万8,000円の増額は、令和3年度実績報告に基づく精算金として交付されるものです。

８ページをお願いします。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金、節２過年度分の４８６万９,０００円の増額は、令和３年度精算による介護保険特別会計の繰出金の増額でございます。

目２地域支援事業繰入金、節２過年度分５２万７,０００円の増額は、令和３年度精算による介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

９ページをお願いします。

款８繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金の９０７万２,０００円の増額につきましては、令和３年度においての歳入から歳出を差し引いた繰越金でございます。

１０ページをお願いします。

款９諸収入、項３雑入、目３過年度収入、節１介護給付費負担金過年度収入の１,０００円の減額は、新たに別の款項目で、過年度分を作成したので、この款項目が不要となりますので減額いたします。

１１ページをお願いします。これより歳出です。

款１総務費、項３介護認定審査会費、目１介護認定審査会費、節１１役務費の通信運搬費の２万円の増額は、専用回線使用料のためでございます。

１２ページをお願いします。

款１総務費、項４地域包括支援センター事業費、目１地域包括支援センター事業費につきましては、財源区分の変更でございます。

１３ページをお願いします。

款３地域支援事業費、項１介護予防・日常生活支援総合事業費、目３その他諸費、節１８負担金補助及び交付金の５万９,０００円の増額につきましては、高額介護サービスの支出増が見込まれるためでございます。

１４ページをお願いします。

款３地域支援事業費、項２包括的支援事業・任意事業費、目２任意事業費、目４認知症総合事業支援事業費につきましては、財源区分の変更でございます。

１５ページをお願いします。

款４基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金、節２４積立金の４７７万９,０００円の増額は、繰越金からの基金の積立金に充てるものでございます。

１６ページをお願いします。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１第１号被保険者保険料還付金、節２償還金利子及び割引料の８万７,０００円の増額は、過年度分保険料の払戻金でございます。

目２償還金、節２償還金利子及び割引料の１,５４４万７,０００円の増額につつま

しては、令和３年度の事業費確定によります、国・県・社会保険診療報酬支払基金に対してのそれぞれの返還金でございます。

１７ページをお願いします。

款６諸支出金、項２繰出金、目１一般会計繰出金、節２７繰出金の４６万１,０００円の増額は、令和３年度の精算によりまして、一般会計に繰り出すものでございます。

以上が、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第２３ 議案第４６号 令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２３、議案第４６号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第４６号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７１万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億３,０９５万６,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、後

期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款4繰越金、項1、目1、節1、58万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節1、13万1,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの前年度保険料歳出還付分返納金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金55万7,000円の増額は、令和3年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節22償還金利子及び割引料13万1,000円の増額は、前年度保険料歳出還付金の確定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、2万8,000円の増額は、令和3年度決算額の確定によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款4予備費、項1、目1、4,000円の減額は、繰越金確定により調整するものでございます。

以上が、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第47号 令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第24、議案第47号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第47号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億895万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1廃止は、前年度繰越金の確定により、過疎対策事業債を一般財源に振り替えて事業を実施するため廃止をするものです。

次、7ページをお願いいたします。歳入です。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により、1,635万2,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。

款7町債、項1町債、目2過疎対策事業債は、4ページの第2表地方債補正でご説明したとおり、680万円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。歳出です。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節10需用費は、電気料金と坂瀬川浄水場非常用発電機制御盤の修繕料合わせて853万9,000円の増額です。

節18負担金補助及び交付金は、都呂々ダム共同管理負担金の額の確定により、474万1,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。

款3積立金、項1積立金、目1積立金は、前年度繰越金の一部を積立金として、575万4,000円の増額です。

以上で、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４７号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２５ 議案第４８号 令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２５、議案第４８号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第４８号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９７６万５，０００円を追加、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億４，１６８万１，０００円とするものです。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。

款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金は、前年度繰越金及び償還利子の確定により、事務費分、公債費分、合わせて１００万円の減額です。

７ページをお願いいたします。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金は、前年度繰越金の確定により１，０７６万５，０００円の増額です。

８ページをお願いいたします。歳出です。

款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費、節３職員手当等は、職員の時間外手当１６万４、０００円の増額です。

節１０需用費は、電気料と舗装の保守修繕ですね、修繕料、合わせて６１８万７、０００円の増額です。

節１３使用料及び賃借料は、白木尾第１マンホールポンプ場の非常用発電機故障に伴う発電機の借上料１３２万円の増額です。

９ページをお願いいたします。

款２公債費、項１公債費、目２利子は、償還利子の確定により９万４、０００円の増額です。

１０ページをお願いいたします。

款３予備費、項１予備費、目１予備費は、前年度繰越金の確定により２００万円の増額でございます。

以上で、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４８号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２６ 議案第４９号 令和４年度苓北町宅地造成事業道特別会計補正予算（第１号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２６、議案第４９号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第49号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きください。歳入でございます。

款3、項1、目1、節1繰越金27万6,000円の増額につきましては、令和3年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開きください。歳出でございます。

款3、項1、目1予備費27万6,000円の増額につきましては、繰越金を予備費とするものでございます。

以上で、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第27 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第27、報告第7号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。

その報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

朗読は省略します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

-----○-----

日程第28 発議第6号 苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第28、発議第6号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 発議第6号。令和4年9月1日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。

苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由でございますが、ご承知のとおり、先の令和4年6月8日、議員全体会及び、令和4年8月9日、議員全体会で申し合わせしました第18期苓北町議会議員の議員定数が10人となる中での議会委員会の組織運営につき、議会委員会の定数を6人から5人、議会運営委員会の委員の任期について、常任委員会のそれを準用し、2年とするものの当該条例の一部改正が必要であるためでございます。

以上。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

先の議員全体会において、議員全体で協議した内容での条例改正（案）となっております。このことについては質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

発議第6号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第29 発議第7号 苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第29、発議第7号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 発議第7号。令和4年9月1日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由でございますが、この件につきましては、先の令和4年6月8日の議員全体会で申合せました第18期苓北町議会議員の議員定数が10人となる中で、当該条例中、常任委員長と特別委員長と区分することなく、委員長として規定するため、今回、発議するものです。

とりわけ、現行の議会広報特別委員会委員長の議員報酬月額を示すことになります。

現在の22万8,000円を23万1,000円とするものであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

先の議員全体会において、議員全体会で協議した内容での条例改正（案）となっております。このことについては、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって発議第7号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

9月10日、11日は休日のため休会、9月12日から14日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から14日までの5日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、15日（木曜日）、午前9時30分から開会します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 4時33分

令和 4 年 9 月 1 5 日（木）

（第 4 日 目）

令和４年第６回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和４年第６回苓北町議会定例会は、令和４年９月１５日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2	認定第 2 号	令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 3	認定第 3 号	令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 4	認定第 4 号	令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5	認定第 5 号	令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6	認定第 6 号	令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7	認定第 7 号	令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8	認定第 8 号	令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9	認定第 9 号	令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10	認定第 10 号	令和3年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11	認定第 11 号	令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 12	請願第 1 号	旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し関係を断ち切るよう求める請願書
日程第 13	陳情第 7 号	ペーロン船格納庫建設に関する要望書
日程第 14		陳情等文書表について
日程第 15		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 16		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 10 | 認定第 10号 | 令和3年度苓北町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 11 | 認定第 11号 | 令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

山本政人委員長。

○決算審査特別委員長（山本政人君） おはようございます。

決算審査の結果につきまして、報告書に基づき、説明をいたします。

苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和4年第6回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された令和3年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記。

1. 審査年月日、令和4年9月12日、9月13日、9月14日の3日間。
2. 審査場所、大会議室、第1・第2委員会室。
3. 委員の出席、山本政人委員長、野田謙二副委員長、山口利生委員、廣田幸英委員、高戸幸雄委員、松本良人委員、石田みどり委員、浜口雅英委員、倉田明委員、田嶋豊昭委員。
4. 委員の欠席、なし。
5. 委員外の出席、錦戸俊春議長。
6. 監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、野崎幸洋監査委員。
7. 執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務・企画政策・会計・土木管理・農林水産・商工観光・税務住民・福祉保健・水道環境・教育の各課長・健康増進室長及び行革デジタル対策室長。
8. 委員会の書記、龍岡議会事務局長、田中総務課長補佐（13日、14日）、田平総務課長補佐（12日）、西川企画政策課長補佐。
9. 審査の過程、本委員会は、令和3年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。
10. 審査の結果、
 - ①認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、
 - ②認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
 - ③認定第3号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
 - ④認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、
 - ⑤認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

⑥認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、
⑦認定第7号、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、
⑧認定第8号、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、
⑨認定第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、
⑩認定第10号、令和3年度苓北町特別地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

⑪認定第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
以上11件、全て認定すべきものと決定しました。

11. 併せて、次の事項について執行部に対し要望することを決定しました。

1) 一般会計、

○歳入につきまして、

①税負担の公平性を図るためにも徴収率の向上に引き続き努力されたい。

②脱炭素社会に向けて、国の政策等情報収集に努められたい。

○歳出についてであります。

①町の魅力を発信するため積極的に情報発信を行われたい。

②町民の生命と財産を守るため、防災対策についてさらに努められたい。

③企業誘致については、引き続き努力されたい。

④町有施設の管理体制の強化に努められたい。

○特記事項。

①新型コロナウイルス感染拡大防止にさらに努められたい。この中には特に、実際の感染者、濃厚接触者となられた方への支援について考えてほしいという要望がありました。

2) 坂瀬川財産区特別会計。①特記事項なし。

3) 都呂々財産区特別会計。①特記事項なし。

4) 国民健康保険特別会計。①特記事項なし。

5) 介護保険特別会計。①特記事項なし。

6) 後期高齢者医療特別会計。①特記事項なし。

7) 水道特別会計。①特記事項なし。

8) 下水道特別会計。①特記事項なし。

9) 農業集落排水特別会計。①特記事項なし。

10) 特定地域生活排水処理事業特別会計。①特記事項なし。

11) 宅地造成事業特別会計。①特記事項なし。

令和4年9月14日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、山本政人。

苓北町議会議長、錦戸俊春様。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査結果報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は、認定第1号から認定第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和3年度苓北町一般会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和3年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

す。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和3年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第8号、令和3年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和3年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第10号、令和3年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

先ほど、特別委員会審査結果報告書の中にありました執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会決算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として、町執行部に対しての要望とさせていただきます。

-----○-----

日程第12 請願第1号 旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し関係を断ち切るよう求める請願書

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、請願第1号、旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し、関係を断ち切るよう求める請願書についてを議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 請願書。

旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し、関係を断ち切るよう求めます。

苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者でございますが、熊本県天草郡苓北町都呂々■■■■番地、塚田達。

紹介議員、石田みどりでございます。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着関係、世界統一家庭連合による政界工作の実態が次々に報道で明るみにされてきています。国会議員、地方議員を問わず世界統一家庭連合の集会や式典に出席し、祝辞を述べ、祝電を打つという行為が目立っています。また一方では、別の名称を名乗った実行委員会主催の体裁をとったりし

たイベントを開催し、そこに議員の参加や自治体、報道機関などからの後援が行われるなどしている。こうした行為はいかにも世界統一家庭連合の活動が社会的に承認されており、問題のない団体やイベントであるという「お墨付き」として利用されている。

世界統一家庭連合は、統一教会と名乗っていた頃から、信者の人権を抑圧し、靈感商法による金銭的搾取と家庭の破壊等の深刻な被害をもたらしてきた反社会的な団体であり、世界統一家庭連合に名前を変えてもその体質は変わっていない。世界統一家庭連合の名前を知らず、祝電や集会、イベント等への参加、後援を行っていたとしても、政治家や自治体等におけるお墨付きは結果的に世界統一家庭連合による反社会的な活動を容易にしたうえに、是正を困難にするものとして悪用される。

こうした状況を根絶して、新たな被害を生み出さないようにするためには、世界統一家庭連合からの工作によって形成されてきた癒着関係の実態を明らかにして、それを断ち切るための取り組み、ルール作りが決定的に必要である。それは個人任せではなく、政府、政界をあげて取り組まなければならないことである。

世界統一家庭連合の活動によってもたらされる被害の防止と政治、行政への信頼回復のためにも、岸田政権がまさに先頭に立って、世界統一家庭連合と政界との癒着の実態を解明して、その関係を断ち切る取り組みを進めることを強く要望するものです。

2枚目に一応（案）として、旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し、関係を断ち切るよう求める意見書（案）としてあげております。

中身は今、説明をしました請願書と同じになっておりますので、ちょっと省略をさせていただきますと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、内閣総理大臣、岸田文雄様、衆議院議長、細田博之様、参議院議長、尾辻秀久様。

荅北町議会。ということであります。

やっぱり旧統一教会との関係ある議員が、自民党の中で大多数を占め、その中でも安倍派が一番、最も多いと報道もあります。人間の弱みにつけ込んで、多額な金を献金させ、高額な物品を売りつけ、家庭と家族を窮地に追い込んでしまうカルト集団と、政治との関わりを立ち切らなければならないと思うので、政府を挙げて解明するための意見書をぜひ上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

請願第1号、旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し、関係を断ち切るよう求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。

したがって、請願第1号、旧統一教会と政界との深い関係を政府の責任で徹底解明し、関係を断ち切るよう求める請願については、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第13 陳情第7号 ペーロン船格納庫建設に関する要望書について

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、陳情第7号、ペーロン船格納庫建設に関する要望について申し上げます。

関連する議案第41号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第4号）が、原案可決されたことに伴い、同一会期中の一事不再議の原則の観点から、陳情第7号、ペーロン船格納庫建設に関する要望書は、みなし採択とします。

—————○—————

日程第14 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は先にお配りしました1件になります。

陳情第6号、「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定ならびに議会運営に関する申合せにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第15 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 16 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにしたと思います。

なお、議員派遣の変更があった場合、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和 4 年第 6 回 荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前 9 時 58 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員